

JETRO

特許庁委託事業

# 模倣対策マニュアル

## フィリピン 編

2010年3月



## はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル フィリピン編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です。(http://www.jetro.go.jp/theme/ip/data/data/manual.html)  
本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2010 年 3 月

日本貿易振興機構  
在外企業支援・知的財産部  
知的財産課

## 全体要旨

フィリピン共和国における知的財産制度は、主として共和国法 No.8293、「フィリピン知的財産権法」（以下、IP 法）によって管理される。このほか半導体集積回路配置図や電子商取引、植物品種など特定の知的財産権を保護するための特別法が存在する。

フィリピンは、WIPO 設立条約、パリ条約（工業所有権）、ベルヌ条約（文学的および美術的著作物）、特許協力条約、ローマ条約（実演家、レコード製作者および放送機関）、WIPO 著作権条約（WCT）、WIPO 実演・レコード条約（WPPT）の加盟国である。また同じく、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）にも加盟している。しかしながら、マドリッド議定書に加盟しておらず、依然として加盟に向けた検討が行われている。

フィリピン知的財産庁（以下、IPO）は IP 法の実施について第一次的な責任を担う政府機関である。IPO は知的財産、とりわけ発明、商標、サービスマーク、商業、標章が付された容器、実用新案、意匠、および任意のライセンスの保護に係る各種規則を発布している。しかしながら、「地理的表示」、「非開示情報」および「営業秘密」に関する規則はいまだ存在しない。

また、IPO は国家知的財産権委員会（NCIPR）の主導的な調整機関である。同委員会は、フィリピン国家警察、国家捜査局、関税局、光メディア委員会、内務地方自治省、司法省、その他の機関から構成される横断的な組織である。NCIPR の設置は、国内における模倣品・海賊版問題に係るフィリピン政府の最初の対応策であった。同時に政府は、最高裁判所が権利侵害を含む知的財産関連事件を独占的に審理する特定の通常裁判所を指定することを目指していた。しかしながら、最高裁判所は、特別知的財産裁判所の指定に値する事件が存在しないことを理由に、知的財産関連事件を特別商事裁判所に移送することとした。最高裁判所は、事件数が増加し、知的財産裁判所の創設が正当と認められた場合再度創設を検討すると宣言した。

日系企業がフィリピンにおいて直面する最も一般的な知的財産問題は、商標権侵害、模倣品被害、著作権侵害およびインターネット上の海賊行為である。IP 法および他の関連法律の下、権利者は、知的財産権を執行するために各種の救済措置を利用できる。権利者は、侵害者に対して刑事訴訟、民事訴訟または行政措置の申立てを提起できる。また、他の手段として税関登録制度、税関救済措置、あるいは交渉や協議による解決を選択することが可能である。

フィリピン IP 法は知的財産侵害の構成要件、罰則および損害賠償について十分な規定を設けている。近年の統計は、フィリピン政府が保護のための取組を積極的に推進していることを示している。しかしながら、IPO や裁判所に対する知的財産関連事件の訴訟件数が漸増しているという事実は、一部の権利者が現存する法的救済措置の利用について消極的であること示唆している。これは、フィリピンで権利執行するか否かを決定する際に、権利者が考慮すべき点として、法的検討事項に加え様々な実務上の問題が存在するからに他ならない。そのような検討事項は、権利者が侵害者に対して採る措置の成功あるいは不成功を決定付ける。

# 目次

I. はじめに	1
II. 知的財産権の取得	3
1. 商標とサービスマーク	3
1-1 商標とは	3
1-2 先願主義	3
1-3 禁止標章	3
1-4 商標調査	4
1-5 登録のための方式要件	5
1-6 方式審査および出願日	6
1-7 出願書類および商標データベースの機密性	7
1-8 実体審査	7
1-9 初期公告	8
1-10 登録証書	8
1-11 期間	8
1-12 出願および登録の維持	9
1-13 更新	9
1-14 著名商標	9
1-15 図	13
1-17 商標の譲渡	16
1-18 商標のライセンス	16
2. 発明の特許と実用新案の登録	17
2-1 発明の特許	17
2-2 実用新案	18
2-3 特許出願の方式要件	19
2-4PCT 国内移行手続のための方式要件	20
2-5 特許出願手続	20
2-6 実用新案 - 方式審査と公告	22
2-7 先行技術調査	23
2-8 職務発明	23
2-9 特許の維持	23
2-10 特許強制実施許諾	24
2-11 侵害事件における立証責任の転換	24
2-12 均等論	24
2-13 特許の失効（取消し）	25
2-14 侵害に対する防護としての無効性	25
2-15 発明特許の譲渡およびライセンス	25
3. 意匠	27
3-1 定義	27
3-2 登録の必須条件	27
3-3 方式要件	28

3-4 方式審査	29
3-5 公告	29
3-6 登録	29
3-7 図	30
3-8 登録の取消し	30
4. 著作権および著作隣接権	31
4-1 著作権保護の目的	31
4-2 著作権の定義	31
4-3 著作権保護の取得	33
4-4 著作権の期間	33
4-5 著作権の所有	34
4-6 著作権の登録	34
4-7 光メディアにおける知的財産権の保護	35
4-8 著作物の違法なアップロード／ダウンロード	36
5. 営業秘密の保護	38
5-1 「秘密」の定義	39
5-2 雇用契約における規約	40
6. その他の知的財産	41
6-1 植物品種	41
6-2 商号	42
6-3 地図表示	42
6-4 半導体閉鎖回路のレイアウトデザイン	43
7. 技術移譲の取決めと任意のライセンス	44
7-1 フィリピン政府の政策	44
7-2 関連法と規制	44
7-3 ライセンシングにおける制限	44
7-4 ロイヤルティに対する課税	46
<b>Ⅲ. 知的財産権侵害または不正競争の立証</b>	<b>48</b>
1. 知的財産権侵害の検証	48
2. 訴訟提起において検討すべき要素	48
2-1 タイミング	48
2-2 特別委任状および議長証明書	49
2-3 告訴人	49
2-4 鑑定人の利用可能性	49
2-5 裁判地もしくは法廷	50
2-6 警告状	50
2-7 和解	51
3. 日本企業が直面する知的財産権侵害の問題	52
4. 誰が侵害訴訟を提起できるのか	53
4-1 商標権侵害	53
4-2 不正競争	54
4-3 特許権侵害	55
4-4 著作権侵害	55

<b>IV. 刑事訴訟、民事訴訟および行政措置</b> .....	<b>57</b>
1. 刑事訴訟 .....	57
2. 民事訴訟と行政措置 .....	58
3. 暫定的救済措置 .....	59
3-1 民事捜査 .....	59
3-2 民事訴訟・行政措置における仮差押命令および差止仮処分 .....	60
<b>VI. 裁判手続き</b> .....	<b>62</b>
1. 民事訴訟の提起と被告側の答弁 .....	62
2. 裁判によって与えられる救済措置 .....	63
2-1 損害賠償 .....	63
2-2 差止命令 .....	64
2-3 侵害ラベルの破壊 .....	64
3. 時間の制限 .....	65
<b>VII. 税関措置</b> .....	<b>66</b>
1. 登録 .....	66
2. 登録の利点 .....	67
<b>VIII. フィリピンの裁判制度とその特徴</b> .....	<b>69</b>
1. 憲法 .....	69
2. 法 .....	69
2-1 地方裁判所と地方巡回裁判所 .....	69
2-2 首都圏裁判所と都市地方裁判所 .....	69
2-3 地域裁判所 .....	69
2-4 シャリーア裁判所 .....	69
2-5 租税控訴裁判所 .....	70
2-6 サンディガンバヤン（公務員裁判所） .....	70
2-7 控訴裁判所 .....	70
2-8 最上位の裁判所 - 最高裁判所 .....	70
3. 各裁判所の管轄権 .....	71
3-1 最高裁判所 .....	71
3-2 控訴裁判所 .....	71
3-3 地域裁判所 .....	72
3-4 首都圏裁判所、都市地方裁判所、地方裁判所、地方巡回裁判所 .....	73
4. 各種知的財産紛争に関する管轄権の概要 .....	74
4-1 管轄権 .....	74
4-2 上訴管轄権 .....	74
<b>IX. その他の関連情報</b> .....	<b>76</b>
1. 侵害に関する統計データ .....	76
2. 国家知的財産権委員会 .....	77
<b>警告状サンプル</b> .....	<b>79</b>
<b>付属資料一覧</b> .....	<b>81</b>

資料 1	本マニュアルで引用された各法令のウェブサイトリスト	82
資料 2	商号法	84
資料 3	関税法 3601 条	85
資料 4	関税局行政命令 No. 6-2002	86
資料 5	特許願	94
資料 6	特許権譲渡申請書	96
資料 7	国内移行手続申請書	98
資料 8	実用新案登録願	99
資料 9	意匠登録願	101
資料 10	商標登録願	103
資料 11	商標権譲渡申請書	105
資料 12	実用宣言書	107
資料 13	著作権登録願	108
資料 14	税関登録申請書一式	111
資料 15	特許出願登録手続	120
資料 16	商標・サービスマーク出願登録手続	121
資料 17	実用新案／意匠出願登録手続	122
資料 18	税関における取締	123
資料 19	技術移転の登録	124
資料 20	知的財産権侵害に対する行政措置申立	125
資料 21	法務局における知的財産権の当事者間紛争処理（無効審判等）の流れ（1）	126
資料 22	法務局における知的財産権の当事者間紛争処理（無効審判等）の流れ（2）	127

## フィリピン知的財産制度関連用語一覧

### 1. 機関

日本語名称	正式名称	略称
司法省	Department of Justice	<b>DOJ</b>
検察庁	Public Prosecutor's Office	<b>PPO</b>
反海賊版タスクフォース	Task Force on Anti-Intellectual Property Piracy	<b>TFAIPP</b>
国家捜査局	National Bureau of Investigation	<b>NBI</b>
知的財産部	Intellectual Property Rights Division of the NBI	<b>IPRD-NBI</b>
貿易産業省	Department of Trade and Industry	<b>DTI</b>
知的財産庁	Intellectual Property Office	<b>IPO</b>
法務局	Bureau of Legal Affairs of the IPO	<b>BLA</b>
商標局	Bureau of Trademarks of the IPO	—
特許局	Bureau of Patents of the IPO	—
資料・情報・技術移転局	Documentary, Information and Technology Transfer Bureau of the IPO	<b>DITTB</b>
内務地方自治省	Department of Interior and Local Government	<b>DILG</b>
フィリピン国家警察	Philippine National Police	<b>PNP</b>
反詐欺・商業犯罪部 ／犯罪捜査グループ	Anti-Fraud & Commercial Crimes Division/ Criminal Investigation & Detection Group- Philippine National Police	<b>AFCCD/CIDG -PNP</b>
関税局（財務省）	Bureau of Customs	<b>BOC</b>
関税局 知的財産部門	Intellectual Property Unit of the Bureau of Customs	<b>IPU-BOC</b>
食品医薬品局（保健省）	Bureau of Food and Drugs	<b>BFAD</b>
光メディア委員会	Optical Media Board	<b>OMB</b>
国家図書開発委員会	National Book Development Board	<b>NBDB</b>



国家知的財産権委員会	National Committee on Intellectual Property Rights	<b>NCIPR</b>
国家通信委員会	National Telecommunications Commission	<b>NTC</b>
フィリピン知的財産研究・訓練所	Intellectual Property Research and Training Institute of the Philippines	<b>IPRTI</b>
(旧) フィリピン特許庁	Philippine Patent Office	<b>PPO</b>

## 2. 条約・法律

日本語訳	正式名称	略称
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)	General Agreement on Tariffs and Trade-Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights	<b>TRIPS Agreement</b>
特許協力条約	Patent Cooperation Treaty	<b>PCT</b>
知的財産法	Intellectual Property Code	<b>IP Code</b>

※その他については付属資料参照

## 3. その他

日本語訳	正式名称	略称
税関行政命令	Customs Administrative Order	<b>CAO</b>
捜査・差押令状	Warrant of Seizure and Detention	<b>WSD</b>
実用宣言書	Declaration of Actual Use	<b>DAU</b>
委任状	Power of Attorney	<b>POA</b>
特別委任状	Special Power of Attorney	<b>SPA</b>
フィリピン特許オンライン検索システム	Philippine Patent Online Search System	<b>PhilPat</b>
植物品種保護	Plant Variety Protection	<b>PVP</b>
技術移転取決め	Technology Transfer Arrangement	<b>TTA</b>
商標電子公報	IPO Trademark Electronic Gazette	<b>TM E-Gazette</b>

# I. はじめに

フィリピンは、私有財産の所有権を認める法的制度によって 3 世紀以上に渡って統治されてきた。私的財産の所有権には、個人の音楽的および芸術的創造もしくは発明に関する権利が含まれている。したがって、フィリピンが 1 世紀以上に渡り産業および知的財産権を保護してきたことを知ったからといって驚くにはあたらない。

商標、特許および著作権に関するスペイン法が、18 世紀という早い段階でフィリピン群島全体に適用されてきた。そして米国の統治下で、フィリピンは商標、特許および著作権を保護する法律を持つに至った。

さらに、1919 年までにフィリピン最高裁判所は、商標権侵害を含む事件をすでに裁定している。*Forbes Munn and Co.*<sup>1</sup> の事件では、最高裁判所は、原告が “Three Soldier Khaki” もしくは “Soldier Khaki” という呼び名でよく知られているカーキ色の軍服を示す用語として、正式に登録された商標を使用しているという事実を認めた。被告は、原告の考案品に付けられている特定の言葉と類似し、かつ一般的な色調を用いた商標 (“KHAKI DRILL” という言葉と 5 人の兵士の衣装からなる) を使用していた。最高裁判所は、その商標の実質的かつ識別性を有する部分を複写するという欺瞞的な行為が、侵害を構成するに十分であるという裁定を下した。最高裁は、二つの商標には類似性および相似性が存在し、混同を惹起する可能性があるとして結論付けた。

フィリピンにおける知的財産保護の長い歴史および 1998 年に成立した新しい知的財産法 (Intellectual Property Code、以下 IP 法) が、フィリピンにおける知的財産権保護制度の発達の過程に関するひとつの指標である。IP 法は TRIPS 協定とフィリピン国内法とを調和するために制定された。しかし、これら法の発展が果たして実際に知的財産の権利者によって信頼されるのかという持続的な問題が今日もなおフィリピンには存在する。

新しい IP 法は、それまで別々だった商標、特許、著作権に係る各法を、ひとつの成文法へ法典化したものである。IP 法の下では、

1. 特許権侵害とは、特許権者の承認を得ずに、特許を受けた物または特許を受けた方法により直接的または間接的に得られた物を生産、使用、販売のための申出、販売もしくは輸入、もしくは特許が受けた方法を使用する行為をいう<sup>2</sup>。特許権者は、侵害に対する損害賠償および自己の権利保護のための差止め命令を求めると裁判所に訴訟を提起できる<sup>3</sup>。
2. 「商標」とは、「企業の商品 (商標) もしくはサービス (サービスマーク) を識別することのできる可視標識」として定義され、「スタンプもしくは標章を付した商品の容器<sup>4</sup>」も含む。インターネットドメイン名は、IP 法の下ではサービスマークの適応例として保護される。さらに、ある人物が、登録商標の権利者の承諾を得ずに、

---

<sup>1</sup> *Forbes Munn and Co. vs. Ang San To*, 40 Phil. 272 (1919).

<sup>2</sup> IP 法、76 条 1 項

<sup>3</sup> IP 法、76 条 2 項および 76 条 4 項

<sup>4</sup> IP 法、121 条 1 項

当該商標の複製または模倣あるいはその主要な特徴を、商品またはサービスの販売、販売の申出、広告その他の準備段階に関連して商業上使用した場合、もしくは、当該登録商標またはその主要な特徴を複写または模倣し、商品またはサービスのラベル、容器および広告にそれらを適用した場合には、当該人物は商標権侵害としての責任を負う<sup>5</sup>。

3. 不正競争に対する訴訟は、商標の登録如何にかかわらず提起できる。したがって、詐欺的または欺瞞的、あるいはその他の善意に反する手段を用いることにより、自己の製造した製品または事業やサービスを他人のものと偽り、当該他人の信用を損ねるに至った者は不正競争の罪を犯したとみなす<sup>6</sup>。
4. 著作権は、原則的に著者または創作者に帰属し、容認されうる公正使用であると判断された特定の場を除き、著者または創作者の承諾を得ずに文学、芸術、音楽またはその他の著作物を複写もしくは使用することを防止する権利である。概して、著作権保護の対象となるのは以下のとおりである。
  - a. 文学および芸術の著作物
  - b. 二次的著作物、および、
  - c. 録音、映画、放送もしくはケーブル番組を含むのその他の著作物<sup>7</sup>

フィリピン IP 法には、知的財産権の侵害の構成要件、罰則または損害賠償に関する規定が十分に設けられている。ただし、フィリピン国内で権利行使をする決定する際には、権利者が考慮すべき実践的な問題がある。これらの検討事項は、権利者が侵害者に対して実施する一連の措置の成否を決定付ける。

---

<sup>5</sup> IP 法、155 条

<sup>6</sup> IP 法、168 条 および 169 条

<sup>7</sup> IP 法、172 条

## Ⅱ．知的財産権の取得

### 1．商標とサービスマーク

#### 1-1 商標とは

知的財産法(以下、IP法)の下では、「商標」は、「企業の商品(商標)もしくはサービス(サービスマーク)を識別することのできる可視標識」と定義され、「スタンプもしくは標章を付した商品の容器も含む<sup>8</sup>」。商標として登録できる標章は、可視標識、すなわち視覚に訴える標識として定義されているため、音、香りまたは触覚上の標章は除外される。

標章は、単純なもしくは様式化された言葉、意匠、複合標章、色彩、形状、集合的標章もしくは三次元標章のいずれの形態であってもかまわない。

日本語の文字そのものは、標章の定義の範疇に含まれる。識別性の要件を具備する限り登録することができる。

色彩は、形状<sup>9</sup>で定義されている場合に限り登録可能である。機能的形状標章、すなわち技術的要因、商品自体の性質または商品の固有の価値に影響を与えるような要素により必要とされる形状または構成からなる標章は、登録から除外される<sup>10</sup>。

IP法の下では、団体商標とは、「団体商標の権利者の管理の下でその標識を使用する、個々の企業の商品またはサービスの品質を含む出所またはその他の共通の特徴を識別することのできる可視標識」とされる<sup>11</sup>。団体商標を登録するには、出願人は、前記団体商標の使用を管理する協定書の写しを提出しなくてはならない。<sup>12</sup>

#### 1-2 先願主義

IP法は、先願主義を効果的に採用しており、商標に対する権利は登録を通じて取得される。同一の商標の出願があった場合、先の出願日のある商標に優先権がある。

#### 1-3 禁止標章

下記の標章は、登録を禁止されている。<sup>13</sup>

---

<sup>8</sup> IP法、121条1項

<sup>9</sup> IP法、123条1項(l)

<sup>10</sup> IP法 123条1項(k)

<sup>11</sup> IP法、123条2項

<sup>12</sup> IP法、167条2項(a)

<sup>13</sup> IP法、123条1項(a)、(b)、(c)、(d)、(e)、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)および(l)

1. 不道德、欺瞞的または抽象的な標章、あるいは生存している人物および故人、機関、信条または国家の象徴を非難したりそれらとの関連性を不当に示唆するような標章、あるいはこれらを侮辱しまたは悪評に至らしめる可能性のある標章。
2. フィリピン共和国またはその政治的下部組織の旗、紋章またはその他の徽章や、その他の外国の旗、紋章またはその他の徽章、あるいはそれらに類似するもの。
3. 特定の生存している個人を表す名称、肖像画もしくは署名。ただしその者の書面による登録の承諾を得ている場合は除く。
4. 故フィリピン大統領の名称、肖像画もしくは署名。但し、配偶者が存在している場合で、その存命中に限る。当該配偶者の書面による登録の承諾を得ている場合は除く。
5. 同一の商品またはサービスあるいは密接に関連する商品またはサービスについて、異なる所有者に帰属し先の出願日または優先日を有する登録商標と同一の標章。
6. フィリピンで登録されているか否かを問わず、国際的かつフィリピンで著名であると、フィリピンの権限ある機関から認められた商標と同一、または混同を生じさせるほど類似するまたはその翻訳であり、さらに同一もしくは密接に関連する商品・サービスについて、既に出願人以外の者の商標であるとされるもの。
7. 類似しない商品またはサービスについて、国際的またはフィリピンにおいて著名であるとフィリピンの権限ある機関から認められた登録商標と同一または混同を生じさせるほど類似するまたはその翻訳であり、それらの商品・サービスに関する商標の使用が、登録商標の所有者と関連があると示唆するもの。
8. 商品またはサービスの、特に性質、品質、特徴、地理的原産について誤解を与えるもの。
9. 特定しようとしている商品またはサービスの一般名称。
10. 日常の言語であるいは確立された商業上の慣行において、商品またはサービスを表すために習慣または一般的となっている標識または表示。
11. 対象とする商品またはサービスの種類、品質、数量、意図された目的、価値、地理的原産、商品製造・サービス提供の時間、その他の特徴の説明であるもの。
12. 公序良俗に反するような標章。

#### 1-4 商標調査

出願前の商標またはサービスマークについて、同一の標章もしくは混同を生じさせるほど類似した標章がすでに登録されているか、あるいは係属中の出願の対象となっているか否かを判

断するために調査を実施できる。このような類似した先行標章の存在は、商標出願を拒絶する根拠となる。

調査は、知的財産庁（Intellectual Property Office of the Philippines、以下 IPO）のウェブサイト（<http://www.ipophil.gov.ph>）を通じて行うことができる。また、IPO の図書課に赴けば、手作業による公開インデックスファイルの検索も行うことができる<sup>14</sup>。

## 1-5 登録のための方式要件

商標登録を出願するためには、出願人またはその代理人は、下記の基本的文書を作成し提出する必要がある。

1. 英語またはフィリピン語で書かれた申請書
2. 委任状（Power of Attorney、略称 POA）
3. 登録を求める標章の鮮明な白黒の表示。出願人が出願において色彩の請求を望む場合は、標章の表示は色付きなければならない

下記の情報および文書類が、出願書類の記入を完了するために必要となる<sup>15</sup>。

1. 登録の申請
2. 出願人の完全な名前と住所
3. 出願人の国籍（自然人）または出願企業（法人）の国／州
4. 出願人がフィリピン内に居住していない場合には、その代理人もしくは代表者の指名
5. 出願人が先の出願に基づいて優先権を主張する場合、以下の表示
  - a. 先の出願が行なわれた国
  - b. 先の出願が行われた正確な日付（すなわち年月日）
  - c. 先の出願の出願番号。出願人は、フィリピンにおける出願に与えられた出願日から 3 ヶ月以内に、先の出願の認証されたコピーを IPO に提出すること

---

<sup>14</sup> IP 法、139 条 2 項の規定:

「139 条 登録標章の公告、登記簿の検査

139 条 2 項 知的財産庁に登録された標章は、何人も無料で閲覧することができ、費用を負担することにより写しを入手できる。この規定は、登録標章に関して記録されている取引にも適用する」

<sup>15</sup> IP 法、124 条 1 項

が求められる<sup>16</sup>。

外国語書面を、日本語、あるいはフィリピン語または英語以外の言語で作成する場合は、認証された英語の翻訳文を添付して提出しなければならない。

6. 出願人が商標の識別上の特徴として色を請求する陳述。請求する色の一般名と、色の請求について所定手数料の支払いを含む
7. 登録を求める商標の鮮明な複写
8. 商標が対象とする特定の商品またはサービスのリスト、および「ニース分類」9版に基づく商品・サービスの分類<sup>17</sup>
9. 出願人または代理人の署名

IP法からは、出願前における使用の要件が削除されている。

#### 1-6 方式審査および出願日

IPOは、出願を受理すると、出願日の交付に必要な方式要件を満たしているか否かを判断する。要件を具備していれば出願日と出願番号が割り当てられる。

出願日に願が適切に受理されるためには、以下の事項を明確にした上で出願書類を提出する必要がある<sup>18</sup>。

1. 商標の登録が求めていると明示または黙示の表示
2. 出願人の身元
3. 出願人、または代理人がいる場合は代理人の、連絡するために十分な表示
4. 登録を求める商標の鮮明な複写
5. 出願が対象とする商品・サービスのリスト
6. 所定の出願手数料の支払い

出願書類の認証、公正証書化、証明および公認に関する要求事項は除外された。

---

<sup>16</sup> 商標規則、規則 203

<sup>17</sup> IP法、144条 IPO命令 No. 104, 2003シリーズ

<sup>18</sup> IP法、127条

## 1-7 出願書類および商標データベースの機密性

審査中の出願の記録とファイルラッパーは、IPO に最大の機密として取扱われる。出願人および正当に権限が与えられた代表者のみが、審査中の出願の出願記録を調べることができる。

しかしながら、IPO は一般市民がアクセス可能なオンライン商標データベースを保持しており、そこには登録済または審査中の全ての商標の基本的な詳細がリスト化されている。そうした詳細には、出願人・登録者の氏名と住所、商標の複写や表示、出願・登録番号、出願日、登録日、免責条項（存在する場合）、登録・出願の対象となる商品・サービスのリスト、ならびに進行状況が含まれる<sup>19</sup>。

## 1-8 実体審査

出願された商標またはサービスマークは、固有の登録可能性および利用可能性を判断するために、実体審査に付される。

固有の登録可能性を判断する際、IPO は、標章が商品またはサービスの商標もしくはサービスマークとして機能するだけの十分な特徴を備えているかを審査する。すなわち、標章が対象とする商品・サービスの性質、特徴、特性、品質の一般名称や説明的なものではないことを審査する。

出願中の標章が登録可能か否かを判断するに際し、IPO は、審査中の標章と同一または混同を生じさせるほど類似する先行商標が無いかデータベースで検索する。審査官は、審査される標章の要素のいずれかと同一かまたは必然的に関連する検索パラメーターを用いて、データベースでの調査を行なう。例えば、審査中の標章が「QUICK BROWN FOX」であり、国際分類 1 の商品を対象としているのであれば、審査官は、可能性のある同一もしくは混乱するほど類似の先行商標を検索するために、QUICK、BROWN、FOX といった類似商標として想定される用語を検索パラメーターとして使用する。

審査官は通常、特に先行商標が国際分類の第 1 類の商品、または第 1 類の製品に関連する商品またはサービスを対象としている場合には、前述の語を含む全ての先行商標を洗い出す。

担当する審査官は、出願に対して何らかの異議があると考えた場合は、「拒絶通知書／登録可能性報告書」を発行する。審査官による異議は、登録可能性報告書に示された郵送日から 60 日以内に、出願人が同報告書への回答を IPO に提出することによって解消することができる。前述の回答提出期間は、適切な延長申請書の提出と所定の延長料支払いにより、更に 60 日間延長できる。その後は、通知書への更なる回答期間延長を IPO は認めない。回答期間内に回答書を提出しない場合は、その商標・サービスマーク出願は放棄されたとみなされる<sup>20</sup>。

---

<sup>19</sup> 商標登録に関する規則 702 には以下のように規定されている。

規則 702 審査官は異議申立のための公告を担当する；公告前出願は秘密である  
(中略)

係属中の出願ファイルの閲覧は、(中略)・・・異議申立が公告される前は、出願人の書面による許可がなければ、何人にも認められない。ただし、出願人の名称および住所、商標の説明、(中略)・・・当該商標が使用されている商品、事業、サービスまたは容器、分類番号、出願番号および出願日を記載した係属出願の目録は、出願後速やかに公衆の閲覧に供される。

<sup>20</sup> 商標規則、規則 610 および 614



出願人が、異議を解消できなかった場合は、その出願は拒絶される。審査官による拒絶査定は、IPO の商標局長に対して上訴が可能である。

一方で、担当審査官が出願を拒絶する理由が無いと判断するか、拒絶理由が回答書、補正書、訂正の手段によって十分に解消された場合、審査官は出願公開を許可する決定を下し、それに対応する許可通知を発行する。

担当審査官によって、商標が固有の登録可能性を持ち、登録に利用可能であると判断された後、IPO は商標の公開を承認する。

## 1-9 初期公告

出願は、IPO Trademark Electronic Gazette (IPO 商標電子公報、略して TM E-Gazette) で公告される。公告は、その商標を IPO が許容できると判断したことを一般に推定告知する役割を果たす。

日本国民および日本企業は、出願商標の許可について TM E-Gazette によって推定的に通知される。これらは、出願手続によって拘束される。

出願は、その標章の登録によって損害を受けると信じる者から期間内に異議申立てがなされない限り、登録に向けた手続が継続される。異議申立ては、公告された商標またはサービスマークの出願に対して公告日より 30 日以内に行うことができる。前述の 30 日間は、更に最大 90 日間延長できる。

異議申立てがなされない、あるいは不成功に終わった場合、IPO は出願人に対して 2 回目の公告手数料支払通知を発行し、手数料の支払われると登録証書が準備される。

## 1-10 登録証書

登録証書は、登録の有効性、商標に対する登録者の所有権、当該商標を登録証に明記された商品またはサービスおよびそれらに関連する商品またはサービスに関連して使用する登録者の排他的権利に係る一応の証拠となる役割を果たす<sup>21</sup>。登録された商標の権利者は、同意を得ていない全ての第三者が、登録商標に同一または類似の商品またはサービスに、同一または類似の標識または容器を商業上使用することによって、混同を生じさせるおそれが有る場合は、その使用を妨げる排他的権利を有する<sup>22</sup>。

登録証書の発行は、TM E-Gazette で公告される。

## 1-11 期間

登録の有効期間は、証書の発行から 10 年間である。しかし、登録を維持するためには、登録者は登録から 5 年以内に、必要な登録維持宣誓供述書（場合によっては、使用宣誓供述書もしくは不使用宣誓供述書）を提出しなければならない。期間内に登録維持宣誓供述書を提出で

---

<sup>21</sup> IP 法、138 条

<sup>22</sup> IP 法、147 条 1 項

きないと、登録者への更なる通知無しに、IPO によって商標・サービスマーク登録が自動的に取り消される結果となる<sup>23</sup>。

## 1-12 出願および登録の維持

### A. 実用宣言書

出願人または登録人は、商標もしくはサービスマークの出願日から 3 年以内に「実用宣言書」(Declaration of Actual Use、略称 DAU) および使用を裏付ける証拠を提出しなくてはならない。この期間は、適切な申請書の提出と所定の延長料の支払いによって、更に 6 カ月延長することができる。実用宣言書の提出は標章を登録するための必須条件ではないが、宣言書と使用の証拠を提出できないと、出願人や登録者に対する更なる通知無しに、自動的に出願が放棄されたり、登録が取消されたりする結果となる<sup>24</sup>。

この観点から、防御商標・サービスマークの出願は、出願日から 3 年以内に当該商標を使用するのであれば、商標に対する暫定的な保護を確保する効果的な戦略となる。

### B. 使用宣誓供述書および非使用宣誓供述書

上記「期間」の項で述べたように、登録を継続するためには、登録から 5 年以内に公証された使用供述宣誓書もしくは非使用供述宣誓書を提出しなければならない。

## 1-13 更新

登録は、出願の更新申請によって更に 10 年間延長でき、その申請は商標・サービスマーク登録期間の満了日前 6 ヶ月間に提出することができる。出願の更新は、登録の失効日後 6 ヶ月間の猶予期間に行なうこともできるが、追加手数料の支払いが発生する<sup>25</sup>。

## 1-14 著名商標

IP 法の下では、外国の商標所有者は、フィリピンが加盟国である知的財産権関する協定等の加盟国の国民またはそれらの国の居住者である、もしくはそれらの国において実質的かつ効果的な産業基盤を有することを条件として、自身の名前で登録を出願することができる。著名商標を有する日本国民および日本企業は、この IP 法の規定を享受することができる。

フィリピンと日本は、何れもパリ条約の加盟国である。同条約は、知的財産の保護に関して自国民に与えている利益と同等の利益を条約加盟国の国民に与えることを要求している。また同様に、両国は TRIPS 協定の加盟国である。

---

<sup>23</sup> IP 法、145 条、商標規則、規則 801 および 802、

<sup>24</sup> IP 法、124 条 2 項、商標規則、規則 204 および 205、

<sup>25</sup> IP 法、146 条 2 項

著名商標に対してパリ条約が与える保護は、TRIPS 協定の第 16 条、第 2 部、第 3 部に採用されている<sup>26</sup>。TRIP 協定の第 16 条に従い、IP 法は、「国際的な著名標章」に対する保護を認めている。ある商標が保護に値するかの判断においては、その商標がフィリピン国内で登録されているか否かに関わらず、当該商標の普及促進の結果として獲得された、一般大衆ではなく公衆の関連セクターの認識が考慮される。従って、以下のような標章は登録することができない。

「フィリピンで登録されているか否かを問わず、登録出願人以外の者の商標として、国際的に、またはフィリピンにおいて著名であるとフィリピンの権限ある当局に認められた商標と同一もしくは混同を生じさせるほど類似する、あるいはその商標の翻訳であって、かつ、同一か類似の商品またはサービスに使用されているもの。ただし、商標が著名であるか否かを判断する際は、公衆が一般に有する知識ではなく、関連のある公衆セクターが有する知識（商標の普及の結果として得られたフィリピンにおける知識を含む）を考慮する。」<sup>27</sup>

著名商標がフィリピンで登録されている場合、当該商標の使用は、商標の所有者との関連性を示唆し、所有者に損害を与えるおそれがあるため、当該商標が対象とする商品と同一もしくは類似していない商品にまで保護が及ぶ。サービスマークについても同様である。具体的に、下記に該当する商標は登録されない。

「前項に従い著名であると認められ、かつ登録出願されたものと類似しない商品またはサービスについてフィリピンで登録されている商標と同一または混同を生じさせるほど類似している、もしくはその翻訳であるもの。ただし、それらの商品またはサービスに関する商標の使用が、当該類似していない商品またはサービスと登録商標の所有者との間に関連性を示唆し、かつ登録商標の所有者の利益がその使用によって害されるおそれがある場合に限る。」<sup>28</sup>

さらに実施規則には、商標が著名であるか否かを判断する際の基準が規定されている。「商標規則」は、以下の基準またはその組み合わせを考慮することを規定している<sup>29</sup>。

- (a) 商標使用の期間、範囲、地理的区域。特に、商標が使用される商品、および／またはサービスの展示会や博覧会における広告、宣伝、発表を含む商標の普及促進の期間、範囲、地理的区域
- (b) 商標が使用される商品、および／またはサービスのフィリピンや他国における市場占有率
- (c) 商標の固有の、または獲得された識別性の度合い

<sup>26</sup> フィリピンについては、TRIPS 協定は 1995 年 1 月 1 日をもって発効している。

<sup>27</sup> IP 法、123 条 1 項(e)

<sup>28</sup> IP 法、123 条 1 項(f)

<sup>29</sup> 商標規則、規則 102

- (d) 商標が獲得している品質イメージまたは評価
- (e) 商標が世界で登録されている範囲
- (f) 商標が世界で達成した登録の排他性
- (g) 商標が世界で使用されている範囲
- (h) 商標が世界で達成した使用の排他性
- (i) 商標に起因する世界での商業価値
- (j) 商標の権利保護が成功しているという記録
- (k) 商標が著名商標であるか否かの問題を扱った訴訟の結果
- (l) 同一のまたは類似した商品またはサービスについて有効に登録されまたは使用された、かつ著名商標であると主張する者以外の者によって所有される、同一または類似した商標の有無

現在の規則は 1984 年の *La Coste, S.A. v. Fernandez*<sup>30</sup> の判決で最高裁判所が引用した指針まで拡大している。当該事例で最高裁判所は、問題の商標、すなわち **LACOSTE**、**CHEMISE LACOSTE** および **CROCODILE DEVICE** は、「世界的に著名な商標であり、フィリピンはパリ条約同盟国として保護の義務がある。」と認めた。以下の(旧)指針が最高裁によって引用されたものである。

1. 当該商標がフィリピンにおいて著名であるか否か、またはパリ同盟の恩恵を享受する資格のある人物にすでに帰属しているか否かに関わらず、これは、当事者系および査定系案件におけるフィリピン特許庁の手續に準じ、下記基準もしくは組み合わせに従って決定する。
  - (a) 検討中の商標がフィリピン国内ですでに著名であり、本来の所有者以外の人物による使用に対する許可が複製、模倣、変形もしくはその他の侵害に該当するという貿易産業大臣による宣言。
  - (b) 当該商標が国際的に商業上使用されており、そのことが国際取引や貿易の量またはその他の測定値を含む証拠（当該商標を付した商品が国際的規模で販売され、様々な国で広告され、または工場、販売オフィス、代理店が設定されているなど）によって裏付けられていること。

---

<sup>30</sup> G.R. No. L-63796-97, 129 SCRA 373 (1984 年 5 月 21 日)

- (c) 当該商標が、このような登録の日付を考慮して、他国（複数の場合を含む）の産業財産権の管轄庁で正式に登録されていること。
  - (d) 当該商標が長期にわたって確立されており、一人の所有者または所有元に帰属するという一般的国際的な消費者の認識と信用を獲得していること。
  - (e) 当該商標が実際に、所有権を要求している当事者に帰属し、前述のパリ条約の規定の下で登録する権利を所有していること。
2. 本覚書で使用されている「商標」という用語には、消費者が識別し認識するのに使用される、商標名、サービスマーク、ロゴ、標識、紋章、徽章もしくはその他の類似した意匠が含まれる。
  3. フィリピン特許庁は、工業的財産の保護に関するパリ条約の同盟国の市民（自然人または法人いずれかを問わず）が所有する商標の複製、翻訳もしくは模倣を構成する商標については、すべての登録出願を拒絶し、あるいは登録を取り消す措置を行う。
  4. フィリピン特許庁は、パリ条約第 6 条の 2 に基づく保護の資格がある商標がすでに出願登録された場合、あるいは将来出願されうる場合の異議申立の手続を設け、審査部による最終拒絶のために資格が無いものからの出願を差し戻すこととする。
  5. 審査中の出願のうち、本来の所有者または使用者以外によってなされた署名およびその他の世界的に著名な商標の出願は、全て、直ちに拒絶せねばならない。このような出願人が上記パリ条約およびもしくはフィリピン法に反してすでに登録を取得している場合には、フィリピン特許庁は、即時の取消し手続のため登録証書の返却を指示しなければいけない。」

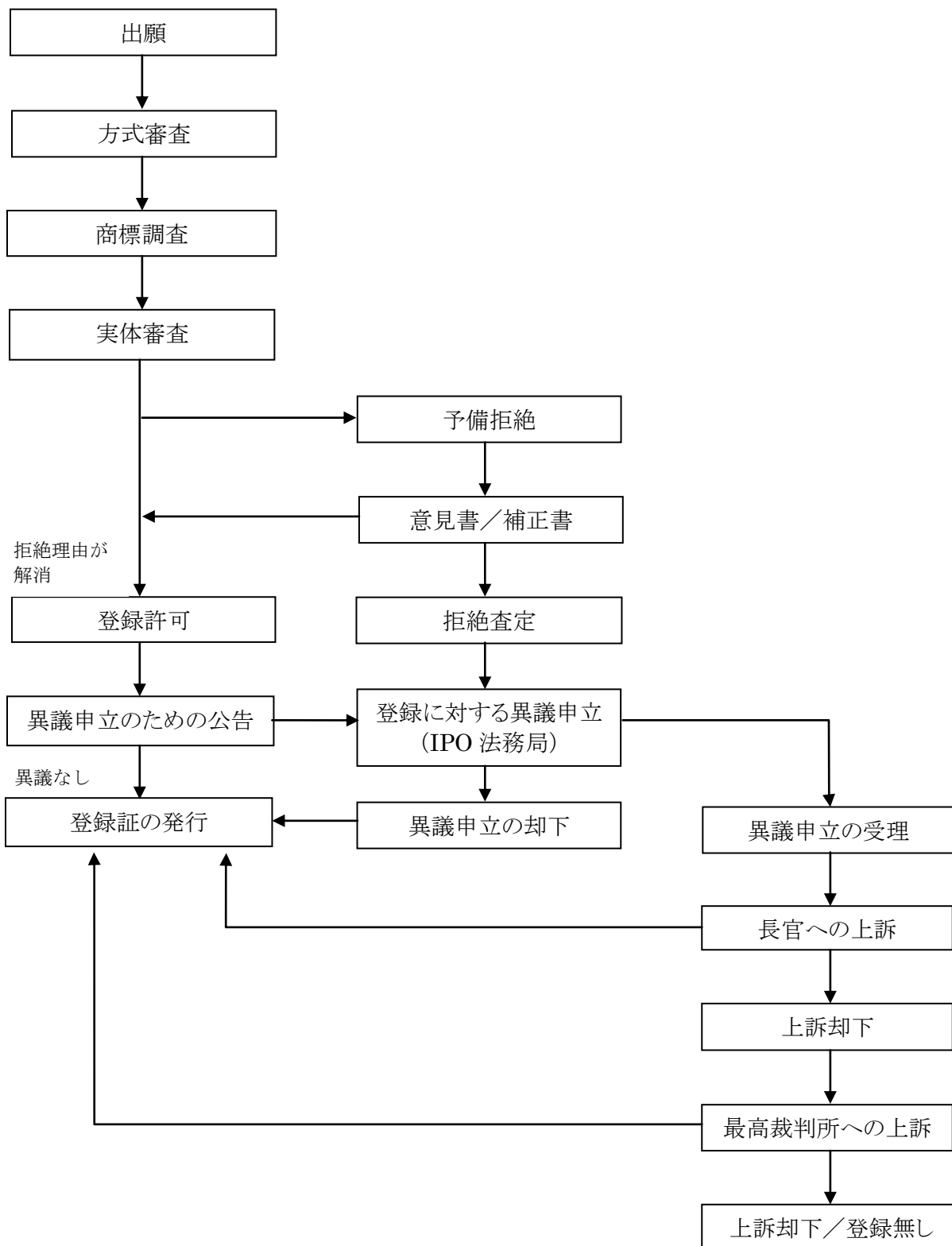
前述の判決の前の 1980 年に、当時の貿易産業大臣はフィリピン特許庁（現在の IPO の前身）長官に対して覚書を発行している。この覚書は、特許庁長官に対し、「審査中の出願のうち、本来の所有者もしくは使用者以外によってなされた署名または世界的に著名な商標の出願は全て拒絶」するよう指示している。これには次に掲げる特定の著名商標が列挙された（日本企業のものとは含まれていない）。すなわち“LACOSTE”、“JORDACHE”、“VANDERBILT”、“SASSON”、“FILA”、“PIERRE CARDIN”、“GUCCI”、“CHRISTIAN DIOR”、“OSCAR DE LA RENTA”、“CALVIN KLEIN”、“GIVENCHY”、“RALPH LAUREN”、“GEOFFREY BEENE”、“LANVIN” および “TED LAPIDUS”である。

IPO は、著名商標のための登録簿を設けていない。また 1980 年の覚書に記載した商標と同等の著名商標のリストも発行していない。

商標の所有者は、現在の規則に定められた基準に則り、その商標が著名であることを証明する責任を負う。実体審査期間中にその発行が当該商標の悪評となるとして発生する当事者間または法廷、準司法機関における係争において、著名商標であるという証明の機会が与えられる。

1-15 図

商標／サービスマークの登録出願手続の流れは以下の通りである。



## 1-16 当事者系事件 - 異議申立てと取消

異議申立ておよび取消し手続については、「当事者系手続に関する IPO の補正規則」が適用される。

### A. 異議申立て

商標の登録に先立ち、その登録によって被害を受けるおそれがある第三者に IPO 法務局 (Bureau of Legal Affairs) に対する異議申立ての機会を与えるため、出願商標は 30 日間に渡って IPO TM E-Gazette で公告される。商標の登録によって自らが被害を受けると信じる者は、公告日 (IPO E-Gazette で公開された日) から 30 日以内に、法務局に対して出願に対する異議を申立てる<sup>31</sup>。前述の 30 日間は、更に最大 90 日間延長できる<sup>32</sup>。異議申立ては書面でなされ、異議申立人もしくは事実を知る代理人によって証明されなければならない<sup>33</sup>。また基盤とする根拠を具体的に示し、依拠する事実の陳述も含まなければならない<sup>33</sup>。

### B. 取消し

登録済みの商標やサービスマークの場合、その商標登録によって被害を受けた、あるいは将来に被害を受けるおそれがあると信じる者は、法務局に対し、当該商標登録の取消を請求することができる。取消しは次のとおり請求しなければならない<sup>34</sup>。

1. 取消請求対象となる商標の登録日から 5 年以内
2. 下記に該当する場合はいかなる時でも請求できる。
  - (a) 登録された商標が、その登録の対象となる商品またはサービスの一般名称もしくはその一部となっている場合
  - (b) 登録が不正に、または IP 法の規定に反して行われた場合
  - (c) 登録商標が、権利者によって、もしくはその承認の下で、当該商標が使用されている商品またはサービス、あるいは関連する商品またはサービスの出所を誤表示するように使用されている場合
  - (d) 登録商標の権利者が、正当な利用無く、3 年以上継続してフィリピンにおいてその商標を使用していない、またはライセンスによって使用されていない場合

---

<sup>31</sup> IP 法、134 条

<sup>32</sup> 同上；当事者系訴訟手続に関する補正規則、規則 7、4 条(a)

<sup>33</sup> IP 法、134 条

<sup>34</sup> IP 法、151 条 1 項(a)、(b)、および (c)

「当事者系手続きに関する IPO の補正規則」は、当事者系事件の手続の円滑化を図るために修正されてきた。法務局に異議や取消しを申立てようとする当事者は、次の申請書類を添える必要がある。

1. 異議申立人または請求人の商標について、フィリピンまたは他の管轄で発行された商標・サービスマーク登録証の（各国の登録所によって）承認された写し
2. フィリピンや他の管轄で、異議申立人または請求人が自らの商標について提出した商標・サービスマーク出願書類の（各国の登録所によって）承認された写し
3. 存在する場合は、（適切なフィリピン領事館によって）適切に公証・認証された証人の宣誓供述書、および／または
4. 非公開文書もしくは商用文書の原本

正式な異議申立書または取消請求書を提出した後、法務局は、出願人である回答者または登録人である回答者に対し、これらへに回答するよう通知を発行する。後者については 30 日の期間を与える。上述の回答期間は、延長申請および所定の延長手数料の支払に基づき、最大 90 日まで延長することができる。出願人である回答者または登録人である回答者によって回答書が提出された後、異議申立人や請求人は、延長が不可能である 10 日間の期間内に、回答書に対する返答書や意見書を提出することができる。異議申立人や請求人が返答書を提出すると、回答者も同じく延長が不可能である 10 日間以内に、再回答を提出することができる。その後、法務局は予備協議の予定を立てる。予備協議では当事者またはそれぞれが登録した弁護人に次の機会を与える。

1. 当事者が望む場合、事案の調停を申立てる
2. 事案を友好的に和解する可能性を探る
3. 異議申立や取消請求の事案に含まれる論点を明確化する

当事者間で友好的な和解が達成されないまま予備協議を終結した場合、法務局は、それぞれの方針声明書(希望する場合裁定案を含む)を提出するよう当事者に要求する。これにより、異議申立て／取消しの事案は決定のために法務局に提起されたとみなされる。

異議申立て／取消しの事案に関する法務局の決定は、決定の受理から 30 日以内に、法務局に対して再審を請求するか、IPO 長官に対して上訴の申請書を提出することで上訴できる。IPO 長官の決定は再審請求を提出することによって控訴裁判所へ上訴できる(裁判所規則第 43 条。) 控訴裁判所による不利な決定は、「移送命令のための再審請求」の提出によって最高裁判所に上訴できる(裁判所規則 45 条)。



## 1-17 商標の譲渡

登録済または出願中の商標あるかを問わず、商標・サービスマークは IPO に係属中のいかなる段階でも他人に譲渡することができる。商標・サービスマークの譲渡を IPO に登録するためには、次の書類が必要である。

1. 公証された譲渡証書と、その認証された写し（同じものが外国管轄の登録所に提出されている場合）。ただし、譲渡証書は、フィリピンにおいて譲渡される特定の商標の出願および／または登録について言及していなければならない
2. 譲受人がフィリピンに居住していない場合、譲受人の署名がある、公証された代理委任状と居住代理人の任命書
3. 商標・サービスマークの譲渡の登録化に要する所定費用の支払い

## 1-18 商標のライセンス

IP 法は、一般的に、商標・サービスマークのライセンス供与を、技術移転取決め（technology transfer agreement、略して TTA）として分類している。IP 法は、技術移転取決めを「管理規約を含む製品の製造、製法の応用もしくはサービス提供のための体系的知識の移転または大規模市場用に開発されものを除くコンピュータソフトウェアのライセンス許諾を含む全ての形態の知的財産の移転・譲渡・ライセンス供与に係る」契約または協定であると定義する<sup>35</sup>。

IP 法は、競争および取引に対し悪影響を与えると考えられる特定の規定を取決め内に定めることを禁止している<sup>36</sup>。同様に、ライセンシーの利害を保護する目的で、取決め内に特定の規定を定めることを命じている<sup>37</sup>。

商標のライセンスに関するこのような検討内容が、本書の 44 ページの技術移転取決め の項に記載されているので参照されたい。

---

<sup>35</sup> IP 法、4 条 2 項

<sup>36</sup> IP 法、87 条 1 項～87 条 15

<sup>37</sup> IP 法、88 条 1 項～88 条 4 項

## 2. 発明の特許と実用新案の登録

発明の特許保護に関する法律は、IP 法の第 20 条から 111 条に規定されている。さらに、フィリピンは、パリ条約、TRIS 協定および特許協力条約(PCT)の同盟国であり、それらに定められている規定はフィリピンにおいて実現化されつつある。

### 2-1 発明の特許

#### A. 定義

人間の活動の全ての分野における問題の技術的解決であって、新規性および進歩性を有し、産業上の利用可能なものは特許を受けることができる<sup>38</sup>。発明とは以下のもの、または以下に関連するものである。

1. 便利な機械
2. 製品や製法、それらの改良
3. 微生物
4. 非生物学的で微生物学的方法

#### B. 新規性

世界公知の基準が採用されている。また、新規性の判断は出願日または優先日の前の 12 ヶ月間の猶予期間があり、以下の場合には発明の新規性を害さない。

1. 発明者による開示
2. 特許庁による誤った発明の公開
3. 発明者から直接または間接に情報を得た第三者により、発明者の認識や同意無く行なわれた出願の公開
4. 発明者から直接または間接に情報を得た第三者による開示<sup>39</sup>

#### C. 進歩性

発明は、出願日または優先日の時点で、先行技術に照らして当業者にとって自明でない場合は、進歩性を有すると判断される<sup>40</sup>。

薬物や薬剤の発明である場合、その発明が、既知の物質に関する新しい形状や性質の単なる発見であり、物質の効能を向上させるものでない場合、あるいは既知の物質の新しい特性や使用法の単なる発見である場合、あるいは既知の方法の単なる使用であり、その使用が少なくとも 1 つの反応物質を利用した新しい製品を生み出さない場合は、進歩性がないと判断される<sup>41</sup>。

---

<sup>38</sup> IP 法、21 条

<sup>39</sup> IP 法、5 条

<sup>40</sup> IP 法、26 条 1 項

<sup>41</sup> フィリピン共和国法 No. 9502 の下に補正された、IP 法、26 条

## D. 産業上の利用可能性

産業で生産し使用することができる発明は、産業上の利用可能性を有する<sup>42</sup>。

## E. 特許を受けることができない発明

次に掲げる発明は、特許保護から明示的に除外されている。

1. 発見、科学の理論、数学の方法。医薬品では、既知の物質の新しい形状や性質の単なる発見で、その物質の既知の効果の拡大とはならない、または既知の物質の新しい性質や使用の単なる発見である、もしくは既知の方法の単なる使用であり、その既知の方法が少なくとも新しい一つの反応物質を使用する新しい製品とはならない場合
2. 精神的な活動の実施、遊戯、事業活動に関する計画、規則、方法と、コンピューター・プログラム
3. 手術または治療による人体や動物の体の処置方法、人体や動物の体の診断方法
4. 植物の品種<sup>43</sup>、動物の品種、植物・動物の生産にとって本質的に生物学的な方法
5. 美的創作物
6. 公益や道徳に反するもの<sup>44</sup>

## 2-2 実用新案

### A. 定義

特許証は、実用新案にも発行される<sup>45</sup>。人間の活動の全ての分野における問題の技術的解決であって、新規性を有し産業上利用可能な実用新案登録を受けることができる。

発明特許と実用新案の対象物は同じである。ただし実用新案の登録には進歩性は要求されない<sup>46</sup>。

### B. 特許を受けることができない実用新案発明

IP法の第22条における「特許を受けることができない発明」の規定は、同様に実用新案にも適用される。

---

<sup>42</sup> IP法、27条

<sup>43</sup> 植物品種は共和国法 No.9168 の下で、特別の保護を与えられている。

<sup>44</sup> フィリピン共和国法 9502 の下に補正された、IP法、22条

<sup>45</sup> IP法では、「実用革新」もしくは「小特許」という用語は使用されない。

<sup>46</sup> IP法、109条

## C. 発明特許との相違点

1. 発明は、進歩性の要求は無しに実用新案としての登録が認められる<sup>47</sup>。
2. 実用新案の登録は、出願日または優先日から7年目の末日に失効し、更新は不可能である<sup>48</sup>。
3. 実用新案出願は、方式要件の充足のみについて審査が行なわれる<sup>49</sup>。
4. 特許出願とは異なり、実用新案出願には実体審査は行なわれない。
5. 出願人は、同時か逐次的かを問わず、同一の対象について、実用新案登録と特許付与の2件を出願することはできない<sup>50</sup>。
6. 一回に限り、特許出願を実用新案出願に変更する、またはその逆を行なうことができる<sup>51</sup>。
7. 実用新案の登録は書誌目録および（ある場合は）代表的な図面の形式でIPO E-Gazetteで公告される<sup>52</sup>。

## 2-3特許出願の方式要件

出願日または優先日を確保するために最低限度必要な請求事項は次のとおりである。

1. 以下の内容を含む、完成され署名された「フィリピンの特許付与申請」フォーム<sup>53</sup>
  - (a) 特許付与の申請
  - (b) 発明の名称
  - (c) 出願人の氏名と住所
  - (d) 発明者の氏名と住所
  - (e) パリ条約による優先権の主張がある場合<sup>54</sup>、出願番号、原産国、最初に出願された国における出願日<sup>55</sup>
  - (f) 非居住者による出願の場合、居住する代理人の氏名と住所、および
  - (g) 出願人、居住する代理人の署名

---

<sup>47</sup> 同上

<sup>48</sup> IP 法、109 条 3 項

<sup>49</sup> 実用新案および意匠に関する規則 規則 206.

<sup>50</sup> IP 法、111 条

<sup>51</sup> 発明に関する規則、規則 214 および 215

<sup>52</sup> 実用新案および意匠に関する規則、規則 211

<sup>53</sup> 付属資料の“特許願(Request for Grant of Philippine Patent)フォーム”参照

<sup>54</sup> パリ条約の加盟国である市民は、最も早い外国出願日から 12 カ月以内であれば、フィリピンでの出願において条約の優先権を主張できる。

<sup>55</sup> IP 法、31 条

2. 説明書、一つ以上のクレーム、必要な図面からなる明細書<sup>56</sup>

迅速な方式審査のために、出願書類と同時に以下の文書等を提出することができる。

1. 所定の出願料<sup>57</sup>
2. 要約書
3. 先に申請した出願の優先権を主張する場合、優先権証明書の認証された写し<sup>58</sup>
4. 発明が譲渡される場合、公証された特許証の出願の譲渡証書<sup>59</sup>
5. 居住する代理人のための署名された委任状(POA)

## 2-4PCT 国内移行手続のための方式要件

PCT の国際出願は、PCT の第 22 条 (1) と第 39 条 (1) (a) に基づく優先日から 30 ヶ月以内に、出願人が IPO に対して、英語で記載された国際出願書のコピー（既に国際事務局によって送達されていない限り）、または出願が別の言語で行なわれた場合はその英語の翻訳文を提出した時に、国内手続に継続される<sup>60</sup>。

迅速な方式審査のために、国際出願書類と同時に以下の文書を提出することができる。

1. PCT/IPO/501 の申請フォーム<sup>61</sup>
2. 適用可能な場合、PCT 第 19 条に基づくクレーム補正
3. 適用可能な場合、国際予備審査報告の附属書類に含まれる、PCT 第 34 条に基づく説明、クレーム、図面の補正、
4. 居住する代理人のための委任状
5. 国際調査報告 (PCT/ISA/210)
6. 国際予備審査報告 (PCT/IPEA/409) ならびに
7. 優先権書類の提出または送付に関する通知 (PCT/IB/304)

## 2-5 特許出願手続

### 1. 先願主義

フィリピンは IP 法の下で先願主義を採用している<sup>62</sup>。この点は、旧特許法の下で採用していた先発明主義から移行した<sup>63</sup>。

---

<sup>56</sup> IP 法、40 条 1 項；発明に関する規則および規制、規則 400

<sup>57</sup> 出願料は、出願時または出願日から 1 ヶ月以内に支払わなければならない。所定の料金の支払いがない場合は、出願は自動的に取り消された／撤回されたとみなされる。

<sup>58</sup> 優先権証明書の謄本が英語でない場合は、その英語の翻訳文と共に、出願日から 6 ヶ月以内に提出しなければならない。上述の期間は、正当な理由が提示されたときに限り、IPO 長官によってフィリピンが加盟している条約に準拠して最大 6 ヶ月延長される場合がある。

<sup>59</sup> 付属資料の”特許譲渡申請書(Assignment of Application for Letters Patent)参照

<sup>60</sup> PCT 出願に関するフィリピン国規則 (“Pro-PCT”)、規則 35

<sup>61</sup> 付属資料「国内移行手続申請書フォーム」参照

<sup>62</sup> IP 法、29 条

2 以上の者が相互に別個にかつ独立して発明をした場合は、特許（または実用新案登録）を受ける権利は、その発明について出願をした者に帰属し、同一の発明について 2 以上の出願があった場合は、特許（または実用新案登録）を受ける権利は最先の出願日または優先日を持つ出願の出願人に帰属する<sup>64</sup>。

## 2. 条約に基づく優先権の主張

協定、条約、または法律によってフィリピンの国民と同様の特権を与える外国において、同一の発明（もしくは実用新案）について先に出願をした者は優先権を主張できる。フィリピン国内での出願は、外国で出願をした日に出願されたものとみなす。ただし、当該出願において優先権を明示して主張し、最先の外国での出願がなされた日から12カ月以内に出願し、フィリピンにおける出願日から6ヶ月以内に当該外国での出願の認証謄本を英語の翻訳文とともに提出することを条件とする<sup>65</sup>。上述の6ヶ月は、正当な理由がある場合、またはフィリピン国が加盟している／加盟国を予定している協定に準拠して、特許庁長官により延長される可能性がある<sup>66</sup>。

## 3. 方式審査

IPOに対して特許出願されると、特許局（Bureau of Patents）において方式審査が実施される。方式審査においては、次の要求事項について審査し、IP法との適合性を判断する。すなわち審査事項とは：(1)フィリピンの特許付与申請書の内容、(2)パリ条約に基づく優先権を主張する場合は優先権証書、(3)権利証書(出願人が発明者ではない場合)、(4)譲渡証書、(5)所定の料金に係る支払証書、(6)出願人の署名(複数の場合もある)、(7)発明者(複数可)の身分証明、および(8)正式な図面（複数可）など<sup>67</sup>。

## 4. 先行技術調査報告書(サーチレポート)

方式審査後、出願特許は国際特許分類に基づき分類され<sup>68</sup>、先行技術を見つけ出すための調査が行なわれる。先行技術調査報告書（サーチレポート）が完成し、出願日または優先日から18カ月が経過すると、出願はサーチレポートと共にIPO公報で公告される（「特許付与前公告」）<sup>69</sup>。

## 5. 初期公告(特許付与前)

付与前公開は出願人に暫定的な権利を与え、特許査定が確定すると、特許権者は査定前の侵害行為による損害を回復することができる<sup>70</sup>

---

<sup>63</sup> 共和国法 No. 165、10 条。

<sup>64</sup> IP 法、29 条および 108 条 2 項

<sup>65</sup> IP 法、30 条

<sup>66</sup> 発明に関する規則、規則 305.

<sup>67</sup> 発明に関する規則、規則 603.

<sup>68</sup> 発明に関する規則、規則 701.1 (d)

<sup>69</sup> IP 法、44 条、発明に関する規則、規則 800

<sup>70</sup> IP 法、46 条

付与前公告後、第三者は、その発明の特許性について書面により見解を提示することができる。この見解は出願人に送付され、出願人はこれに対し意見を提出することができる。見解とそれに対する意見は特許局に認識され、出願のファイルラッパーの一部を構成する<sup>71</sup>。IP法においては、異議申立手続は認められていない。

## 6. 実体審査

特許出願は、請求によって実体審査される。IP法の第32条に基づく国内の出願において、出願人は、付与前公告から6ヵ月以内に実体審査を請求しなければならない。審査請求がされない場合、出願は撤回されたとみなされる<sup>72</sup>。

PCT出願では、国内移行の申請は、実体審査の請求であるとみなされ、実体審査を別途請求する必要は無い。このため実体審査の手数料は、国内段階への移行日から6ヵ月以内に支払われなければならない、そうしない場合には出願は撤回されたとみなされる<sup>73</sup>。

実体審査期間中、審査官は、出願が特許可能性のすべての要素を満たしているか否かを判断する。出願が、いずれかの観点から欠陥があるとみなされた場合には通知が与えられ、出願人に補正する機会が与えられる。また審査官は、審査期間中、対象となっている発明に関連する先行技術を徹底的に調査する。審査は、発明の特許可能性だけでなく、形式についても実施される<sup>74</sup>。

## 7. 登録査定と二次公告(付与後)

審査官が請求項を認め、特許査定通知を発行した場合、特許が付与された発明は、IPO公報で公告され(「特許付与後公告」)、所定の手続に基づいて特許証書が発行される。特許は、付与後公告の日付から有効となる<sup>75</sup>。

2007年において、出願から特許が付与されるまでの平均期間は5.18年であった。

審査官が特許出願に対して、最終的な拒絶査定を行なった場合、出願人は、特許局長に上訴することができる。特許局長がそれでもなお審査官の決定を支持する場合には、出願人はIPO長官に決定を上訴することができ、その後はさらに控訴裁判所、最高裁判所と上訴が可能である。

## 2-6 実用新案 - 方式審査と公告

実用新案出願では実体審査は実施されない。方式審査では、(1)実用新案登録に対する権利、(2)実用新案登録を出願する人物、(3)出願日に関する要件および、(4)その他方式に関する要件が審査される<sup>76</sup>。実用新案登録は、データ目録および(ある場合は)代表的な図面の形式でIPO E-Gazetteで公告される<sup>77</sup>。

---

<sup>71</sup> IP法、47条

<sup>72</sup> IP法、48条

<sup>73</sup> 発明に関する規則、規則40(c)

<sup>74</sup> 発明に関する規則、規則907

<sup>75</sup> IP法、50条3項

<sup>76</sup> 知的財産庁命令 No. 09(2000)により補正された、実用新案および意匠に関する規則、規則206

<sup>77</sup> 知的財産庁命令 No. 61(2001)により補正された、実用新案および意匠に関する規則、規則211

## 2-7 先行技術調査

審査官は先行技術を決定するために、IPO 内部のフィリピン特許出願・付与特許データベースと、インターネット上で入手可能なデータベースを利用している。審査官が利用する最も一般的な特許データベースは、以下の通りである。

- 米国特許商標庁  
Patent Full-Text and Full-Page Image Databases <<http://patft.uspto.gov/>>
- ヨーロッパ特許庁  
esp@cenet <<http://ep.espacenet.com/>>
- 工業所有権情報・研修館（日本）  
Industrial Property Digital Library <[http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg\\_e.ipdl](http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg_e.ipdl)>

フィリピン国内の特許出願、特許技術を調査するために、出願人はフィリピン特許オンライン検索システム（PhilPAT）を利用することができる。PhilPATは1981年から1996年に査定された特許を調査するためには、出願人は esp@cenet を利用することもできる。

- PhilPAT <<http://patents.ipophil.gov.ph/PatSearch/>>
- esp@cenet <<http://ep.espacenet.com/>>

## 2-8 職務発明

通常、使用者および従業員の知的財産権は、当事者間の契約条項の下で管理される。このような契約が無い場合に限り IP 法が参照される。IP 法は、雇用契約の継続中に従業員が発明を考案した場合、当該発明に係る特許の帰属について以下の通り規定している。

- (a) 発明行為がその正規の職務の一部ではない場合は、たとえ従業員が雇用者の時間、設備、材料を使用しても、特許は従業員に帰属する<sup>78</sup>
- (b) 発明が従業員に正規に命じられた職務の遂行の結果である場合は、別段の明示・暗黙の契約が無い限り、特許は使用者に帰属する<sup>79</sup>

## 2-9 特許の維持

使用は、特許維持のための要件ではない。しかし、十分な理由の無い、特許権者による公的な非商業的使用は、強制実施権の根拠となる<sup>80</sup>。特許を維持するためには、IPO公報における特許の公開日から、もしくはPCT出願の場合には国際公開日から、4年が経過した際と以後毎年、年金を支払わなければならない<sup>81</sup>。

---

<sup>78</sup> IP 法、30 条 2 項 (a)

<sup>79</sup> IP 法、30 条 2 項 (b)

<sup>80</sup> IP 法、93 条 5 項

<sup>81</sup> IP 法、55 条；PCT 出願に関するフィリピン規則、規則 40.



## 2-10 特許強制実施許諾

IPO 長官は、次に掲げる状況の下では、たとえ特許権者との契約が無くとも、発明を実施する能力を示した者に、発明特許を実施する許諾を与えることができる。

1. 国家の非常事態、その他の極度に緊急の状況
2. 政府の適切な機関が定めた公益、特に国家の安全保障、栄養、健康、その他の国家経済の重要分野の発展のために必要な場合
3. 司法機関または行政機関が、特許権者やライセンシーによる実施方法が反競争的であると判断した場合
4. 十分な理由の無い、特許権者による特許の公的な非商業的使用の場合
5. フィリピンにおいて、特許発明を実施する能力があるにもかかわらず、十分な理由無く、商業規模で実施されていない場合。ただし、特許を受けた物品の輸入は、特許の実施や使用を構成することを条件とする。
6. 特許を受けた医薬品の需要が、適切な範囲と合理的な期間に満たされないと保健大臣が決定した場合<sup>82</sup>。

## 2-11 侵害事件における立証責任の転換

特許の対象が物を得るための方法である場合、同一の物は全て、その特許を受けた方法の使用により得られたと推定する。ただしその物に新規性がある、あるいは同一の物がその特許を受けた方法で生産された十分な可能性があり、かつ特許権者が合理的な努力にもかかわらず、実際に使用された方法を決定できなかったときに限る。

被告に対して、特許された方法とは異なる方法で同一のものを取得したこと証明するよう命じるに当たり、裁判所は、可能な限りにおいて、その製造および事業に関する秘密を保護する手段を講じなければならない<sup>83</sup>。

## 2-12 均等論

特許により与えられる保護範囲を決定するために、請求の範囲に記載された要素に均等な要素が考慮されるが、請求の範囲は、記載された全ての要素だけではなく、均等物も含むとみな

---

<sup>82</sup> R.A. No. 9502 によって補正された IP 法、93 条

<sup>83</sup> IP 法、78 条

される<sup>84</sup>。最高裁判所は伝統的に、請求の範囲の要素と訴訟の対象となっている製品・方法との間の均等性を判断するに際し「function-way-result テスト」を採用している<sup>85</sup>。

## 2-13 特許の失効（取消し）

利害関係者は IPO 法務局に対し、次の根拠のいずれかに基づき、特許またはその請求の範囲、請求の範囲の一部分の取消を請求することができる。

1. その発明が、特許可能な対象物ではない
2. 請求の対象とされている発明に新規性、進歩性または産業上の利用可能性が無い
3. その特許が、当業者が実施できるほど十分に明確かつ完全な方法で発明内容を開示していない
4. その特許が公益や道徳に反する
5. その特許が、申請された出願に含まれる開示範囲の外にある事項を含んでいる<sup>86</sup>

## 2-14 侵害に対する防護としての無効性

侵害訴訟において被告は、利用可能な他の防御に加え、特許または請求の範囲の無効性を、取消請求が可能な根拠のいずれかにより示すことができる。特許または請求の範囲が無効であると裁判所が認定した場合は、その特許または請求の範囲は取り消される。法務局長は、裁判所による取消の最終判決を受理すると、その事実を IPO の登録簿に記録し、IPO 公報で結果通知を公開する<sup>87</sup>。

## 2-15 発明特許の譲渡およびライセンス

他の所有権の形態と同様に、発明および特許並びにそれらに対する権利、所有権または利益は、譲渡し、または相続、遺贈による移転をすることができる。また同様にライセンス契約の対象とすることも可能である<sup>88</sup>。譲渡は、特許とそれに対する権利、所有権、利益の全体でも、特許や発明全体の分割できない一部でもすることができ、後者の場合においては当事者は当該特許の共有者となる。譲渡は、特定地域に限定することもできる<sup>89</sup>。

---

<sup>84</sup> IP 法、第 75 条 2 項

<sup>85</sup> 例として *Godines v. Court of Appeals*, G.R. No. 97343 (1993 年 9 月 13 日), 226 SCRA 338 および *Smith Kline Beckman Corp. v. Court of Appeals*, G. R. No. 126627 (2003 年 8 月 14 日) を参照

<sup>86</sup> IP 法、61 条 1 項；当事者系手続きに関する規則、第 1 章 規則 3

<sup>87</sup> IP 法、82 条

<sup>88</sup> IP 法、103 条 2 項

<sup>89</sup> IP 法、104 条

特許の各共有者は、「自己の利益のため」に発明を利用する権利を持つ。しかし、その権利は、（排他的および非排他的な）ライセンスを与える権利、もしくは第三者に対して自己の権利、所有権、利益やそれらの一部を譲渡する権利を含まない。こうした行為は、他の共有者の同意を得るか、他の共有者に対し持分に比例して利益を分配しなければ行なうことはできない<sup>90</sup>。

IP法は、締結日から3ヵ月以内または後の取得や抵当設定の前にIPOで記録されない限り、有価約因として通知のされていない後の取得者や抵当権者に対し無効であると規定している<sup>91</sup>。

特許を含むライセンスも、実施可能とするためには、IP法の技術移転取決めの規定に従わなければならない<sup>92</sup>。IP法は、競争や取引にとって悪影響を及ぼすとみなされる一定の禁止規定を特定している<sup>93</sup>。また、全ての技術移転取決めに含まなければならない義務規定も特定されている<sup>94</sup>。

---

<sup>90</sup> IP法、107条

<sup>91</sup> IP法、106条2項

<sup>92</sup> IP法、92条

<sup>93</sup> IP法、87条

<sup>94</sup> IP法、88条

### 3. 意匠

#### 3-1 定義

意匠とは、線や色に関係するか否かを問わず、線または色で構成される構図、または三次元の形状をいう。ただしそれらの構図や形状は、製造品<sup>95</sup>や手工芸品に、新規で独特<sup>96</sup>である特別の外観を与え、模様としての機能を果たすものでなければならない。

技術的結果を得るための主に技術的もしくは機能的考慮によって特定される意匠、または公序、健康、または善良の風俗に反する意匠は、保護されない<sup>97</sup>。

#### 3-2 登録の必須条件

##### A. 装飾性

装飾とは、対象物や物品に、魅力的な外観を与える美しさを意味する。登録可能な意匠は、物品の審美的な美しさと魅力的な外観を向上させ、かつ既知の意匠の特徴もしくはその組み合わせとは顕著に異なる特性を示すものでなければならない<sup>98</sup>

##### B. 新規性

IP法は、先願主義を採用している<sup>99</sup>。2以上の者が相互に別個にかつ独立して意匠を考案した場合は、当該意匠を受ける権利は、その意匠について出願をした者に帰属し、同一の意匠について2以上の出願があった場合は、意匠を受ける権利は最先の出願日または優先日を持つ出願の出願人に帰属する<sup>100</sup>。

意匠は、それが先行技術の一部を構成する場合は新規性が無いとみなされる。先行技術は、当該発明の出願日か優先日より前に、世界のいずれかの場所で公衆が入手可能である全ての物であり、印刷された資料か有形の形式で開示されているものを含む<sup>101</sup>。意匠における先行技術の判断基準は、特許の場合の基準と同様である<sup>102</sup>。

##### C. 独創性

多少の差異だけでは、出願した意匠を新規もしくは独創的と判断するには不十分である。一般の観察者の混乱を排除できるだけの十分な差異が存在しなければならない<sup>103</sup>。

---

<sup>95</sup> 実用新案および意匠に関する、規則 301：製造品とは、有用または実用的な技術に属する物またはその一部であって、個別に製造および販売することができるものと定義される。

<sup>96</sup> 実用新案および意匠に関する規則、規則 300

<sup>97</sup> 実用新案および意匠に関する規則、規則 300

<sup>98</sup> 実用新案および意匠に関する規則、規則 301.1

<sup>99</sup> 実用新案および意匠に関する、規則 304

<sup>100</sup> IP法、29条

<sup>101</sup> 実用新案および意匠に関する規則、規則 401

<sup>102</sup> IP法、25条1項

<sup>103</sup> 実用新案および意匠に関する規則、規則 302

### 3-3 方式要件

出願人は、意匠登録の出願書類およびその他の必要な文書をフィリピン語か英語で作成し、特許局長に提出しなければならない。出願日または優先日を確保するため、次の書類を提出する必要がある<sup>104</sup>。

#### 1. 登録申請書

完全に記入された局指定の登録申請書で、出願人の氏名・住所、出願人がデザインした者ではない時は意匠の権利の出所を示す声明、その意匠が使用される製造品の種類の指定を含む。

#### 2. 次の内容を含む説明書

- (a) 名称：デザインの名称は、デザインを具現化する特定の物品を技術的に指定しなければならない
- (b) 図面の各種図の簡単な説明：正式な図面の複数の図または図もしくは図形の詳細な説明。図面の各図すなわち透視図、正面図、側面図、平面図、底面図および/または背面図について簡単に説明し、対応する図番号も表示する。
- (c) 意匠の特有の特徴：必要な場合にはデザインの固有の特徴の陳述書。請求対象のデザインの主要とみなされる新規かつ装飾的な固有の特長を記述した陳述書。
- (d) 請求の範囲：請求の範囲は、物品の装飾デザイン(名称を指定)に対する正式な用語で記述されなければならない。複数の請求項は必要ではなく、また許可されない。

- 3. 出願人または代理人の署名を含むデザインの完全な外観を示すデザインの各種図の図面。特許局は、意匠の図面に関する規則の要求事項を充足することを条件として、デザインの写真や他の適切な図表を受理できる。

さらに、意匠の図面は、物品の外観の完全な開示を構成する、十分な数の外観から構成されなければならない。適切な表面上の陰影は、表示される表面の特徴や輪郭を示すために使用されなければならない<sup>105</sup>。

色のクレームの場合、表面上の陰影の代わりにデザインの断面図が要求され、特許局が指定するカラーチャートに基づく色識別が適用される。

---

<sup>104</sup> 実用新案および意匠に関する規則、規則 309 および 312

<sup>105</sup> 実用新案および意匠に関する規則、規則 312.5

### 3-4 方式審査

実体審査は、意匠では実施されない。意匠出願は分類された後、前述の方式要件を具備しているかを審査される。その後それらに関する報告書が出願人に対して送付される。方式審査においては、(1)意匠登録に対する権利、(2)意匠登録を出願する人物、(3)出願日に関する要件、(4)その他の方式要件、が考慮される<sup>106</sup>。

### 3-5 公告

方式要件を満たす出願は、IPO 公報に、データ目録と（存在する場合は）代表的な図面の形式で公開される。出願人が登録可能性報告書を要求した場合には、登録可能性報告書も同時に公開される<sup>107</sup>。

すべての利害関係者は、意匠出願の公告日から 2 カ月以内であれば、登録可能性報告書を特許局長に対して申請し、あるいは当該意匠が新規性を有しないことを宣誓した文書を裏付けとなる情報、証拠またはデータとともに特許局長に提出することができる。特許局長は、提供された情報を立証するための関連する付随事実を提出するよう要求することがある<sup>108</sup>。

申請書および／または異議を唱える情報の受理日から 2 カ月以内に、特許局長は、当該意匠を登録するか否かを決定し、要求されていた場合は登録可能性報告書を発行する。同期間内に、特許局長は自己の裁量に基づいて登録可能性報告書を発行する場合がある<sup>109</sup>。

### 3-6 登録

特許局長は、2 カ月の期間内に異議を唱える情報を受理しなかった場合は、登録を認証し、意匠出願の発表日をもって効力を発する登録証書の作成および発行を指示する<sup>110</sup>。

---

<sup>106</sup> 知的財産庁命令 NO. 09 (2000)により補正された実用新案および意匠に関する規則、規則 307

<sup>107</sup> 知的財産庁命令 NO. 61 (2001)により補正された実用新案および意匠に関する規則、規則 314

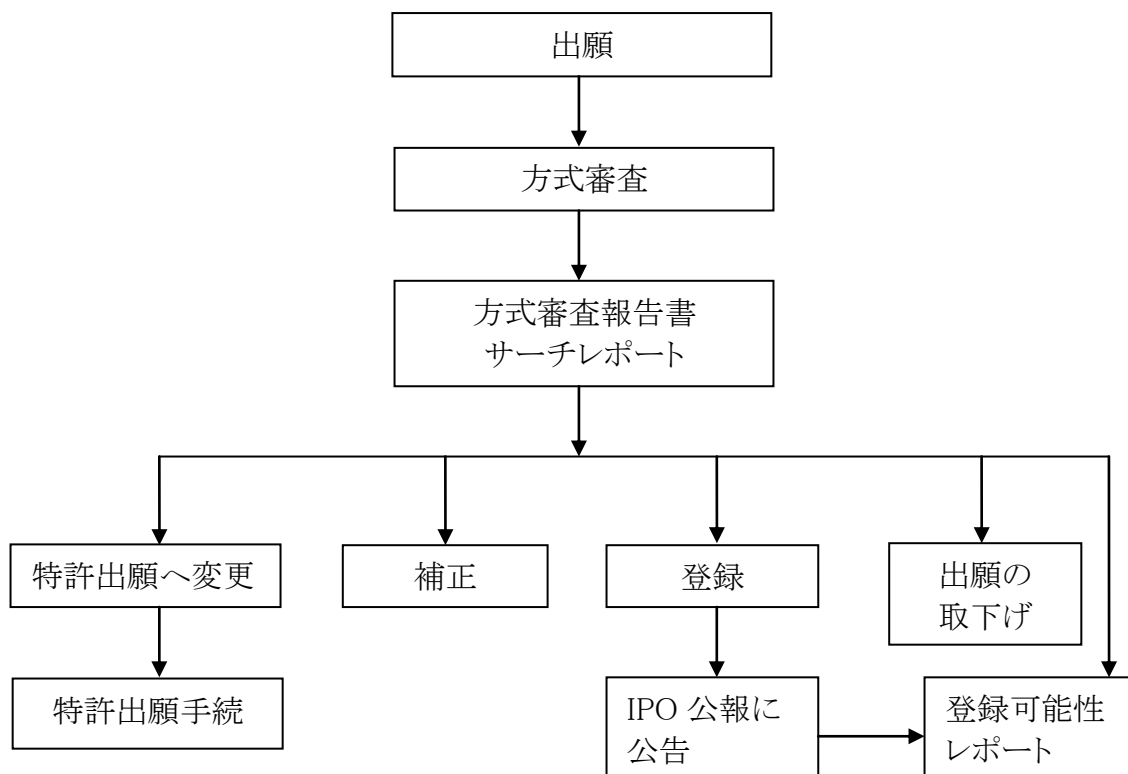
<sup>108</sup> 知的財産庁命令 NO. 61 (2001)により補正された実用新案および意匠に関する規則、規則 314.1

<sup>109</sup> 知的財産庁命令 NO. 61 (2001)により補正された実用新案および意匠に関する規則、規則 314.1

<sup>110</sup> 知的財産庁命令 NO. 61 (2001)により補正された実用新案および意匠に関する規則、規則 314.1

### 3-7 図

IPO に対する意匠出願手続は以下の通りである。



期間は出願日から 5 年間であり、更新料を支払った上で、それぞれ連続して 5 年の期間を、2 期まで更新できる<sup>111</sup>。

### 3-8 登録の取消し

何人も、意匠登録の期間中は必要な手数料の支払いの上、次の根拠のいずれかに基づいて登録取消しを請求することができる<sup>112</sup>。

- (a) 意匠の対象が、IP 法の第 112 条、第 113 条の条件により登録できない
- (b) 対象となる意匠に新規性が無い
- (c) 対象となる意匠が、当初出願された請求の範囲を超えている場合

<sup>111</sup> 知的財産庁命令 NO. 61 (2001)により補正された実用新案および意匠に関する規則、規則 315。

<sup>112</sup> 実用新案および意匠に関する規則、規則 317

## 4. 著作権および著作隣接権

### 4-1 著作権保護の目的

著作権保護の必要性は、著作者が自己の文学、芸術、音楽作品を他人に公開した際に、その普及を継続的に支配できるべきであるという事実から生じる。そうでなければ、創作した人への補償や適切な認識を与えること無しに、人々は自由に著作物を使用してしまう。

フィリピンでは、著作権保護の目的について 2 つの主要な学説が争っている。その一つは、著作者は創意工夫と労力の利益を得るべきある、という極めて単純なものである。もう一方は、知的創造は個人の自然権を根拠とするのではなく、一般的な社会福祉の上で保護されると説く。IP 法は後者を採用しているとみられ、以下のように規定している。

#### **第 2 条 国家政策の宣言**

国家は、技術移転を促進し、外国からの投資を誘引し、またフィリピンの製品に対する市場のアクセスを保証する効果的な知的・産業財産制度がフィリピンにおける創造的な活動の発展のために不可欠であることを認識する。本制度は、科学者、発明者、芸術家その他の才能に恵まれた国民が知的財産および創作物に対して有する排他的権利を、特にその国民に対して有益であるときは、本法で定める期間について保護し、保証する。

知的財産の利用は、社会の機能を支える。この目的のため、国家は、国の発展および進展並びに公共の利益の促進のために知識および情報の普及を促進する。

特許、商標および著作権の登録のための行政手続を合理化し、技術移転に関する登録を緩和し、そしてフィリピンにおける知的財産権の行使を高めることもまた、国家の政策である。

### 4-2 著作権の定義

IP 法において、著作権は明確に定義されていない。フィリピン最高裁判所の判決の一つでは、著作権は、知的創造物の所有者に対して法律が付与する、法律に明記された範囲におけるその排他的使用と享受の権利である、と説明されている<sup>113</sup>。フィリピンにおいて、著作権の下で保護される知的創造物は、IP 法の第 172 条、第 173 条に列挙されており、全ての文学、芸術作品と、その二次的著作物を含む。

#### **172 条 文学および芸術の著作物**

172 条 1 項 文学作品と美術の著作物（以下「著作物」）は、文学と美術の領域において、創作時から保護される独創的な知的創作物であり、特に以下ものを含む。

- (a) 書籍、冊子、論文、その他の文書

---

<sup>113</sup> Habana v. Robles, G.R. No. 131522. (1999 年 7 月 19 日) の係争における C.J. Davide の異議見解書



- (b) 定期刊行物、新聞
- (c) 口頭による発表のために準備された講演、説教、演説、論文で、書面その他の形態であるか否かを問わない
- (d) 手紙
- (e) 演劇または楽劇。無言劇における舞踊の著作物や催し
- (f) 楽曲で、歌詞のあるものと無いもの
- (g) スケッチ、絵画、建築、彫刻、版画、石版画の著作物と、その他の美術著作物。美術著作物のための模型や下絵
- (h) 製造品のための独創的な装飾デザインや模型で、意匠として登録可能か否かを問わない。応用美術の他の著作物
- (i) 地理学、地形学、建築学、科学に関する挿絵、地図、図面、略図、表、三次元著作物
- (j) 科学的または技術的性質の図面、塑性物
- (k) 写真の著作物で、写真に類似の方法で作成された著作物を含む。スライド
- (l) 視聴覚著作物、映画著作物、映画に類似する方法や視聴覚記録物作成のための他の方法で作成された著作物
- (m) 絵の入った解説と広告
- (n) コンピューター・プログラム
- (o) その他の文学、学術、科学、美術著作物

### **173条 二次的著作物**

第173条1項 以下の二次的著作物も、著作権により保護される。

- (a) 文学、美術の著作物の脚色、翻訳、翻案、要約、編曲、その他の改変物
- (b) 文学、学術、美術の著作物の編集物と、内容の選択、調整、配置を理由として独創的となったデータや他の要素の編集物

このリストは、著作権の与えられる著作物を全て網羅するものではなく、著作権に含まれる著作物の例を単に列挙したに過ぎない。IP法の第175条に規定された「保護されない対象物」を除いて全ての文学作品および美術作品の著作物が保護されるため、著作権による保護を受けるか否かを判断する際はその点のみを留意すればよい。

### 175条 保護されない対象物

第172条と第173条の規定にかかわらず、思想、手順、方式、方法・運用、概念、法則、発見や単なるデータ自体は、たとえ著作物の中で表現、説明、図示、具体化されていても本法の下では保護されない。報道資料の単なる項目の性質を持つ日々の記事と他の雑多な事実や、立法、行政、法律的な性質を持つ公文書とその公的な翻訳も、保護対象とならない。

## 4-3 著作権保護の取得

フィリピンにおいて著作物は、その様式、表現形式、内容、品質、目的にかかわらず、創作の事実のみにより著作権の下で保護される。従って、登録や更には公開の必要も無く、その著作物が作成された時から既に著作権保護が享有されており、世間に流通する全ての著作物に対して法定の著作権表示を添付することもできる。著作権表示には、著作権者の氏名、最初に公表した年、創作者の死後に作成されたコピーの場合は死亡の年を、記載することができる<sup>114</sup>。著作権表示は通常、丸の中にCの文字(すなわち©)や「Copyright」の文字、それを略した「Copr.」で示される。

## 4-4 著作権の期間

フィリピンにおける著作権の保護期間は、以下の特別な事情に係る規定に従うことを条件として、一般に、著作者の生存の間と死後50年存続する<sup>115</sup>。

1. 共同著作の著作物の場合、著作権は、最後に生存する著作者の生存の間と死後50年、保護される。
2. 匿名または変名による著作物の場合、著作権は、著作物の最初の合法的な公表日から50年、保護される。著作者の身元が明らかになるか疑い無い場合は、期間は著作者の生存の間と死後50年となる。著作物が公表されていない場合は、著作権期間は著作物の作成日から起算して50年となる。
3. 応用美術の著作物の場合、作成日から25年、保護される。

---

<sup>114</sup> IP法、192条

<sup>115</sup> IP法、213条

4. 写真の著作物の場合、著作物の公表から 50 年、もしくは公表されていない場合は作成から 50 年、保護される。
5. 視聴覚記録物作成のための写真に類似した方法もしくは他の方法による著作物を含む、視聴覚著作物の場合、期間は公表日から 50 年、公表されていない場合は作成日から 50 年とする。

ひとたび満了となると、著作権の期間は延長することはできない。

#### 4-5 著作権の所有

IP 法は、著作物の著作者に、最初に著作権を付与している。共同著作の著作物の場合は、共同著作者が著作権者となる<sup>116</sup>

雇用期間に著作者が創作した著作物の場合は、(a) 対象となる作品の創作が、従業者の正規の職務の一部ではない場合は、たとえ従業者が雇用者の時間、設備、材料を使用したとしても、その著作物は従業員に帰属する。(b) 著作物が、従業員に正規に命じられた職務の遂行の結果である場合は、別段の明示・暗黙の契約が無い限り、その著作物は雇用者に帰属する。

委託された著作物の場合は、著作物を委託した者が対象物の所有権を有するが、書面による別段の規定が無い限り、著作権は創作者に残される。

視聴覚作品の場合は、著作権は、製作者、脚本の著作者、音楽の作曲者、映画監督、翻案された著作物の著作者に帰属する。

#### 4-6 著作権の登録

IP 法は、著作権登録を保護の要件としていない。しかし、国立図書館と最高裁判所に著作物のコピーを 2 通寄託して所定の小額の手数料を支払うことによる著作権の登録手続が存在する。発行される登録証は、著作権のある著作物の有効性と所有について一応の証拠としての役割を果たす。

国立図書館と最高裁判所に対する著作権の寄託と登録の請求には、以下の情報／資料の提出が必要となる。

1. 寄託を求める、原本か、宣伝素材の実際のサンプルを 3 通
2. 著作物を実際に創作した特定人物の氏名と国籍
3. 著作物が完成した正確な日付（すなわち年月日）
4. 必要な手数料の支払い

---

<sup>116</sup> IP 法、178 条

#### 4-7 光メディアにおける知的財産権の保護

2004年にフィリピンで可決された共和国法 No.9239 または 2003 年光メディア法は、光メディアの製造、原版作成、複製、輸出入を規制する法律である。光メディアは、原版作成や複製によって音声・映像を含む情報、ソフトウェア・コードが保存される記憶媒体や機器であり、高輝度なレンズスキャン機構を用いてアクセスおよび読み取りを可能としている。レーザーや他の手段の光源も、将来に開発され得る。

光メディアを使用した海賊版や模倣品に対抗するため、同法は、とりわけ以下の機能を遂行する光メディア委員会（Optical Media Board、以下 OMB）を設置した。

1. 以下を行なう施設の検査を実施する
  - (a) 光メディアの原版作成、製造、複製に使用されたか使用が意図された、光メディア、製造機器、部品・アクセサリ、製造資材の、輸出入、取得、販売、流通
  - (b) 光メディアの原版作成、製造、複製のための、製造機器、部品・アクセサリの保有や運用、もしくは製造資材の保有、取得、販売、使用
  - (c) 光メディアの原版作成、製造、複製、輸出入
2. 捜査令状の請求と入手、または光メディアの原版作成、製造、複製に使用された光メディア、資材、機器道具の予防留置
3. 本法の違反者の刑事訴追における申立人としての行動
4. 本法の違反者に対する行政事件の審理と決定、行政処分の実施

本法の下で、光メディア委員会は国際レコード・ビデオ製作者連盟（IFPI）が管理するソース識別コードシステムを採用している。全ての原版作成、プレス、型の機器類は、OMB に割り当てられたソース識別コード（SID コード）を保有し、組み込むことが求められる。フィリピンで製造、原版作成、複製、輸出される全ての光メディアはそれぞれ、SID コードの添付が求められている。

IP 法の下での著作権侵害の罪に加え、本法は、次の行為を行なう個人や組織に対する追加的な刑罰規定を設けることで、光メディアにおける著作権対象物保護の、更なる強化を狙っている。

1. 光メディア委員会（以下、OMB）からの必要なライセンス無く、製造機器や部品・アクセサリの輸出入、取得、販売、流通、保有、運用を行なうこと

2. OMB からの必要なライセンス無く、光メディアの原版作成、製造、複製、輸出入を行なうこと
3. 権限や所有者の同意無く、商業上の利益や金銭的な利益を意図して、光メディアに知的財産についての原版作成、製造、複製を行なうこと
4. 完成した製品に SID コードの添付や組み込みをせずに、光メディアの原版作成、製造、複製を行なうこと
5. 完成した製品に誤った SID コードを添付、組み込んで、光メディアの原版作成、製造、複製を行なうこと
6. 完成した製品に、OMB から他の者に割り当てられた、または OMB に割り当てられ、他の者や施設、組織にその製品への使用、添付、組み込むことを許すことが許可された、誤った SID コードを添付、組み込んで、光メディアの原版作成、製造、複製を行なうこと
7. OMB からの必要なライセンス無く、光メディアの原版作成、製造、複製に使用または使用を意図した商業的な量の製造資材を輸出入、販売、流通、保有、取得すること
8. OMB からライセンスを受けた後に、知的財産権の所有者や代理人、譲受人の同意を得ていない者に対し、その知的財産権に関する光メディアの原版作成、製造、複製を故意に実施し、サービスを提供すること
9. OMB による検査を拒否、または検査実施中に本法の規定に違反することが発見された、予防拘留のための光メディア、機器、部品・アクセサリや道具を含む製造資材の引渡しを拒否すること

#### 4-8 著作物の違法なアップロード／ダウンロード

フィリピンでは、インターネットを利用して著作権のある著作物を無断でアップロード／ダウンロードをする行為が増加している。これは、フィリピンでブロードバンドのインターネット利用者が増加したことに直接的に起因しており、インターネットの普及によりP2Pのファイル共有が非常に便利となった。国内のインターネット上の海賊版が増加する一方で、調査や活動が行われておらず、インターネット上で著作権者の保護を効果的に規定する法律も未だ存在しない。

IP 法は既に、著作権のあるファイルを複製、流通させることは侵害行為であるとしているが、フィリピンはまだ、インターネット上の海賊版の害悪を公衆に知らしめるような、積極的なキ

キャンペーンを行なうには至っていない。同法は、フィリピンにおける著作権者の保護に関する基本的な法的枠組みを規定しているに過ぎない。

2000年には、インターネットに関する著作権を扱う最初のステップとして、電子商取引（Eコマース）法が制定され、責任についての重要な法的原則を設立した（すなわち、寄与責任と代位責任が法律上で成文化された）。しかし電子商取引法は、インターネットの特異性を鑑みると、著作権者のニーズに完全には対応できていない。例えば、同法には法定通知期間やテイクダウン規定が無く、著作権者には、インターネット上から無許可の著作物を取り除くための、実用的で便利な手段が無い。

## 5. 営業秘密の保護

IP 法は、営業秘密を知的財産権の一形式として認めている。すなわち、

### 第4条 定義

第4条1 「知的財産権」は以下から構成される

- (a) 著作権と隣接権
- (b) 商標・サービスマーク
- (c) 地理的表示
- (d) 意匠
- (e) 特許
- (f) 集積回路のレイアウトデザイン
- (g) 非開示情報の保護 (TRIPS) <sup>117</sup>

上記の IP 法の規定とは別に、営業秘密の保護は、現在施行されている各種のフィリピン法により認識されている。

#### 1. 証券規制法 (共和国法 No.8799)

第 66 条 2 条「本法におけるいかなる規定も、委員会に提出された申請、報告、資料における営業秘密や過程についての開示を要求するものと解釈されず、また委員会に対して要求する権限も与えない。」

#### 2. 企業再生を管理する暫定規則

第 4 条 第 3 規則 「裁判所は、申請または自らの裁量に基づき、債務者に帰属する営業秘密、その他の秘密調査、開発、商業情報の保護を命じることができる。」

#### 3. 1997 年 国家歳入法 (共和国法 No.8424)

第 278 条は不法な手段を用いて営業秘密の漏洩を斡旋する行為を禁止し、以下の罰則を設ける。「歳入局の役職員に対して、納税者の事業、収入、相続財産に係る秘密情報、または当該役職員が業務の遂行過程で入手した知識、または当該役職員にとって開示行為が不法となる情報の漏洩を斡旋した者、および所得税申告における収入、利益、損失、支出の情報について公表または出版等その他法律に規定されない手法により開示した者」は、「2,000 ペソを超えない罰金か、(中略) 6 ヶ月以上 5 年以下の懲役、またはその両方」が科される。

#### 4. 改正刑法

第 291 条は、職権乱用による情報開示を罰し、以下を規定する。「長や雇用者の秘密を、その地位において知り、その秘密を開示するマネージャー、従業員、使用人」は、「禁固 (アレスト・マヨール) および 500 ペソを超えない罰金」が科される。

---

<sup>117</sup> 強調されている。

他方、第 292 条は、産業上の秘密の開示を以下の通り罰する。「所有者を害するよう、その所有者の産業上の秘密を開示する、製造上、産業上の施設の責任者、従業員、作業員」は、「矯正のための懲役の最小と中間の期間、および 500 ペンを超えない罰金」が科される。

#### 5. 1990 年 有毒物質と有害・核廃棄物管理法（共和国法 No.6969）

第 12 条は以下を規定する。「環境天然資源局により記録、報告、情報やその一部が秘密とみなされ、営業秘密、生産・販売データや、その生産者、処理者、販売者に特有な方法、生産、過程、もしくは生産者、処理者、販売者の競争的な地位に悪影響を与える可能性があるとして公開されない場合を除き、公衆は、提出された安全データ、環境への排出・放出データを含む、化学物質と混合物に関する記録、報告、情報を入手する権利を持ち、そうした資料は検査や複写のために通常の業務時間内に入手できなければならない。しかし、環境天然資源局は、化学物質や混合物に被曝した人の医療診断や治療を目的として情報が必要とされる場合、医療研究機関や科学機関に対し、秘密保持クレームに従って情報を公開する。」

フィリピン最高裁判所は、多くの事件において営業秘密の私的な性質を認識し、所有権としての保護の資格を与えている。事実、1918 年初めに、最高裁判所は所有者が営業秘密を保護する権利を持つことを支持した。したがって、

「多くの場合、企業の成功は、その所有者が有する他の販売者の関係、望ましい関係を構築する能力、売買の手法に依存している。単独でみなせば重要ではないが、一つ一つが集まることで、その集合体は、ビジネスを構築した経験、個人の才能、能力の結果として大きな優位性となる。失敗や成功は、これらの目に見えない重要な資産の保有に左右され、競争相手の手に渡ることを防ごうと求めるのは当然のことである」<sup>118</sup>

具体的には、*Garcia v. Board of Investments*<sup>119</sup> および *Chavez v. Presidential Commission on Good Government*<sup>120</sup> の事件において、公共の関心事項に係る情報に対する憲法上の権利を制限して、強制公開および公開調査の対象から営業秘密が免除されるという決定が支持された。最高裁判所は、最近の *Air Philippines Corporation v. Pennswell, Inc.*<sup>121</sup> の判決において「ある者の営業秘密を開示しない権利がある。営業秘密は、（中略）憲法に具体化された情報に対する人々の権利を制限するものである」と宣言した。また、「営業秘密は、一般に知られておらず、公衆に容易に解明できない状態から経済的な価値を導くものであることから、開示からはより大きな保護を受けるべきである。」と明らかにした。

### 5-1 「秘密」の定義

「営業秘密は、その所有者と、打ち明けられる必要のある従業員のみ知られる計画、過程、道具、構造、複合物と定義される。この定義はさらに、特許を受けていないが、商業価値を持

<sup>118</sup> William Ollendorf v. Ira Abrahamson, G.R. No. 13228 (1918 年 9 月 13 日)

<sup>119</sup> G.R. No. 88637 (07 September 1989 年 9 月 7 日)

<sup>120</sup> G.R. No. 130716 (1999 年 5 月 19 日)

<sup>121</sup> G.R. No. 172835 (2007 年 12 月 13 日)



つ商品の組み合わせの中でそれを使用する特定の個人のみ知られる、秘密公式や過程にも拡大される。取引上の秘密は、(1)事業で使用する;および(2)その情報を所有していない競争相手に対し優位を得る機会を雇用者に与えるような、何らかの公式、様式、装置もしくは情報の編集で構成されと考えられる。<sup>122</sup> この定義に基づき、「秘密」とは、一般的に知られておらず入手が容易ではない、その結果として商業価値を持つ情報の保護という文脈の中で理解される<sup>123</sup>。

## 5-2 雇用契約における規約

営業秘密や、秘密に取得された、もしくは秘密の関係を通じて得られた情報を保護するために、雇用契約における独占規定や、反競争的・制限的な条項が一般に許容されている。しかし、何が営業秘密として法的に保護されるかの判断は、そのような立場が国家の労働者保護政策に反するために、雇用者が行なう事はできない<sup>124</sup>。

一般的に最高裁判所は、特に従業員がビジネスに対する特別の利用権や知識を得る場合には、雇用者の正当なビジネス上の利益保護として、雇用期間中の独占規定の有効性を支持している。しかし、雇用の後の制限は、取引制限や不正競争に対する憲法上の禁止に違反する場合には、無効となる。

従って、雇用契約における独占規定は、(1)雇用者の保護に必要な分を超えない<sup>125</sup>、(2)制限される当事者の産業を、公衆から有害的に奪わない<sup>126</sup>、および(3)制限される当事者が職業を追及し本人および家族を扶養することを妨げない<sup>127</sup>、以上の場合に有効となる。

---

<sup>122</sup> *Air Philippines Corporation v. Pennswell, Inc.*, 上記注 121

<sup>123</sup> TRIPS 協定（フィリピンも加盟）第 7 節第 39 条は、非公開情報の保護に関して次のように規定する。

「自然人または法人は、合法的に自己の管理する情報が以下に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得しまたは使用することを防止することができるものとする。（中略）当該情報は一体としてまたはその構成要素の正確な配列および組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらずまたは容易に知ることができないという意味において秘密であること」

<sup>124</sup> *Cocoland Development Corporation v. National Labor Relations Commission and Jeremias Mago*, G.R. No. 98458, (1996 年 7 月 17 日)

<sup>125</sup> *G. Martini (Ltd.) v. J.M. Glaiserman*, G.R. No. L-13699 (1918 年 11 月 12 日)

<sup>126</sup> *Avon Cosmetics Incorporated, et. Al v. Leticia H. Luna*, G.R. No. 153674 (2006 年 12 月 20 日)

<sup>127</sup> 上記注 126.

## 6. その他の知的財産

### 6-1 植物品種

知的財産法では、特許保護の対象から植物品種を除外している<sup>128</sup>。植物品種については、特別法のもとに特有の保護体制が設けられている。共和国法 No.9168（フィリピン植物品種保護法）は、育成者に対し、当該育成者が育成、発見、開発した植物品種の繁殖材料またはある程度の収穫物への権利を与えている。

植物品種保護法（Plant Variety Protection Act、略して PVP）のもとでは、以下の要件を具備した品種のみが保護対象となる。

- A. 新規性；当該品種の繁殖材料または収穫物が、当該品種を利用する目的で、育成者の同意の下で、他人に販売（販売の申し出を含む）または他人により処分されていないこと。
  - ・フィリピンにおいて、出願日以前 1 年以上の期間
  - ・他国において、出願日以前 4 年以上の期間または樹木もしくは蔓植物の場合は 6 年以上の期間
- B. 識別性；当該品種が既存のまたは周知の品種と特性が明確に区別されること
- C. 均一性；繁殖における特定の特性から想定される変異があるとしても当該品種が、関連する特性において十分な均一であること。
- D. 安定性；繁殖を反復した後または各繁殖周期の終わりにおいて、その関連特性に変化がないこと

前述の条件を満たすと、植物品種保護当局は権利証明書を発行する。証明書保有者は、当該品種の増殖材料について以下の行為を許諾する権利を有する。

- ・生産または再生産
- ・繁殖目的のための条件整備
- ・販売のための提供
- ・販売またはマーケティング
- ・輸出
- ・輸入
- ・上述の行為をするための保管

以下の場合については、収穫物の全部もしくは一部についても上述の権利が及ぶ。

- ・当該収穫物はその品種の繁殖材料の無断使用によって生産された場合
- ・権利書保有者が、繁殖材料に対して権利を行使する機会がなかった場合

---

<sup>128</sup> IP 法、22 条 4 項

## 6-2 商号

「商号」は会社を特定しまたは識別する名称又表示である<sup>129</sup>。商標、サービスマーク、商号および標識のついた容器に関する規則では「商号」を事業識別名としている<sup>130</sup>。法律では、「商号」は、製造業者、事業者、商人らが事業や職業を識別するために用いる個人名もしくはは姓名、企業名、記号または単語と定義されている<sup>131</sup>。

名称又表示は、その性質あるいはその名称または表示の使用により、公の秩序または善良の風俗に反することとなる場合、また、特に当該名称または表示により特定される事業の性質について当該業界または公衆を誤認させる虞がある場合は、商号として使用することができない<sup>132</sup>。商号は、商号の登録義務を規定するいかなる法律または規則に関わらず、登録前または未登録の場合であっても、このような名称は第三者による不法行為に対して保護が与えられる。特に、第三者による商号のその後の使用は、それが商号、商標、団体標章、公衆の誤認を惹起する類似の商号または商標であるか否かを問わず、違法であるとみなす<sup>133</sup>。IP法に規定する商標の取消および侵害に対する救済措置は、必要な変更をしたうえで、商号に適用する<sup>134</sup>。

商号の所有者に係る変更は、その商号により識別される事業またはその一部の移転とともにしなければならない。ただし、当該移転または譲渡は、商号が用いられる商品およびサービスについての性質、出所、製造方法、特徴または用途に関して公衆の誤認を惹起する場合は当該移転または譲渡は、無効とされる<sup>135</sup>。

フィリピンにおいて事業を実施したことが無い、または事業実施について免許がなく登録されてもいないが、その企業名・商号を付した製品の使用を通じて、フィリピン国内で広く好意的に知られている外国企業は、その国内居住者が当該外国企業と同じ名称の企業を設立する行為を制限することを目的として、フィリピンにおいて訴訟の提起を行う法的な権利を有するという点に留意することが重要である。（それら国内企業が、外国企業の存在について個人的知識を有するよう見える場合、また、その国内企業の目的が当該外国企業の商品と同じものを取り扱い、販売することであると明らかかな場合）<sup>136</sup>

## 6-3 地図表示

フィリピンにおいて、地理的表示は団体標章もしくは地域標章（community marks）として登録することで保護される。IP法は、商標に関する一般的な規則を団体標章にも適用すると定めている。

---

<sup>129</sup> IP法、121条3項

<sup>130</sup> 商標規則、規則100(l)

<sup>131</sup> *CIA General de Tabacos vs. Alhambra Cigar*, 33 Phil. 485.

<sup>132</sup> 商標規則、規則103(a)

<sup>133</sup> 商標規則、規則103(b)

<sup>134</sup> 商標規則、規則103(c)

<sup>135</sup> 商標規則、規則103(d)

<sup>136</sup> *La Chemise Lacoste, S.A. vs. Fernandez*, 129 SCRA 373, reiterating *Western Equipment and Supply Co. vs. Reyes*, 51 Phil. 115.

## 6-4 半導体閉鎖回路のレイアウトデザイン

「回路配置」（レイアウトデザイン若しくはトポグラフィー）とは、表現の如何を問わず、少なくとも 1 つの能動素子を含む集積回路の素子および結線の一部若しくは全部の三次元配置、あるいは集積回路を製造するために準備された上述の三次元配置をいう<sup>137</sup>。集積回路とは、少なくとも 1 つの能動素子を含む複数の素子および結線の一部または全部が、内部および／または表面に一体的に形成され、かつ、電子機能を果たすよう意図された製品をいう（最終形態であるか中間形態であるかを問わない）<sup>138</sup>。

オリジナルの集積回路の回路配置だけが保護対象となる。オリジナルの回路配置とは、創作者自身の知的努力の結果であり、創作の時に集積回路の創作者および製造業者の間でありふれたものでないことをいう<sup>139</sup>。

回路配置の登録は、更新がなければ、通常 10 年間有効とする。保護期間は以下の日付より開始する。

- (a) 権利者の同意により、世界の何れかの場所で最初に回路配置を商業的に利用した日（最初の商業的な使用日から 2 年以内に知的財産庁に登録出願するという条件で）
- (b) 当該回路配置が出願日前に世界の何れかの場所で商業的に使用されていない場合はその出願日

また、何れの関係者も、以下の根拠に基づいて、回路配置の取消しを申立てることができる。

- (a) その回路配置が保護対象ではない
- (b) 権利者が保護される資格を有しない。
- (c) 世界の何れかの場所で最初に商業的に使用された日から 2 年以内に、当該回路配置の出願がされていない

取消しの根拠がその回路配置の一部に関連してのみ成立する場合は、それに対応する部分のみにつき登録取消しとなる。取消された回路配置の登録（一部取消も含む）は、最初から無効とみなされ、知的財産庁の記録から削除される。すべての回路配置の登録取消しが IPO 公報に掲載される。

---

<sup>137</sup> 補正された IP 法、112 条 [3]

<sup>138</sup> 補正された IP 法、112 条 [2]

<sup>139</sup> 補正された IP 法、113 条 3 項

## 7. 技術移譲の取決めと任意のライセンス

### 7-1 フィリピン政府の政策

政府は、技術移譲を促進し、技術移譲の登録を自由化しようとしている。この目的に沿って、政府は、国家の発展と進歩の促進のために知識と情報の普及を促し、特定のケースにおいては、競争や貿易に有害な影響を及ぼす、知的財産権の悪用を防止したり、規制したりしている。

### 7-2 関連法と規制

#### A. 技術譲渡の定義

技術移譲取決めとは、製品製造のための系統的知識の移転、製造方法の適用、あるいは管理契約含めた役務の提供を包含する契約若しくは合意をいう。これらはさらに、あらゆる形式の知的財産権の移転、譲渡、ライセンス（大規模市場のために開発されたものを除くコンピュータソフトウェアのライセンス供与を含む）を含む。

#### B. 既存の法律

フィリピンにおいて、技術移譲契約は、共和国法 No.8293（フィリピン知的財産法、略して IP 法）の下に規定されている。この法律は、1997年6月6日に承認され、1998年1月1日に発効した。知的財産庁は、IP法の各条項に従って、「任意のライセンスに関する規則」を実施している。

フィリピン民法のうち、義務、契約および損害賠償を定める特定の条項は技術移譲の取決めについても適用される。さらに、取引を制限する独占やカルテルまたは詐欺行為についての改訂刑法の条項も、技術移譲の取決めにも適用される。

技術および知識の移転・普及・使用の促進を目的とする下院法案 5208 およびそれに並行した上院法案 1721 が議会で審議中であり、本稿執筆中の時点において制定手続の過程に入っている。

### 7-3 ライセンシングにおける制限

#### A. 認定手続

IP法は、同法が規定する任意のライセンスの要件、とりわけ禁止される条項および強行規定に準拠する技術移譲の取決めは知的財産庁に属する資料・情報・技術移転局 (Documentation, Information, and Technology Transfer Bureau, 略して DITTB) に登録する必要がないとする。しかしながら、上述の規定を満たさない場合は、当該技術移譲の取決めが法に基づき承認され、かつ資料・情報・技術移転局に登録されない限り、自動的に法的強制力を失う。

高度な技術内容、外国為替収入の増加、雇用創出、産業の地域分散、または／あるいは国内の原材料への置換もしくは活用、または投資委員会において先駆者として登録された企業等、

国内経済に対して大きな利益をもたらす例外的な場合または賞賛に値する場合は、BITTBにより、当該事案の評価後に事案ごとに上述要件の免除が認められる可能性がある<sup>140</sup>。

上述にも関わらず、商標の登録ないし申請に関するライセンス契約はIPOに提出されなければならない。IPOはその内容を機密扱いとするが、提出があったことを記録し公報にて公示する。商標のライセンス契約はその登録がされるまでは第三者に対して効力を生じない<sup>141</sup>。

## B. 禁止される条項および強制規定

IP法は、次の条項は明らかに競争および取引に悪影響を及ぼすものとみなすとして、ライセンス契約にこれら条項を入れることを禁止している<sup>142</sup>。

1. 許諾者が指定する特定の資本財、中間製品、原材料およびその他の技術を入手する義務、若しくは許諾者により指示された特定人物を常時勤務者として雇用する義務を実施権者に課す条項。
2. ライセンスに基づき製造された製品の販売もしくは再販売価格を決定する権利を許諾者が留保することを定める条項。
3. 生産の量および生産の構成に関する規制を含む条項。
4. 非独占的な技術移転の取決めにおいて、競合する技術の使用を禁止する条項。
5. 許諾者に有利になるように全体もしくは部分的な購入選択権を設ける条項
6. 実施権者に対しライセンスされた技術を用いて得られた発明や改良を許諾者に無償で移転することを義務付ける条項
7. 実施されていない特許について特許権者へのロイヤルティの支払を要求する条項。
8. ライセンスされた製品を製造し流通させるための独占的ライセンスが既に付与されている国への輸出など、許諾者の正当な利益の保護のために正当化される場合を除き、実施権者がライセンスされた製品を輸出することを禁止する条項。
9. 実施権者の責に帰する理由のために技術移転の取決めが早期終了する場合を除き、技術移転の取決めの終了後に提供された技術の使用を制限する条項。
10. 特許やその他の産業財産権に対する支払をこれらの権利が満了または終了後に要求する条項。
11. 技術の提供者が所有するいずれの特許の有効性についても技術の受領者が争わないことを要求する規定。

---

<sup>140</sup> IP法、92条

<sup>141</sup> IP法、150条2項

<sup>142</sup> IP法、87条 禁止される条項

12. 移転された技術を取り入れ国内の状況に適合させるための実施権者の研究開発活動あるいは新たな製品、製造過程、および設備に関連して実施権者が研究開発計画を開始することを制限する条項。
13. 許諾者が定めた品質基準を損なわない限りにおいて、輸入された技術を国内の状況に適合させるまたはその技術に新たな手法を導入することを妨げる規定。
14. 技術移転の取決めに基づく許諾者の責務の不履行に対する責任および/またはライセンスされた製品もしくは技術を使用したことに起因する第三者の訴訟から生じた責任について許諾者を免除する規定。
15. その他同等の効果を有する規定。

任意のライセンス契約には以下の強行規定を含まれなければならない<sup>143</sup>。

1. フィリピン法令が自発的ライセンス契約の解釈を決定するものとし、訴訟の際の裁判地は実施権者が主たる事業所を有する地域を管轄する適切な裁判所でなければならないという条項。
2. 技術移転の取決めの期間中は、当該技術に関連する技術および過程における改良は常に利用可能であるという条項。
3. 技術移転の取決めについて仲裁を行う場合は、フィリピン仲裁法の仲裁手続もしくは国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)の仲裁規則もしくは国際商工会議所(ICC)の仲裁規則を適用するものとし、仲裁地はフィリピンまたは中立国とする条項。
4. 技術移転の取決めに関する全ての支払に係るフィリピンの税金は許諾者が負担するとする条項。

商標ライセンス契約においては、当該商標の使用に関連する実施権者の製品やサービスの品質を許諾者が効果的に管理することについての規定が必要である。もしライセンス契約においてそのような品質管理についての規定がない、または品質管理が効果的に実行されない場合は、当該ライセンス契約は有効ではないものとされる<sup>144</sup>。

#### 7-4 ロイヤルティに対する課税

IP法 86条に基づき、知的財産庁の資料・情報・技術移転局 (DITTB) の局長は、ロイヤルティの適切な金額および率の決定を含む、技術移転に係る支払から生じる技術移転取決めの当事者間での紛争解決において、準司法的管轄権を行使する権限を有する。

---

<sup>143</sup> IP法、88条

<sup>144</sup> IP法、150条2項

一般的に使用される「ロイヤルティ」という用語は、映画フィルム、ラジオ・テレビ放送に使用されるフィルムやテープを含む文学、芸術、学術的な著作物の著作権、特許、商標、意匠模型、図面、公開されていない製法および製造過程の使用またはそれらを使用する権利、若しくは、工業用、商業用または科学的装置および工業的、商業的、科学的経験に関する情報の使用または使用する権利の約因として受取られるあらゆる種類の対価を意味する<sup>145</sup>。

ロイヤルティおよび類似の料金は、非居住者である外国企業に対して支払う場合、32%の割合で課税される。しかしながら、当該外国の許諾者/特許権者がフィリピンの租税条約の締結国の居住者である場合、関連の租税条約に基づき、許諾者/特許権者が当該条件に規定される要件に従うことを条件に、軽減税率が適用される。

---

<sup>145</sup> Bureau of Internal Revenue (BIR) Revenue Memorandum Circular No. 77-2003 (2003年11月18日)



## Ⅲ. 知的財産権侵害または不正競争の立証

### 1. 知的財産権侵害の検証

知的財産権侵害の検証方法は様々である。ほぼ全てのケースにおいて、事件の第一報が政府あるいは民間の調査機関によって検証される。

主要な政府機関としては、内務地方自治省(DILG)の フィリピン国家警察(PNP) および司法省 (DOJ)の国家捜査局(NBI)がある。民間セクターでは、調査サービスを提供し、知的財産権調査することで政府機関を支援する企業がいくつか存在する。

調査では政府機関の活用が推奨される。なぜなら、法律では政府機関によって実施される調査作業は正当であると推定されるからである。加えて、捜査・差押令状を申請する際にそれらの機関は不可欠な存在である。

しかし、警察や国家捜査局が、知的財産権に係る調査を実施するために大部分の時間を割くことは事実上困難である。それは、政府資源が制限されており、また、社会的秩序および安全確保に対する犯罪等、他の緊急な調査作業にも参加しなくてはならないためである。したがって権利者は、民間の調査会社のサービスを利用せざるを得なくなる。

民間調査会社の利用料金は様々で、侵害品の取得や偵察、調査/差押令状の申請を含む初期調査の費用は、およそ 3,000US ドル～6,000US ドルである。調査契約を締結する際は、当該事件の起訴および訴訟段階において調査人が速やかに対応するとの確約を調査会社から得ておく必要がある。

調査会社は、知的財産侵害を立証する初期の証拠を収集する。その調査結果は、政府機関が捜査で使用する主要な情報となる。したがって、調査段階において完全かつ正確な証拠を収集するためには、民間調査会社と政府機関との間の密接な協力関係が不可欠である。

さらに、権利者は、特定の物品が模倣品であるか否かを判断する手段について調査人に簡単に説明することが期待される。また、権利者の顧問弁護士は、侵害事件に構成するために必要な事実について調査人に指示せねばならない。調査人は、知的財産権侵害または不正競争に該当する事件を確定するために十分な証拠を収集するため、弁護士の指示を仰ぐ必要がある。

### 2. 訴訟提起において検討すべき要素

訴訟を提起すべきか否かを判断する際には、権利者は、時間的要素、費やすことのできる資源の量、および権利者が望む結果などのいくつかの要因を検討する必要がある。

#### 2-1 タイミング

検討すべき重要な要素として、訴訟のタイミングである。調査会社が相当量の侵害品の存在を確認した場合は、迅速に捜査・差押令状を申請することが推奨される。また、前記令状は、

同日に執行しなければならない。令状執行の遅延は、その間予期しない出来事が発生し、望ましくない結果につながる可能性がある。

## 2-2 特別委任状および議長証明書

権利者は、捜査／差押令状の発行申請のための裁判所手続においてフィリピン弁護士が附帯私訴の代理人を務める旨を承認する特別委任状 (Special Power of Attorney) を作成する必要がある。特別委任状は、その行使を取締役会決議で承認することを証明した議長証明書を添付しなければならない。

海外で行使される特別委任状および議長証明書は、フィリピン領事館で認証を得なければならない。フィリピン領事館での認証に時間がかかることを考慮すると、権利者は、調査実施のための所定の指示をすると同時にこれらの文書の作成に着手する必要がある。

## 2-3 告訴人

外国の権利者またはその正式な許可を得た代理人は、知的財産権侵害に対する刑事訴訟において、宣誓供述書の作成が求められる。一部のケースでは、権利者がフィリピンの販売者にこの文書の作成を求める場合がある。現地の販売業者が権利者に代わって告訴人になることを望まない場合には、調査会社が宣誓供述書を作成、提出するよう求められる可能性もある。この宣誓供述書は、現地の販売業者または調査機関が、権利者の知的財産権を認識し、模倣品と真正品を選別する訓練を受けていることを申し立てるものである。

権利者が現地の弁護人を告訴人に指名するよう決定する場合は留保される。被告人である侵害者が、宣誓供述書で述べられる事実について、弁護人の知識不足を疑問視する可能性があるからである。現地の弁護人は捜査・差押に関する事実について知識を持ち合わせていない例がこれに該当する。

## 2-4 鑑定人の利用可能性

状況によっては、証言のため鑑定人が召喚され、捜査・差押令状の申請に関する裁判所の審理において事実を確認するよう求められる。刑事訴訟の場合は、検察官が予備調査を実施し、そこで真正品と模倣品を比較するために鑑定人が召喚されることがある。情報が裁判所に提出されて審理が始まると、裁判所は押収品係る事実認定のために、再び鑑定人が召喚される。従って、証言を求められた場合に備え、対応可能な鑑定人を指名しておくことが望ましい。

対象となる製品の性質によっては、私立探偵や権利者の現地販売業者が、鑑定人の資格を満たす場合がある。これら証人の能力を裏付けるために、証人が権利者や許可を受けた代理人から真正品の特徴を見極めるための適切な訓練を受けたことを証明する文書を、権利者が作成することが推奨される。

## 2-5 裁判地もしくは法廷

訴訟を提起する場合、裁判地や法廷についても考慮すべきである。権利者は IPO の法務局に対する行政申立てを選択してもよい。IP 法の 10 条 2 項 (a)によると、法務局は総請求損害額が 20 万ペソを越えない事件について管轄権を有する。行政事件は通常、迅速に解決されるが、法務局は、罰則として禁固を課すことはできない。IP 法 10 条 2 項 (b)に基づき、法務局は次の行政処罰を課することができる。(1) 停止命令、(2) 侵害者が任意の約束を受け入れ、定期的に順守レポートを提出し、順守を担保する保証を提出するような強制措置、(3) 製品の没収または押収、(4) 犯罪行為に使用された物品および全ての不動産および個人財産の没収、(5) 過料、(6) あらゆる許可、免許、権限、登録の取消、(7) あらゆる許可、免許、権限、登録の停止、(8) 損害賠償、(9) その他の類似の処分や制裁

権利者が損害について民事訴訟の提起を決めた場合は、原告または被告の居住地で提起できる<sup>146</sup>。権利者が外国にいる場合は、フィリピンの販売業者を共同原告として加え、その販売業者が主に事業を行なう地域で民事訴訟を提起することもできる。販売業者が共同原告として参加することを望まない場合は、侵害者の居住地で訴訟提起される。

刑事訴訟については、マニラにある司法省 (Department of Justice、略して DOJ) の「反知的財産海賊行為に関する全国検察サービスタスクフォース」に刑事告発することが推奨される。司法省は、知的財産権侵害に関する事件の処理について豊富な経験がある。

十分な訴因が存在すると判断した場合、検察官は、侵害者を告訴するための情報を収集、準備する。そうした情報は、侵害行為が行われた地域を管轄する、指定された知的財産裁判所に提出される。刑事訴訟を取り扱う主要な弁護人は検察官だが、権利者の弁護人も、訴訟において検察官を支援するため指名される場合も多い。

## 2-6 警告状

権利者は、知的財産権の侵害者と特定された人物に直接コンタクトをとり、違法行為の停止を説得するための警告状を送付することがある。これは弁護士のサービスを利用するよりも、より費用対効果が高い戦略とみなされるからである。しかしほとんどの場合、法的制裁という脅威がないと、侵害者の侵害行為を止めることはできない。

警告状では、法的手段も辞さない覚悟で侵害行為を直ちに停止するよう要求するのとは別に、以下の項目について要求するのが一般的である。

1. 侵害品の出所の開示
2. 現在の在庫数の開示
3. 現在の在庫品を処分するため、侵害者に一定の期間を与える
4. 破壊するため、侵害品の管理を権利者に移転する (一部のケース)

---

<sup>146</sup> 裁判規則、第 2 節 規則 4

5. 侵害商標の IPO への登録出願の撤回、任意の取消（登録済の場合）、または権利者への譲渡（登録済の場合）
6. 上記諸条件に従うことを確認する保証書の、書面による作成

警告状は、権利者が指定期間内に回答することを明記すべきであり、回答が無い場合には、法的措置を取ることになる。警告状の準備と送付によって望ましい効果が得られる場合があり、そうした場合、権利者にとっての対策コストは最小限で済む。

## 2-7 和解

特に民事案件においては、押収された商品の価値がそれほど高くない場合、和解を望む権利者が存在する。その他のケースにおいても、関連費用を考慮して、裁判所での訴訟提起を回避する権利者もいる。権利者が自己に有利な和解条件を相手方に課すことができるか否かは、当該案件における強みや、和解が実現されない場合に起訴する準備が整っているかどうかによって左右される。和解協定には以下のものが含まれる。

### A. 損害額の支払い

損害金の支払は主として権利者の出費、特に監視、捜査および差押、訴訟費用、弁護士費用を補償するために用いられる。最終判決まで訴訟が継続した場合に裁判所が権利者に与える損害賠償金に代わるものである。

### B. 謝罪広告

疑わしき侵害者による謝罪広告は、発行部数の多い新聞紙上に掲載される。謝罪広告の公表は、侵害者となりそうな他の人々への警告および抑止となる。

### C. 模倣品の没収

商標の所持者から押収した全ての模倣品は、商標権者のため没収される。最終判決や和解の後、その模倣品は通常、破壊され、費用は被告人が負担する。

### D. 模倣品の今後の取り扱いを停止する約束

停止要求は性質上不変のものであり、模倣品に対するあらゆる取り扱いを含む。

### E. 模倣品の出所の開示

この条件によって、権利者は、模倣品の出所を探り当てることができる。

### F. 将来の侵害に対する罰則規定

当事者間で署名される和解協定は、罰則規定を伴う義務規定の形式をとる。疑わしき侵害者による上記項目のいずれかの違反は契約違反となり、権利者に賠償請求権を与える。この罰則規定は、商標権者が侵害や不正競争について起こす刑事訴訟を妨げるものではない。

権利者は、権利執行に係る法に基づき数多くの救済手段を有する。しかし、簡単な裁判でも決着に最低1年掛かる、敗訴した当事者が上訴を決定した場合は決着まで少なくともさらに5年は掛かるなど、司法手続きには整備が不十分な点も残る。

### 3. 日本企業が直面する知的財産権侵害の問題

食品や飲料、医薬品、自動車、アパレルなど対象製品が広範囲に渡ることから、商標権侵害および模倣品被害がフィリピンにおける知的財産権侵害の大部分を構成している。2008年に国際模倣対策連合（International Anti-Counterfeiting Coalition、IACC）が米国通商代表部に提出した提案では、とりわけアパレル、消費者向け電子製品、玩具、化粧品の分野においてフィリピン国内で生産された侵害品や模倣品が他のアジア市場へ輸出または積替えされていることについて懸念が示された。国内においては、Greehills ショッピングエリア、Quiapo、Binondo、168 ショッピングモール、St. Francis Square など、有名な「模倣品天国」である地域が引き続き活況を呈している。

著作権侵害もまた、フィリピン国内で非常に蔓延しており、さまざまな不正行為が行われている。著作権のある音楽やソフトウェアが、コンピュータや携帯電話、手のひらサイズのゲーム機、MP3 プレーヤーなどの装置に違法にダウンロードされている。これらの海賊版コンテンツを販売する数多くの販売業者は、小さなブースとノート型パソコンがあれば海賊行為が可能であることから、フィリピン全土で活動している。さらに、上述の事実は再生機を販売する小売業者にとっての販売戦略ともなっている。こうした小売業者は、商品を購入した顧客に対し、無料で音楽やソフトウェアのダウンロードを提供している。

他のアジア諸国から輸入される違法な光ディスクも簡単に入手可能であり、当局によって頻繁に取締りが実施されるにもかかわらず、小売業者は公然と販売を続けている。違法な光ディスクは輸入品だけでなく、海外向け輸出用に国内製造もされていると考えられる。国際知的財産権アライアンス（International Intellectual Property Alliance、IIPA）が2008年に米国通商代表部に提出した報告書では、フィリピン国内では少なくとも13の、光メディア委員会（OMB）からライセンスを得た光ディスク工場が操業していると指摘する。13工場の合計生産能力は国内市場の需要を上回ると考えられるため、一部が海賊版の光ディスクを製造、輸出しているのではないかとこの疑問が投げかけられている。

ビデオカメラ撮影による海賊行為もフィリピン中に蔓延している。2008年だけで、違法にビデオカメラ撮影された映画44作品がフィリピンから輸出された。

警戒を要するもう一つの分野がインターネット上の海賊行為であり、地域のブロードバンド利用者が著しく増加していることにより、フィリピン国内では飛躍的に数が増えている。

#### 4. 誰が侵害訴訟を提起できるのか<sup>147</sup>

IP 法の下で、権利者は、知的財産権を行使および保護するため様々な救済措置を利用することができる。権利行使の救済措置の種類は、主として、侵害の程度および／または範囲、所望する認可ならびに権利者の目的によって異なる。

##### 4-1 商標権侵害

知的財産庁に正式に記録されている登録商標<sup>148</sup>もしくは、その譲受人<sup>149</sup>は、侵害行為を提訴することができる。必然的に、商標権者もしくは登録商標の譲受人は、商標の使用を第三者に禁じる排他的権利を有する。IP 法の第 147 条は以下のとおり規定する。

##### 第 147 条 与えられる権利

第 147 条 1 登録済み商標の権利者は、その同意を得ていない全ての第三者が、登録された商標に関連する同一もしくは類似の商品・サービスについて、同一または類似の商標や容器を商業上使用することによって、混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品またはサービスについて同一の商標を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがあると推定される。

第 147 条 2 フィリピンで登録されており、かつ第 123 条 1 (e) で規定される著名商標に該当する商標権者の排他的権利は、その商標が登録された商品またはサービスと類似しない商品またはサービスにも及ぶものとする。ただし、当該類似しない商品またはサービスについてのその商標の使用が、当該類似しない商品またはサービスと、登録済み商標の権利者との関連性を示唆し、さらに、登録済み商標の権利者の利益がそのような使用により害されるおそれがある場合に限る。」

登録済み商標の登録者でも登録譲受人でもない者は、過去に継続的に商標を使用していたとしても、侵害に対する訴因も訴訟の当事者適格も有しない。しかし、適切と思われた場合には、不正競争に対する訴訟を提起できる。この救済策には、商標や発明品の登録が必要条件では無いからである<sup>150</sup>。

商号の所有者や先使用者は、商号、商標または団体商標としての使用であるかを問わず、第三者によるそれらの使用が公衆を誤認させるおそれがある場合は、IPO に未登録の場合であっても、当該第三者を訴えることができる<sup>151</sup>。

<sup>147</sup> Agpalo, Ruben. *The Law on Trademark, Infringement and Unfair Competition*, 2000 年版, p. 217-218.

<sup>148</sup> IP 法、155 条および 156 条、

<sup>149</sup> IP 法、149 条、

<sup>150</sup> 同上

<sup>151</sup> IP 法、165 条。

フィリピンで事業の免許を得ておらず、実際に事業を実施していない外国企業や法人も、以下の要件を具備すれば、商標や商号の侵害訴訟を提起できる。

1. フィリピンで登録された商標である；あるいは商号の場合、国内で以前から継続的に商業上で使用している。－これは、もし外国法人がフィリピンでその商号を登録していないか、国内で商号を使用していない場合は、たとえ商標や商号が母国で登録されている、もしくは同国で著名かつ独占的に使用されているとしても、侵害申立を行なう資格が無いことを意味する。
2. 外国法人が、フィリピンが加盟国である知的財産権や不正競争防止に関する協定、条約、取決の加盟国であるもしくは法律によってフィリピン国民に互恵の権利を与えている国の国民またはそれらの国の居住者である、もしくはそれらの国において実質的かつ効果的な産業基盤を有する<sup>152</sup>；－これは、侵害訴訟の支えとなる必須条件である<sup>153</sup>。しかし、その外国法人がパリ条約を支持する国々の一つに居住するか、実質的な産業基盤を築いていれば、その要求を満たしたとみなされる<sup>154</sup>。

#### 4-2 不正競争<sup>155</sup>

不正競争に対する訴えを提起できる者は、「登録商標が使用されているか否かにかかわらず、公衆に対して、自己の製造もしくは取り扱う商品、事業やサービスを、他人のそれらから区別して特定している者」であり、その者は、「特定された商品、事業やサービスの信用において権利を有し、その権利は他の所有権と同じ方法で保護」される<sup>156</sup>。もしこのような者が、自身で登録し、譲渡した商標を有する場合、IPO に登録された譲受人も、不正競争が存在するケースにおいて不正競争に対する訴えを提起できる。

商標や商号が事業運営で使用されている場合、登録または先使用によって権利を取得した所有者にその使用権限が与えられ、競争他者による濫用は信頼に係る権利への侵害とみなされる。もし、原告と被告が第三者の商標や商号を不正に模倣した場合は、原告も被告も、相互に訴因を有しない。なぜなら、何人も自らの不正行為や詐欺行為を訴因とすることは許されないからである。その商標や商号を所有する第三者は、両者に対し有効な訴因を有する<sup>157</sup>

フィリピンの一般公衆に対し、自身が製造もしくは取り扱う商品、事業やサービスを、他人の物から区別して特定している外国企業も、フィリピンで事業許可を得ているか否かにかかわらず、その外国企業が国民である国もしくは所在する国が条約、協定、法律によってフィリピンの企業や法人に類似の特権を与えている限りは、不正競争に対する訴訟を提起することができる<sup>158</sup>。フィリピンも加盟している「工業所有権の保護に関するパリ条約」の加盟国は、不正

---

<sup>152</sup> IP 法、3 条

<sup>153</sup> *Leviton Industries, Inc. v. Salvador*, 114 SCRA 420 [1982].

<sup>154</sup> 上記注 151 (p. 217-218).

<sup>155</sup> 上記注 151 (p. 218-219).

<sup>156</sup> IP 法、168 条 1 項

<sup>157</sup> *Ubeta v. Zialcita*, 13 Phil. 11 [1909].

<sup>158</sup> IP 法、3 条

競争についての義務を負っている<sup>159</sup>。こうした理由から、加盟国の国民は全て、内国民と同様の条件でフィリピンにて不正競争に対する訴訟を提起できる。

#### 4-3 特許権侵害

発明に対して特許査定を受けてない者または法人、あるいは譲受人や実施者としての権利を与えられていない者または法人は、侵害訴訟を提起する権限を有しない。なぜなら侵害訴訟を継続する権利は特許の存在の有無にかかっているからである<sup>160</sup>。権利を侵害されている「特許権者」または「当該特許発明に対する権利、所有権または利害関係を有する者」のみが侵害に対する訴訟を提起できる<sup>161</sup>。また、知的財産庁に登録されている譲受人または特許の共同所有者も、侵害訴訟を提起できる。

商標権侵害訴訟の場合とまったく同様に、フィリピンで事業の免許を得ておらず、実際に事業を実施していない外国企業や法人は、フィリピンが同盟国である知的財産に関する協定、条約または取決めの同盟国である国もしくは法によりフィリピン国民に互恵的権利を与える国の国民またはそれらの国に居住するか、現実かつ真正の産業上の営業所を有する場合、かつフィリピン法に基づき特許査定を受けている場合は、侵害訴訟を提起する権利を有する<sup>162</sup>。

#### 4-4 著作権侵害

著作権者およびその譲受人は、著作権侵害訴訟の当事者適格を有する。IP法は、著作物の著作者に、最初に著作権を付与する。共同著作の著作物の場合は、共同著作者が著作権者となる。ただし、共同著作物が、個別に使用可能な部分から構成されている場合は、各部分の著作者が、創作した部分の権利者となる。

雇用において著作者が創作した著作物の場合は、所有は (a) 著作権の対象の創作が、従業者の正規の職務の一部ではない場合は、たとえ従業者が雇用者の時間、設備、材料を使用しても、従業員に帰属する、(b) 著作物が、従業員に正規に命じられた職務の遂行の結果である場合は、別段の明示・暗黙の契約が無い限り、雇用者に帰属する。

委託された著作物の場合は、書面による別段の規定が無い限り、著作権は創作者に残される。

視聴覚著作物の場合は、著作権は、製作者、脚本の著作者、音楽の作曲者、映画監督、翻案された著作物の著作者に帰属する<sup>163</sup>。

著作権者は、次に掲げる行為を実行、承認、もしくは抑止する排他的権利を有する<sup>164</sup>。

- (a) 著作物またはその実質的な部分の複製、
- (b) 著作物の脚色、翻訳、翻案、要約、編曲その他の改変、

---

<sup>159</sup> パリ条約、第 10 条

<sup>160</sup> *Creser Precision Systems, Inc. v. Court of Appeals*, G.R. No. 118708 (1998 年 2 月 2 日)

<sup>161</sup> IP 法、76 条 2 項

<sup>162</sup> IP 法、3 条に関連する 77 条

<sup>163</sup> IP 法、178 条

<sup>164</sup> IP 法、172 条



- (c) 販売その他の形式の所有権の移転による著作物の原著作物およびその各複製物の最初の公衆への頒布
- (d) 視聴覚著作物、映画の著作物、録音物に組み込まれた著作物、コンピューター・プログラム、データその他の素材の編集物または図形式の楽曲の原著作物または複製物の貸与(貸与の対象である原著作物または複製物の所有者の如何を問わない。)
- (e) 著作物の原著作物または複製物の公衆への展示
- (f) 著作物の原著作物の公衆に対する実演
- (g) 著作物のその他の公衆への伝達

著作権は、その権利のその全体または一部分について譲渡することができる。譲受人は、譲渡の範囲内で、侵害行為に対する訴訟を提起する権利を有する<sup>165</sup>。

通常の方法で著作者として作品に名前が記載されている自然人は、反対の証明がない限り、作品の著者と推定される。また、記載されている氏名が仮名（ペンネーム）である場合、その仮名が著作権者と同一人物として疑いが場合に限り、上述の推定が適用される。

IP 法は、著作権登録を保護の要件としていない。しかし、国立図書館と最高裁判所に著作物のコピーを 2 通寄託して所定の小額の手数料を支払うことによる著作権の登録手続が存在する<sup>166</sup>。発行される登録証は、著作権のある著作物の有効性と所有について一応の証拠としての役割を果たす。また、侵害行為があった場合、公証人の面前で作成、あるいは著作権を代理して作成された宣誓供述書（著作権の存在、所有者の名前を記載し著作物の写しを添付したもの）は、そうでないことが立証されるまでは、そこに述べられた事項について一応の証拠としての役割を果たす<sup>167</sup>。

---

<sup>165</sup> IP 法、180 条、.

<sup>166</sup> IP 法、172 条 2 項、.

<sup>167</sup> IP 法、218 条、.

## IV. 刑事訴訟、民事訴訟および行政措置

### 1. 刑事訴訟

IP法の定めにより刑事訴訟の提訴においては、禁固および罰金の罰則が科せられる<sup>168</sup>。

このような場合、権利者は、刑事訴訟の開始に先立ち、裁判所に捜査・差押令状の発行を請求し侵害者に対し執行することで、一時的であるが迅速な救済を求めることができる。

捜査・差押令状の取得と実施は、消費者への模倣品販売を防ぐ有効な方法であり、法に従い発行と実施が行なわれる限りにおいて、知的財産権侵害の証拠を得る有益な手段である。

捜査・差押令状は本質的に、他者の財産剥奪を伴うため、権利侵害を明確に示す証拠に基づいて発行されなければならない。

捜査・差押令状の発行のための申請準備には、権利者、現地の弁護士、法執行機関の積極的な参加が求められる。権利者は、捜査・差押令状の発行申請前に、通常、現地弁護人の支援を受けながら、疑わしい侵害者に対する予備調査を行なう私立探偵を雇う。その調査では、侵害者の身元や経歴、活動、模倣品が販売・保管されている場所等に関する情報を調べる必要がある。

初期の調査段階で、権利者が真贋判定を行うために、私立探偵は模倣品と疑われる製品の「テスト購入」を実施する。疑わしい侵害者が模倣品を扱っていることが判明したら、正式な捜査を遂行するために、法執行機関の支援を求める。法執行機関の担当者は、私立探偵の支援を受け、真に知的財産権の侵害が行なわれているかどうか、2度目の「テスト購入」を実施し、自ら検証する。

法執行機関の担当者は、知的財産権侵害が行なわれていると確信した場合、担当者は裁判所に起訴するために、収集した証拠（すなわちテスト購入品）を裏づけとして、捜査・差押令状の請求を準備する。裁判所は、提出された証拠を検証し、自ら証人（すなわち法執行機関の担当者、私立探偵、権利者の代理人）への審問を行なった後、知的財産権侵害が行なわれていると確信したならば、自らの監督の下で法律執行機関によって実施される捜査・差押令状を発行する。

捜査・差押令状によって、法執行機関の代表者は、知的財産権侵害者の敷地に入り、その保有する全ての模倣品の差押を実施することができる。押収品は、刑事訴訟において裁判所に提出される証拠として利用される。裁判所、および／または法執行機関の敷地は通常、押収品の保管に不十分であるため、裁判所は、押収品を民間倉庫に保管し、その費用を権利者が負担するよう命令を出すことができる。しかしながら、押収品は引き続き裁判所の管理下に置かれる。

捜査・差押の結果が裁判所に報告された後、法律執行機関、および／または権利者は、検察庁（Public Prosecutors Office、PPO）もしくは司法省（DOJ）に申立を行なう。検察庁また

---

<sup>168</sup> 刑事訴訟は、著作権侵害、特許侵害（再発侵害の例）、商標侵害、不正競争（詐称通用）、出所の虚偽表示および／または虚偽の記述または表現に関わる事件で提起される。

は司法省は申立てを受理すると、知的財産権侵害に責任がある侵害者を留置する「相当な理由」があるか否かを判断するための予備調査を実施し、続いて侵害者に対し、通常の裁判所への（犯罪）情報の提出を勧告する。予備調査の間、疑わしい侵害者には申立に反論する機会が与えられる。

検察官が提出した（犯罪）情報を裁判所が支持した場合、裁判所は、侵害者に対する逮捕令状を発行するが、侵害者は一時保釈のため保釈金を支払うこともできる。その後、裁判所は正式な裁判手続へと進む。刑事訴訟は、国家に代わって起訴されるものであり、従って検察官の直接的な管理と監督の下で行なわれる。しかし、権利者は、附帯私訴人として刑事手続に参加することが認められ、雇用する弁護人を通じて、侵害の結果として自身が被った損害を証明することができる。権利者は、行使の権利が留保される限り、損害回復のために別途、侵害者に対する民事訴訟を起こすことを選択できる。そうでない場合、その訴訟の民事的側面については、刑事訴訟と共に実施されるとみなされる。

刑事訴訟には収監という刑罰が伴うため、捜査・差押令状の発行直後や、PPO/DOJによる予備調査の間、もしくは裁判所での刑事訴訟の係争中であっても、侵害者が権利者と友好的な和解に入ろうと試みるのがよくある。当事者間での和解条件は様々であるが、そこには通常、（1）模倣品販売に関与することを差し止める侵害者による約束の履行、（2）権利者に対する謝罪広告の掲載（一般に流通する新聞への掲載）、（3）侵害の結果として権利者が被った損害の補償としての権利者への金銭支払い、（4）侵害者の模倣品の出所の開示、が含まれる。前述の諸条件に従う見返りとして、権利者は、訴訟が既に裁判所に持ち込まれている場合には、その刑事訴訟への更なる参加を見合わせる。

当事者間での解決は、侵害者の責任の刑事訴追における民事的側面にのみ対応するものである。従って、侵害が国家に対する犯罪である以上、既に当事者間で解決されているか否かにかかわらず、裁判所は侵害者に対する刑事訴訟を継続することができる。しかし、実際には、裁判所は刑事訴訟を取り止めざるを得なくなる。権利者の取り下げにより、その支援と積極的な参加が無くなると、侵害者を起訴することが困難となるからである。

## 2. 民事訴訟と行政措置

模倣ではないが、権利者の製品および／または商標と混同を生じさせるほど類似する製品および／または商標を含む侵害の場合、民事訴訟や行政措置申立が提起される。しかし、国家や権利者の証明責任として「合理的な疑いを超えた証明」が求められる刑事訴訟と異なり、民事訴訟と行政措置では、より証明の必要性の度合いが低くなる（すなわち民事訴訟については「証拠の優越」、行政措置については「実質的な証拠」）。

知的財産権実施のための民事訴訟が一般の裁判所で行なわれるのに対し、行政措置申立は IPO に提起される。両者において、求められる主な救済には、違反製品、製法、商標、作品のさらなる使用の恒久的な停止、権利者が被った金銭的損害の賠償が含まれる。しかし、行政措置申立においては、民事訴訟では得られない他の行政処分を課すことがある。すなわち、

(1) 侵害の対象製品の没収や押収、(2) 違法行為に使用された物品、全ての不動産や個人財産の没収、(3) IPO が適当とみなした行政的な過料の賦課、(4) IPO に与えられたあらゆる許可、免許、権限、登録の取消、停止、差止、(5) 非難、(6) IP 法に基づく、他の類似の処分、である。

いずれの場合においても、権利者は、侵害継続を一時的に防ぐために、一時差止命令や仮差止命令の発行を求めるなど、暫定的な救済措置を利用することができる。

知的財産権行使のための民事訴訟・行政措置は、類似の手続を採用している。申立が提出され、民事裁判所や IPO に所定の費用が支払われると、相手方には、申立への回答を提出する機会が与えられる。両当事者の答弁書や弁論趣意書が提出されると、裁判所によって事前審理が実施され、その間に両当事者は審理のための証拠を準備することができる。その後、訴訟の審理は進行し、提示された証拠や議論に基づいて判決が下される。

### 3. 暫定的救済措置

#### 3-1 民事捜査

最高裁判所は 2002 年に、知的財産権行使のための民事訴訟の係争中、あるいはその開始に先立って、権利者が捜査・差押令状の発行を求めることを認める規則を公布した。これらの特別規則の公布に伴い、権利者は刑事・民事訴訟の双方で、捜査・差押令状を通じ、知的財産権を行使できる。

民事の捜査と差押に関する新規則の目的は、知的財産権の侵害行為を防止し、疑わしい侵害の関連証拠を保存することにある。しかし、刑事の捜査・差押令状の発行と執行に関する規則とは異なり、新規則は、捜査・差押令状が請求される前に侵害者が書類や物品を破壊、隠蔽、除去する実証可能な危険性がある、という証明を権利者に要求している点でより厳格であると言われている。さらに新規則は、権利者に対して、侵害者に返却されるすべての費用や、令状の発行の理由によって彼が被るすべての損害の支払いに応じるために、担保（現金、保証、同等の有価証券）を支払うよう求めている。前述の違いの結果、権利者にとっては、民事の捜査・差押令状を入手することは困難で負担の大きいものとなっている。

捜査・差押令状は、裁判の遅延が権利者に取り返しのつかない損害を及ぼす可能性があるか、証拠が破壊される危険性がある場合に限り、裁判所が発行する。

申請は、知的財産権侵害を審理するよう指定された裁判所、すなわち当該侵害が発生した場所の特別商事裁判所か、原告の選択により捜査が実施される場所に位置する裁判所に提出する。権利侵害が既に申立てられている場合には、訴訟が継続中の裁判所に申請される。

申請者は、裁判官が発行命令を出す前に評価する証拠として、以下の事実を示さなければならない。

- (a) 申請人が真の権利者または権利者から正式に許可された代理人であること
- (b) 申請人の権利が侵害されている、またはそうした侵害が差し迫っており、当該侵害行為を行う被告人または予期される相手方当事者に対する最終的な救済命令をだすに一応有利な事件であると信じさせる根拠があること
- (c) 申請人が被る潜在的または実際の損害が、取り返しのつかないものであること
- (d) 証拠となる文書や物品が、何れの当事者系審判の前に、侵害を申し立てられた被告人または相手方当事者によって破壊、隠匿、除去するかもしれないという明確な危険性があること
- (e) 押収される文書や物品が、侵害を申し立てられた被告人または相手方当事者の侵害行為の証拠、もしくは申請人の知的財産権を侵害しているまたはそれを意図する手段として使用されたという証拠を構成するものであること

申請人は、捜査・差押令状の発行命令の際に、被告もしくは対立当事者のために裁判所定める相当額の現物による保証、抵当による保証、その他同等の担保を預託する必要がある。そうした保証が、被告もしくは対立当事者に返却されるすべての費用または後者が令状の発行によって被るすべての損害費用を、申請人が支払うという申請者の約束についての条件となる。

### 3-2 民事訴訟・行政措置における仮差押命令および差止仮処分

知的財産権の侵害に関する民事訴訟と行政措置において、裁判所と IPO には、仮差押および差止の仮処分を命じる権限が与えられている。行政措置における発令の根拠は司法手続と同一である。

仮差押は以下のケースに適用され得る。

- (a) 当局にて商標登録を行う際に、口頭によるか書面によるかを問わず、虚偽もしくは不正な表明や表示により、または虚偽の手段によって、詐欺罪を犯したものに対する訴訟
- (b) 商標に関わるか否かを問わず、詐欺行為その他信義に反する手段を用いることにより、自己の製造または提供する商品、事業、サービスが、信用を確立している他人のものと偽る行為（パッシング・オフ[詐称通用]）、あるいはその様な結果を生じさせることを意図したあらゆる行為を行う当事者に対する訴訟

- (c) フィリピンに居住しておらず見つけることができない当事者 または公告により召喚されている当事者に対する訴訟
- (d) 判決執行を逃れる意図を持ってフィリピンを出国しようとする当事者に対して、IP 法違反により生じる訟因について金銭または損害賠償の特定額の回収を求める訴訟
- (e) 被害者から詐取する意図をもって、自己の財産を移転または処分した、もしくはそうしようとしている当事者に対する訴訟

また、差止の仮処分は次の場合に認められる。

- (a) 申請者に求める救済を受ける権利があり、そうした救済の全部または一部が、一定期間または永続的に申立のあった行為の実行や継続を抑制するか、またはある行為の実行を要求するものであること
- (b) 訴訟中に訴訟対象となっている行為を実行、継続または実行しないことによって、その申請者にとって不公平となる可能性があること
- (c) 当事者または何人かが、訴訟や手続の対象事項について申請者の権利を侵害する行為または判決の効力を損なう行為を、実際に行っている、行いそうである、行おうとする、あるいは他人に斡旋していること

## VI. 裁判手続き

### 1. 民事訴訟の提起と被告側の答弁

侵害や不正競争、他の不正な事業活動を申立てる原告は、訴訟を起こすために法人格を主張しなければならない。もし原告が国内で事業活動を行なう許可を受けていない外国企業である場合は、申立の中で次の項目について積極的に主張しなければならない。

- (a) 当該外国企業は IPO に登録された商標の登録者または登録の譲受人である、もしくは当該企業の商号がフィリピンで以前、広範囲に使用されていたこと、および
- (b) 当該外国企業が国民である国または所在する国が条約、協定、法律によってフィリピンの企業や法人に同様の互惠待遇を与えていること。

判例によると、これらの条件が主張できない場合、外国企業は侵害訴訟を起こす法人格を剥奪され、それを根拠として申立は棄却される<sup>169</sup>。外国企業が国民であるまたは所在する国がフィリピン国民に対し同様の互惠待遇を与えているかという事実は、パリ条約への加盟権によって示される。フィリピンも加盟しているパリ条約に従い、同盟国は各国において国民に対し、商標や商号の侵害、または不正競争に対し効果的な保護を保証することを合意し、裁判所は、同条約の司法通知に拘束される。その結果、パリ条約を支持する国の外国企業には、フィリピンにおいて侵害や不正競争を申立てる法的能力があることになる<sup>170</sup>。

訴訟の提起においては、原告側の訴因の根拠となる最も重要な事実について主張するべきである。基本的に、侵害事件であれば侵害商標・商号が原告のものと混同するほど類似しているという事実、または商品が原告の商品として詐称通用（パッシングオフ）されていることを示す事実を主張すべきである。また同時に、法律が侵害事件で与えている救済を求める必要がある<sup>171</sup>。

侵害訴訟において被告は、次のうち何れかについて抗弁することができる。(1) 商標や商号が無効であるか、商標や商号として独占的に所有される能力を欠いている、(2) その登録商標・商号が、商品の説明的な一般名称となっている、または特許期間の失効した物質である、(3) その商標・商号が放棄されている、(4) 登録が不正または法律の規定に反しており無効である、(5) 登録者はフィリピンにおいて商標・商号を商業上に使用していない、(6) 登録商標・商号が譲渡され、譲受人によって、または譲受人の許可に基づいて、商標・商号に関連する商品・事業・サービスが誤って伝わるよう使用されている、(7) 登録を取消するための、登録者もしくは譲受人が規定された期間内に求められる使用・不使用の宣言を提出していない、(8) 原告に懈怠や禁反言の罪があるか、もしくは被告による商標・商号の使用に同意している、(9) 被告の商標・商号は、原告のものと混同を生じさせるほど類似していない<sup>172</sup>。

原告が提起した侵害商標・商号の登録に対する異議申立や取消を求める申立てが係属中であっても、それは原告が侵害訴訟を提起することを妨げない。また、同じ原因に係る同一当事者

<sup>169</sup> Leviton Industries, Inc. v. Salvador, 114 SCRA 420 [1982].

<sup>170</sup> 上記注 147 p. 219-221 Puma Sportschunfabriken v. Intermediate Appellate Court, G.R. No. 75068, (1988年2月26日); La Chemise Lacoste, S.A. v. Fernandez, 129 SCRA 373 [1984]を引用

<sup>171</sup> 同上

<sup>172</sup> 同上.

間の別の訴訟が継続中であることを根拠として、被告が侵害訴訟から免除される権利も与えない。この点について裁判所が述べる理由は、旧特許庁（現在の IPO）で係属中の異議申立て・取消の申立ては、継続中であることを根拠に訴訟の棄却を認める裁判所規則が想定する「訴訟」に該当しないというものである<sup>173</sup>。

ただし、異議申立て・取消手続の論点が商標や商号の所有権に係るものであり、同所有権の問題に対して民事訴訟が提起されることが予想される場合は、「フォーラム・ショッピング（法廷地漁り）」に対する規則によって、後の民事訴訟の提起は妨げられることになる。なぜなら、異議申立て・取消手続における商標・商号の所有権に係る判決は既判事項であり、いかなる形式であれ全ての訴訟や手続に適用されるからである。そこにはフィリピン特許局（現在の IPO）の取消手続も含まれる<sup>174</sup>。また、「フォーラム・ショッピング」に対する規則の適用を決定する基準は、異議申立て・取消手続における決定が既判事項に相当するか否かで判定されると考えられている<sup>175</sup>。

Clarke vs Manila Candy Co.事件<sup>176</sup>では、特定の紋章やデザインの使用を禁じる差止およびその使用に伴う損害請求が提起された。これは、不正競争に対する訴えと共通する、商号の技術的な侵害の主張を基礎に置くものであった。

## 2. 裁判によって与えられる救済措置

一般的に、侵害、不正競争、他の不正な事業活動に対する訴訟において、裁判所は原告に対し、差止、損害賠償、侵害商標やラベルの破壊、商標登録の取消などの救済を与える<sup>177</sup>。

### 2-1 損害賠償<sup>178</sup>

IP 法の第 156 条 1 は次のとおり規定する。

「登録商標の権利者は、その権利を侵害した者に損害を賠償させることができる。受けた損害の評価は、被告が権利侵害しなかったならば原告が得たであろう合理的な利益、または被告が侵害によって実際に得た利益のいずれかとし、そうした損害評価が妥当な正確さをもって容易に確定できない場合は、裁判所は被告の総売上高、もしくは原告の権利侵害において使用された商標・商号に関連するサービスの価値に基づく妥当な割合を裁定することができる。」

上述の規定は、不正競争<sup>179</sup>、商号の違法な使用<sup>180</sup>、または出所の虚偽表示、虚偽の説明や表現<sup>181</sup>に関する訴訟においても適用される。

---

<sup>173</sup> 同上 Puma Sportschunfabriken v. Intermediate Appellate Court

<sup>174</sup> 同上 Wolverine Worldwide, Inc. v. Court of Appeals, 169 SCRA 627 [1989].

<sup>175</sup> 同上 First Phil. International Bank v. Court of Appeals, 67 SCAD 196, 252 SCRA 259 [1996].

<sup>176</sup> 36 Phil. 100 [1917].

<sup>177</sup> 上記注 147、p. 223.

<sup>178</sup> 同上

<sup>179</sup> IP 法、168 条 4 項

<sup>180</sup> IP 法、165 条 3 項

<sup>181</sup> IP 法、169 条 1 項[b]



同法は、登録者が商標を商業上で使用し、使用の証拠を登録出願日から 3 年以内に提出することを求めており、それがなされなければ登録は無効になる旨を定める。その後、不可抗力の理由により商標を使用していない場合には、登録者は、登録を維持するために登録発行の 5 年目から数えて 1 年以内に、その商標を取引に使用できない理由を説明して、不使用宣言を提出しなければならない。

このような不使用の期間中は、後発の使用者が登録者の商標を私有、使用している場合には、ごくわずかな損害賠償を除き、損害を回復することができない。なぜなら、回復の必要条件である、国内の取引における商標の使用が欠けているからである。しかし、侵害商標の差止や破壊など、他の救済が与えられる。

加えて、原告は被った損害額を証明しなければならない。そうした証拠がない場合には、ごくわずかな損害賠償を除き、損害の賠償を受けることはできない<sup>182</sup>。

## 2-2 差止命令<sup>183</sup>

侵害、不正競争、商号の違法使用、原産地の虚偽表示、虚偽の説明や表現に対する訴訟において求められる主な救済方法の一つが差止命令の発行であり、訴訟開始後から判決までにいつでも与えられる差止の仮処分と、申立てられた行為への判決の一部としての恒久的な差止命令がある<sup>184</sup>。

裁判所は、訴訟の係属中に、インボイスその他の販売を証明する書類を没収することができる<sup>185</sup>。

## 2-3 侵害ラベルの破壊<sup>186</sup>

侵害、不正競争、原産地の虚偽表示、虚偽の説明や表現に対する訴訟で原告が勝利した場合、裁判所が侵害物品の破壊を命じることができる。IP 法の第 157 条は次のとおり規定する。

### 第 157 条 侵害物品の破壊を命じる裁判所の権限

第 157 条 1 本法の下で提起された訴訟において、登録商標の権利者の権利の侵害が証明された場合に、裁判所は、いかなる補償を行なうことなく、侵害が認められる商品を、権利者に損害が生じることを避ける方法で商流から排除するか、破壊することができる。また、被告の所有する、登録商標や商号、その複製、模倣品、コピー、模造品を有する全てのラベル、標識、印刷、包装、包装紙、容器、広告と、図版、金型、母型、同様のものを作成する他の手段は、引渡しを受け破壊される。

---

<sup>182</sup> Del Monte Corp. v. Court of Appeals, 181 SCRA 410 [1990].

<sup>183</sup> 上記注 147、p. 226.

<sup>184</sup> IP 法、156 条 4 項.

<sup>185</sup> IP 法、156 条 2 項

<sup>186</sup> 上記注 147、pp. 226-227.

第 157 条 2 模倣品については、商業の流通経路への放出を認めるため規則により定められた例外的なケースを除き、単に添付された商標を単純に除去するだけでは十分ではないものとする

### 3. 時間の制限

1987 年憲法の第 8 章第 15 条 (1) は、次のように規定している。

「この憲法の施行後における全ての事件もしくは係争は、最高裁判所へ訴えた日から 24 カ月以内、また最高裁判所によって短縮されない限り、全ての合議制の下級裁判所へ訴えた日から 12 カ月以内、その他の全ての下級裁判所へ訴えた日から 3 カ月以内に、決定または判決が下されなければならない。」

これに関連し、裁判官行動規則の第 3 集、規則第 3.05 は、「裁判官は裁判所の業務を迅速に処理し、求められる期間内に事案について決定を下すこと」と規定する。

最高裁判所は、事件に決定を下すため下級裁判所に与えられる 90 日の期間は、義務的なものであると繰り返し規定している。しかし、事件解決の遅れは、一定の場合には許容される。すなわち、困難な法律問題や複雑な論点を含む場合、または裁判官に多大な取扱件数が課せられている場合である。判決までの期間の延長は、関係する裁判官が最高裁判所に適切な申請を行なった場合に限り許容される<sup>187</sup>。

---

<sup>187</sup> Office of the Court Administrator vs. Judge Ismael G. Bagundang, A.M. No. RTJ-05-1937 (2008 年 1 月 22 日)

## VII. 税関措置

税関措置を強化するため、関税局（Bureau of Customs、略称 BOC）は、税関行政命令 No. 6-2002 を発行した。これは、現在の模倣品や違法商品の流入対策の基盤となっている。税関行政命令 No.6-2002 は次の事項を規定する。

1. 禁止される輸入の対象範囲
2. 知的財産権の登録
3. 警告・留置命令の発行（BOC による出荷の停止）
4. 実施規定

現在のフィリピンにおける税関措置の基本的な流れは以下の通りである。

- 第 1 段階 — 知的財産権の登録
- 第 2 段階 — 警告・留置命令の発行
- 第 3 段階 — 現物検査
- 第 4 段階 — 押収
- 第 5 段階 — 審査
- 第 6 段階 — 没収命令
- 第 7 段階 — 没収品の処分

### 1. 登録

権利者は、自らの知的財産権および関税局が模倣品の押収や没収時に利用する他の関連情報を税関に登録することができる。関税局の知的財産部門に対し、次に掲げる書類を提出することで、知的財産権または対象とする製品を登録できる。

- (a) 正式に作成された登録フォームの申請書
- (b) 申請人の宣誓供述書；登録を求める知的財産権の正当な権利者であることを宣言したもの。申請人は対象となる製品の輸入や販売の許可を受けた者、または受けていない者および／または団体のリストも提出することができる。また、登録を求める対象製品についての十分な説明を、可能であればサンプルと一緒に提出する。
- (c) IPO が発行する登録証明書の真正のコピーを 3 通（権利登録している場合）

- (d) 裁判所または他の権限ある当局が知的財産権を宣言または承認した決定や決議の真正のコピーを3通（権利登録されていない場合）
- (e) 著作権と著作隣接権の場合は、権利者または正式に承認された代理人による宣誓供述書；次の事項について供述したもの
  - ・ その特定の時に、その作品または他の対象物において著作権が存在すること
  - ・ 本人または氏名が記載された人物が、その著作権者であること
  - ・ 宣誓供述書に添付された作品または他の対象物が、真正品の写しであること

登録費用は製品あたり 2,000 ペソであるが、権利者 1 人あたり 20,000 ペソを超えることは無い。登録は 2 年間有効である。登録には約 1 週間かかる。

関税局に知的財産権および／または製品を登録していない場合でも、権利者は、上記 (a) から (d) の資料を BOC に書面で提出することにより、模倣品を含むと疑われる輸入品（輸出品）に対して警告や差止命令を出すよう申請できる。しかし、その申請書は特定の積荷についてのみ有効であって継続的な申立とはならない。

また、関税行政命令 No.6-2002 は、輸出入時における警察機能の免除に合わせ、関税局が自らの裁量に基づいて輸入品（輸出品）を無作為に検査できる権限を与えている。

## 2. 登録の利点

関税局での知的財産権および／または製品の登録制度には、いくつかのメリットや長所がある。

1. 知的財産権および／または製品の登録によって、関税局は、模倣品を含むと疑われる積荷に対する効果的な監視や検査（自らの裁量によるものであっても）に必要な最低限の情報を入手することができる。
2. 登録制度により、関税局と国内で知的財産権の保護と執行を担う政府機関（すなわち IPO）の間で、密接な協力関係が促進される。
3. 登録制度により、フィリピン政府は国内および国際社会に対し、関税局を通じて国内への模倣品流入を防ぐ効果的な税関措置の実施に真剣に取り組んでいるという積極的なシグナルを発信できる。また関税局と民間セクターとの間の協力関係を深めることができる。

模倣品を含むと疑われる積荷に対し、関税局は警告／留置命令を発することができる。その後、正式な権利者への通知とともに、検査が実施される。手続の間、権利者は当該積荷に含まれる商品の性質を決定するために検査を行う必要がある。検査は積荷の「開封」と「梱包」を正式に申請することで実施され、これに要する費用は権利者が負担する。履物の模倣品輸入に関連する最近の差押事例では、「開封」と「梱包」の費用はコンテナ当たり、およそ 230 米ドルから 240 米ドルであった<sup>188</sup>。

その商品が明らかに侵害品であると考えられる場合は、差押・留置令状が発行される。関税局は、侵害品を含む全ての積荷に対し、同令状を発行することができる。同局は、権利者だけでなく積荷の受取人にも通知を行い、ただちに行政審問に着手する。

関税局は、積荷に IP 法違反となる模倣品が含まれると確信した場合は、知的財産権の保護に関する法政策に照らし、既存の法律と規則に従ってその商品を没収する。処分および破壊のために模倣品を解放するまでの間、荷受人は保管・倉庫費用を負担しなければならない。

---

<sup>188</sup> 「開封」とは、コンテナを開梱し模倣品と疑われる物品を荷降ろすことをいう。「梱包」とは、物品をコンテナへ積みなおすことをいう。

## VIII. フィリピンの裁判制度とその特徴<sup>189</sup>

### 1. 憲法

1987年フィリピン憲法の第8章第1条は、司法権はの1ヶ所の最高裁判所と、法律によって設立された下級裁判所に帰属する、と定められている<sup>190</sup>。

### 2. 法

フィリピン法<sup>191</sup>に基づき、フィリピンの司法制度は以下の裁判所から構成される<sup>192</sup>。

#### 2-1 地方裁判所と地方巡回裁判所

フィリピンの全ての地方自治体に、独自の地方裁判所がある。その裁判所が1つの地方自治体を管轄する場合は、その名で呼ばれるが、2以上の地方自治体を管轄する場合は、地方巡回裁判所と呼ばれる<sup>193</sup>。

#### 2-2 首都圏裁判所と都市地方裁判所

マニラ首都圏の市町にある地方裁判所は、フィリピンの他の政治区分とは区別され、首都圏裁判所と呼ばれる。マニラ首都圏以外の都市では、地方裁判所に相当するものは都市地方裁判所と呼ばれる<sup>194</sup>。

#### 2-3 地域裁判所

地域裁判所は、第1地域から第7地域までと首都圏（NCR）からなるフィリピン国内13地域に設置されている。各地域には、法律が定める多くの地域裁判所が存在する<sup>195</sup>。

#### 2-4 シャリーア裁判所

地域裁判所の階位に相当するのがシャリーア地区裁判所であり、私法についてイスラム法典が適用されるミンダナオの特定の州に設置されている。

---

<sup>189</sup> <http://www.chanrobles.com/courtsinthephilippines.htm>

<sup>190</sup> 同上

<sup>191</sup> 1983年1月18日に発効した1980年司法再編法（Batas Pambansa Bilang 129）および他の法律

<sup>192</sup> 同上

<sup>193</sup> 同上

<sup>194</sup> 同上

<sup>195</sup> 同上

地方巡回裁判所に相当するのがシャリーア巡回裁判所であり、ミンダナオの特定の自治体に設置されている。

現在、5つのシャリーア地区裁判所と51のシャリーア巡回裁判所が存在する<sup>196</sup>。

## 2-5 租税控訴裁判所

租税控訴裁判所は、裁判所長1名と裁判官2名で構成される特別裁判所で、特定の諸問題に関する内国歳入庁長官と関税局長の決定に対する控訴について排他的な上訴管轄権が与えられている<sup>197</sup>。

## 2-6 サンディガンバヤン（公務員裁判所）

サンディガンバヤンは裁判所長1名と裁判官8名から構成される特別裁判所で、反汚職買収行為法（共和国法 No.3019）や説明不能な富に関する法（共和国法 No.1379）の違反、および政府高官や公務員（政府が所有もしくは管理する企業の従業員を含む）が職務に関連して犯す他の犯罪や重罪に対し、排他的な管轄権を有する<sup>198</sup>。

## 2-7 控訴裁判所

控訴裁判所は、「1980年司法再編法」として知られる「Batas Pambansa Bilang 129」に基づき設置された。裁判所長1名と裁判官68名で構成され、全員が大統領に任命される。この裁判所は部門毎に分かれ、各部門はメンバー3人で構成される。行政、儀礼、その他の非審判機能の行使を目的とする場合は大法廷で行なわれる。地域裁判所や特定の準司法機関、委員会等の決定に対する上訴について管轄権が与えられている<sup>199</sup>。

## 2-8 最上位の裁判所 - 最高裁判所

最高裁判所は、フィリピンで最上位の裁判所である。最高裁判所長官1名と裁判官14名で構成される唯一の最高裁判所で、あらゆる司法問題の最終的な決定機関である。判決を下す場合、大法廷か、3名、5名ないし7名の部門による<sup>200</sup>。

最高裁判所のメンバーは、罪過の無い限り70歳に達するまで、または憲法が定める根拠による弾劾で罷免されるまで、その任を務める。

---

<sup>196</sup> 同上

<sup>197</sup> 同上

<sup>198</sup> 同上

<sup>199</sup> 同上

<sup>200</sup> 同上

### 3. 各裁判所の管轄権

#### 3-1 最高裁判所

第5条 最高裁判所は以下の権限を有する。

1. 大使、他の公使、領事に関する事件や、移送令状、禁止令状、職務執行令状、権限開示令状、人身保護令状の請求に対し、原審の管轄権を行使する。
2. 法律もしくは裁判所規則が規定する場合、以下の最終決定や下級裁判所の命令について検討、修正、破棄、変更、確認すること。
  - (a) 条約、国際協定や行政協定、法律、大統領令、宣言、命令、指示、布告、規制の合憲性、有効性が問われる全ての事件。
  - (b) 税、関税、賦課金、通行税、これらに関係して科せられる刑罰の適法性を含む全ての事件。
  - (c) 下級裁判所の管轄権が問われる全ての事件。
  - (d) 科せられる刑罰が終身刑かそれより重い全ての刑事事件。
  - (e) 法律の誤りや疑義のみが問われる全ての事件。
3. 公共の利益のため必要な場合、下級裁判所の裁判官を他の地位に一時的に配置すること。その裁判官の同意が無ければ、一時的な配置は6カ月を超えてはならない。
4. 誤審を回避するために、裁判地を変更するよう命令すること。
5. 全ての裁判所における憲法上の権利、請願、訴訟手続と手順の保護と行使、弁護士の開業、弁護士会、被保護者への法的支援に関する規則の公布。こうした規則は、事件処理の迅速化のため簡潔で低廉な手続を規定し、同級の全ての裁判所で統一され、実質的な権利を減少、増大、修正しない。特別裁判所や準司法機関の手続規則は、最高裁判所が否認しない限り有効である。
6. 司法機関の全ての職員、従業員を公務員法に従い任命する<sup>201</sup>。

#### 3-2 控訴裁判所

---

<sup>201</sup> 1987年フィリピン国憲法、第VIII条、第5条



第9条 管轄権 控訴裁判所は次の管轄権を行使する。

1. 上訴管轄権の補助の有無にかかわらず、職務執行、禁止、移送、人身保護、権限開示の令状、予備令状、手続の発行に関する原審の管轄権
2. 地域裁判所の判決取消訴訟に関する排他的な原審の管轄権
3. 地域裁判所や準司法機関の全ての最終判決、決定、決議、命令や裁定、証券取引委員会、社会保障委員会、労働者補償委員会や公務員委員会を含む補助機関、委員会に対する排他的な上訴管轄権。憲法、修正大統領令 No.442 のフィリピン労働法典、本法の各条項、1948年裁判法第17条第3項1と第4項4に基づく最高裁判所の上訴管轄権にあるものを除く。

控訴裁判所は、新たな裁判や更なる手続を許可、実施する権限を含め、その原審・上訴管轄権にある事件で提起された事実問題を解決するために必要な、訴訟を提起し、審理を行ない、証拠を受け取り、その他の全ての行為を行なう。控訴裁判所における公判や審理は継続的でなければならない、裁判長による延長が無い限り3カ月以内に終了しなければならない<sup>202</sup>。

### 3-3 地域裁判所

第19条 民事訴訟の管轄権 地域裁判所は次に掲げる訴訟につき排他的な管轄権を行使する。

1. 訴訟対象を金銭により評価することが不可能な全ての民事訴訟。
2. 不動産の権利、所有権、そこに存在する利益で、含まれる財産の評価額が2万ペソを超えるか、マニラ首都圏における民事訴訟で5万ペソを超える全ての民事訴訟。ただし土地や家屋の不法侵入や不法占拠者への訴訟、首都圏裁判所や地方裁判所、地方巡回裁判所に原審管轄権が与えられる訴訟を除く。
3. 要求や請求が10万ペソ（現在は30万ペソ）を超える、あるいはマニラ首都圏で20万ペソ（現在は40万ペソ）を超える、海事裁判に関する全ての訴訟。
4. 財産総額が10万ペソ（現在は30万ペソ）を超える、あるいはマニラ首都圏で財産総額が20万ペソ（現在は40万ペソ）を超える、相続に関する問題で、遺言書の有無を問わない。
5. 結婚と婚姻関係の契約に関する全ての訴訟。

---

<sup>202</sup> フィリピン共和国法 No. 7902 「1980年司法再編法 (Batas Pambansa Blg. 129) 第9節の改正のための控訴裁判所管轄権拡大法」

6. 司法または準司法機能を行使する裁判所、判決機関、個人、組織が、その管轄権を行使する裁判所、判決機関、個人、組織の排他的管轄権に含まれない、全ての事件。
7. 現行法で規定される、少年家庭関係裁判所と農業関係裁判所の排他的な原審の管轄権の範囲内にある全ての民事訴訟と特別訴訟手続。
8. 利益、あらゆる損害、弁護士費用、裁判費用を除き、そこに含まれる要求、コスト、問題となる財産の価値が 10 万ペソ（現在は 30 万ペソ）を超える、あるいはマニラ首都圏で 20 万ペソ（現在は 40 万ペソ）を超える、他のすべての事件<sup>203</sup>。

### 3-4 首都圏裁判所、都市地方裁判所、地方裁判所、地方巡回裁判所

第 33 条 民事訴訟における首都圏裁判所、地方裁判所、地方巡回裁判所の管轄権 — 首都圏裁判所、地方裁判所、地方巡回裁判所は以下を行使する：

1. 民事訴訟および相続手続（遺言状有無は不問）に関する排他的な原審の管轄権で、適切な場合における保全処分を含み、明確に主張されなければならない個人資産、財産、要求の金額、利益、あらゆる損害、弁護士費用、裁判費用、コストを除いて 10 万ドルを超えない、あるいはマニラ首都圏においては 20 万ドルを超えないもの。利益、あらゆる損害、弁護士費用、裁判費用、コストは訴訟費用の決定に含まれる。さらに、同じまたは異なる当事者間に、複数の主張や訴因があり、同一の申立に統合されている場合、訴因が同じか異なる取引から生じているかを問わず、請求額は全ての訴因における主張の総額となる。
2. 不法侵入や不法占拠者の事件に対する排他的な原審の管轄権。このような事件において、被告が弁論の中で所有権問題を提起し、所有権問題の解決無しに所有の問題が解決できない場合は、所有権問題は所有問題の決定のためにのみ解決される。
3. 不動産の権利、所有権、そこに存在する利益で、財産や利益の評価額が 2 万ペソを超えない民事訴訟、あるいはマニラ首都圏における民事訴訟で 5 万ペソを超えない全ての民事訴訟に対する全ての民事訴訟に対する、排他的な原審の管轄権で、利益、あらゆる損害、弁護士費用、訴訟費用、コストを除く。課税目的で公表されていない土地の場合には、財産価値は隣接する区画の評価額によって決定する<sup>204</sup>。

<sup>203</sup> フィリピン共和国法 No. 7691 「1980 年司法再編法 (Batas Pambansa Blg. 129) の改正のための首都圏裁判所、地方裁判所および地方巡回裁判所の管轄権拡大法」。この法における自動拡大条項の定めにより、19 条 (3)、(4) および (8) に記載されている裁判の金額は、共和国 No.7691 の発効日 1994 年 4 月 15 日の 5 年後より、マニラ首都圏では 20 万ペソから 40 万ペソ、その 5 年後すなわち 1999 年 4 月 15 日には、マニラ首都圏外は 30 万ペソに調整された。

<sup>204</sup> 同上

## 4. 各種知的財産紛争に関する管轄権の概要

### 4-1 管轄権

#### A. 長官

著作物の公演および他の伝達手段に係る著作権者の権利を含む、ライセンス条件に関する紛争に対する管轄権<sup>205</sup>

#### B. 法務局

下記に対する管轄権がある<sup>206</sup>。

1. 商標登録の出願に対する異議申立て
2. 商標の取消し
3. 特許、実用新案、意匠の取消
4. 強制実施の申請
5. 主張される全損害額が 20 万ペソ以上である知的財産権を含む法律違反の行政申立。法務局長に不服従への処罰権限がある。

#### C. 資料・情報・技術移転局

技術移転の支払いを含む紛争に対する管轄権。

#### D. 一般の裁判所<sup>207</sup>

### 4-2 上訴管轄権

#### A. 長官

以下の者による全ての決定に対する管轄権。

- i. 法務局長
- ii. 特許局長
- iii. 商標局長
- iv. 資料・情報・技術移転局長<sup>208</sup>

#### B. 控訴裁判所

---

<sup>205</sup> IP 法、7 条 1 項 (c)

<sup>206</sup> IP 法、10 条

<sup>207</sup> IP 法、225 条

<sup>208</sup> IP 法、7 条 1 項 (b)

(a) 法務局長、(b) 特許局長、(c) 商標局長の決定に対し長官が上訴管轄権を行使して行なった決定に対する管轄権<sup>209</sup>

### C. 貿易産業省長官

以下の決定に対する管轄権

- i. 資料・情報・技術移転局長の決定に対し長官が上訴管轄権を行使して行なった決定<sup>210</sup> ならびに
- ii. 著作物の公演および他の伝達手段に係る著作権者の権利を含む、ライセンス条件に関して長官が原審の管轄権を行使して行なった決定<sup>211</sup>

---

<sup>209</sup> 同上

<sup>210</sup> 同上

<sup>211</sup> IP法、7条1項(c)

## IX. その他の関連情報

### 1. 侵害に関する統計データ

最近の知財に関連する統計データは、フィリピン政府が国内における知的財産権の保護および行使の促進に積極的であることを示している。2008年1月から6月の統計では、権利行使および保護強化に対する政府の意欲を反映している<sup>212</sup>。

機関名	取締件数				数量			推定額 (PhP)
	捜査	工場査察	捜査令状	差押／留置令状	個数	箱数/ 袋数	複製機	
NBI*	-	-	130	-	120,615	-	-	67,153,994.42
PNP	-	-	63	-	70,471	1	-	67,041,093.00
OMB	680	8	-	-	891,199	-	-	326,496,300.00
BOC**	-	-	-	21	553,319	36	-	45,904,153.78
合計	680	8	193	21	1,653,604	37	-	506,595,541.20

対象期間中、関税局知的財産部門、光メディア委員会、フィリピン国家警察の反詐欺・商業犯罪部門／犯罪捜査部門、国家捜査局知的財産部門といった各種政府機関が一丸となって取締りを行った結果、167万9,173件、推定額にして6億5149万7,751.20ペソ相当の37箱分の模倣品を押収するに至った。

同期間に、関連政府機関は、国内全域で計981件の取締りを実行した。そのうち、680件は小売アウトレットの捜査で、272件は裁判所によって発行された捜査状に基づくであった。光メディア委員会によって8件の工場査察と、21件の差押／留置状が発行された。

国家捜査局知的財産部門は、46件の申立を受理し、2008年1月から8月の間の期間に司法省に対して直接213件の事件を申請した。さらに同部門は、189件の捜査令状を発行し、1億1,315万1,294.42ペソに相当すると推定される模倣品を差し押さえた。また他方で、2008年1月から7月にかけてはフィリピン国家警察の反詐欺罪・商業犯罪部門／犯罪捜査部門が、83件の捜査令状を発行、8名を逮捕し、およそ1億6,594万6,003.00ペソに相当する合計11万4,040点にもおよぶ模倣品を押収した。

また同時に光メディア委員会は、2008年1月から6月の期間内に海賊版に対するキャンペーンを強化し、688件の取締りを実施することで3億2649万6,300.00ペソに相当する模倣品を押収した。

<sup>212</sup> 本マニュアルの本項に記載される情報は、2008年にシンガポールで開催された“第55回アジア特許弁理士協会会合（55<sup>th</sup> Asian Patent Attorney's Association (APAA) Council Meeting）”の会期中に配布された、“フィリピンにおける模倣品対策活動報告書”（弁護士 Rico Domingo V. Domingo 著）から抜粋。Domingo 弁護士は、報告書を作成する際に、Law Firm of R. V. Domingo & Associates の Maria Cecilia A. Gironella 弁護士および Esguerra & Blanco Law Offices の Ramon S. Esguerra 弁護士ならびに Abelaine T. Alcantara 弁護士の支援を受けた。

\*2008年2月はデータなし

\*\*2008年3月および6月はデータなし

関税局知的財産部門もまた、上述の期間中に、21 件の差押／留置状を発行し、推定額 4,590 万 4,159.78 ペソに相当する 55 万 3,319 件の物品、36 箱および、プラスチックの模倣品を押収した。

上述の期間中、司法省に対して 109 件の新たな事件が申し立てられ、結果として 32 名から構成される司法省反海賊版タスクフォースが解決した事件数は 707 件にも上った。同期間中、司法省；予備調査後に 127 件の刑事訴訟を却下；裁判所に 202 件を申請；38 件の再審請求を拒絶；再審請求を許可したのはわずか 3 件に過ぎない。

裁判所の審理件数に関しては、Quezon City の地域裁判所第 90 小法廷が 86 件の事件と最も多く、次いでマニラの地域裁判所第 24 小法廷は 60 件、第 46 小法廷が 68 件と続いている。

また、2008 年 1 月から 6 月にかけて、142 件の当事者系(行政)事件が、IPO 法務局に申し立てられた。さらに、法務局は、150 件の当事者関係事件と 3 件の知的財産侵害事件を処理した。

## 2. 国家知的財産権委員会

2008 年 6 月にフィリピン大統領は、大統領令第 736 号を発布して国家知的財産権委員会 (National Committee on Intellectual Property Rights、略して NCIPR) を設立、国内における知的財産権の促進、保護、実施の強化を任務とした恒久的な知的財産ユニットとして制度化した。

同委員会は、次の機関で構成されている。

貿易産業省(Department of Trade and Industry、“DTI”)  
知的財産庁(Intellectual Property Office、“IPO”)  
司法省(Department of Justice、“DOJ”)  
内務地方自治省(Department of the Interior and Local Government、“DILG”)  
関税局(Bureau of Customs、“BOC”)  
国家通信委員会(National Telecommunications Commission、“NTC”)  
国家捜査局(National Bureau of Investigation、“NBI”)  
フィリピン国家警察(Philippine National Police、“PNP”)  
光メディア委員会(Optical Media Board、“OMB”)  
国家図書開発委員会(National Book Development Board、“NBDB”)  
食品医薬品局(Bureau of Food and Drugs、“BFAD”)

また、同委員会の職務は以下の通りである。

1. 国家の発展とグローバルな競争力における、知的財産権の重要性に関する広報と教育キャンペーンの強化する
2. 知的財産権侵害に対する定期的・効果的な執行の強化と、海賊版・模倣品の効果的な訴追を行なうに足る十分な資源を配置する

3. 司法機関との協力関係を維持し、裁判所が知的財産権訴訟に対処する適切な技術を備え、知的財産訴訟の判決を改善できるようにする
4. 政府の行政・立法部門に IP 法に関する政策や立法提言を提出する；これらは各種条約や他の協定に具象化される国家の既存の国際的責務を遵守するものであること
5. データベースと執行監視システムを維持し、他の機関からの情報と報告を統合する。またフィリピン大統領への 4 半期毎の報告書を提出する。

同年、フィリピン大統領は同様に、フィリピン知的財産研究・訓練所（Intellectual Property Research and Training Institute of the Philippines、IPRTI）を設立する大統領令第 737 号を発行した。IPRTI は知的財産庁の直接の管理・監督下に置かれ、同庁の調査・訓練部門としての役割を担っている。

また現在、フィリピンにおける知的財産の教育・訓練・研究の中心となっており、学会、研究開発機関、中小企業、権利保有者、知的財産専門家の認識レベルを引き上げることによって、知的財産の創造と活用を促進している。また、IPO の審査官や他の職員の訓練にも携わっている。

## 警告状サンプル

弁護士によって作成される典型的な警告状 (Cease and Desist(Warning)letter) の例

(DRAFT)

October 2009

\_\_\_\_\_

Attention : \_\_\_\_\_  
President & General Manager

Re : Infringing products

Gentlemen:

We write on behalf of our client, \_\_\_\_\_, the owner of the “\_\_\_\_\_” trademark (hereinafter, the “\_\_\_\_\_” mark), which is registered in numerous countries including the Philippines. In the Philippines, the “\_\_\_\_\_” marks was registered with the Philippine Intellectual Property Office on \_\_\_\_\_ under Reg. No. \_\_\_\_\_ and is used on its well-known \_\_\_\_\_ products.

As the owner of the “\_\_\_\_\_” mark, the over-all design of the “\_\_\_\_\_” mark has become so associated with our client that the use of an identical or similar mark for the same kind or similar/related products in the course of business by other traders would be considered as being related to, or connected with, our client.

It has come to the attention of our client that, to its damage and prejudice, your company has engaged in the sale and distribution of \_\_\_\_\_ cotton products bearing the mark “\_\_\_\_\_”, the over-all design of which is deceptively and confusingly similar to our client’s “\_\_\_\_\_” mark.

Obviously, you have intentionally passed-off your “\_\_\_\_\_” \_\_\_\_\_ products and business as being those of, or associated with, our client. Deception and confusion will inevitably arise and consequently, there is a real and serious likelihood that such acts will cause and in fact, has already caused, substantial damage and dilution to the goodwill and reputation of our client’s “\_\_\_\_\_” mark. Needless to state, our client vehemently objects to your company’s sale and distribution of its “\_\_\_\_\_” products and has every intention of taking all legal action necessary to protect their rights and interests in its “\_\_\_\_\_” mark.

Please be advised that criminal and/or civil and administrative actions for unfair competition and/or false designation of origin, with a claim for monetary damages in either case, lie in favor of our client for the usurpation of its rights. Independent of the civil and administrative sanctions imposed by law, a criminal penalty of imprisonment from two (2) years to five (5) years and a fine ranging from Fifty Thousand Pesos (Php50,000.00) to Two hundred Thousand Pesos (Php200,000.00), shall be imposed on any person who is found guilty of trademark infringement or unfair competition.



Therefore and on behalf of our client, we demand that you immediately cease and desist from engaging in the manufacture, sale and distribution of products bearing the “\_\_\_\_\_” mark or any other mark which may be identical or similar to our client’s “\_\_\_\_\_” mark.

You are advised to confirm and contact us with regard to the foregoing within 15 days from the receipt hereof. Otherwise, our client will have no alternative but to consider commencing legal, proceedings against you, both civil and criminal, without any further notice.

Very truly yours,

\_\_\_\_\_

By:

\_\_\_\_\_

## 付属資料一覧

法令関連	
資料 1	本マニュアルで引用された各法令のウェブサイトリスト
資料 2	商号法
資料 3	関税法 3601 条
資料 4	関税局行政命令 No. 6-2002
各種フォーム	
資料 5	特許願 (REQUEST FOR GRANT OF PHILIPPINE PATENT)
資料 6	特許権譲渡申請書 (ASSIGNMENT OF APPLICATION FOR LETTERS PATENT)
資料 7	国内移行手続申請書 (REQUEST FOR NATIONAL PHASE ENTRY)
資料 8	実用新案登録願 (REQUEST FOR REGISTRATION OF A UTILITY MODEL)
資料 9	意匠登録願 (REQUEST FOR REGISTRATION OF AN INDUSTRIAL DESIGN)
資料 10	商標登録願 (ASSIGNMENT OF APPLICATION FOR REGISTRATION OF TRADEMARK)
資料 11	商標権譲渡申請書 (TRADEMARK APPLICATION FORM)
資料 12	実用宣言書 (DECLARATION OF ACTUAL USE)
資料 13	著作権登録願 (APPLICATION FOR COPYRIGHT)
資料 14	税関登録申請書一式
フローチャート	
資料 15	特許出願登録手続
資料 16	商標・サービスマーク出願登録手続
資料 17	実用新案／意匠出願手続
資料 18	税関における取締
資料 19	技術移転の登録
資料 20	知的財産権侵害に対する行政措置申立
資料 21	法務局における知的財産権の当事者間紛争処理（無効審判等）（1）
資料 22	法務局における知的財産権の当事者間紛争処理（無効審判等）（2）

資料1 本マニュアルで引用された各法令のウェブサイトリスト

法令	英語名	ウェブサイト
<b>共和国法 (R.A.)</b>		
共和国法 No.8293 「知的財産法」	Intellectual Property Code of the Philippines	フィリピン議会ホームページより検索可 <a href="http://www.congress.gov.ph/download/index.php">http://www.congress.gov.ph/download/index.php</a>
共和国法 No.876 「仲裁法」	Arbitration Law	
共和国法 No. 8792 「電子商取引法」	Electronic Commerce Act	
共和国法 No. 9150 「共和国法 No.8293(IP 法)の特定セクションの改正のための集積回路配置図保護法」	An Act providing for the Protection of Layout Designs (Topographies) of Integrated Circuits, amending certain sections of RA 8293, IP Code	
共和国法 No. 9168 「フィリピン植物品種保護法」	Philippine Plant Variety Protection Act of 2002	
共和国法 No. 9239 「光メディア法」	Optical Media Law	
共和国法 No. 9285 「2004年 裁判外紛争処理法」	Alternative Dispute Resolution Act of 2004	
共和国法 No. 9502 「2008年 一般的に入手可能な安価かつ高品質の医薬品法」	Universally Accessible Cheaper and Quality Medicine Act of 2008	
<b>実施細則</b>		
「発明に関する規則」	Rules and Regulations on Inventions	知的財産庁ホームページより検索可 <a href="http://www.ipophil.gov.ph/">http://www.ipophil.gov.ph/</a>
「商標、サービスマーク、商号および標識のついた容器に関する規則」	Rules and Regulations on Trademarks, Service Marks, Trade Names and Marked or Stamped Containers	
「実用新案と意匠に関する規則」	Rules and Regulations on Utility Models and Industrial Designs	

「技術移転に係る支払および著作物の公演またはその他の伝達に対する著作権を含むライセンス条件についての紛争解決に関する規則」	Rules and Regulations on Settlement of Disputes Involving Technology Transfer Payments and Terms of a License Involving the Author's Right to Public Performance of Other Communication of His Work	
「任意のライセンスに関する規則」	Rules and Regulations on Voluntary Licensing	
<b>その他</b>		
IPO の事務局命令 No.39(シリーズ 2000) インターネットドメインネームの保護	IPPhil Office Order No. 39, series of 2000 (Protection of Internet Domain Names)	知的財産庁ホームページ <a href="http://www.ipophil.gov.ph/OfficeOrder39-2000.html">http://www.ipophil.gov.ph/OfficeOrder39-2000.html</a>

**ACT NO. 3883**

**AN ACT TO REGULATE THE USE IN BUSINESS TRANSACTIONS OF NAMES OTHER THAN TRUE NAMES, PRESCRIBING THE DUTIES OF THE DIRECTOR OF THE BUREAU OF COMMERCE AND INDUSTRY IN ITS ENFORCEMENT, PROVIDING PENALTIES FOR VIOLATIONS THEREOF, AND FOR OTHER PURPOSES**

SECTION 1. It shall be unlawful for any person to use or sign, on any written or printed receipt, including receipt for tax on business, or on any written or printed contract not verified by a Notary Public, or on any written or printed evidence of any agreement or business transactions, any name used in connection with his business other than his true name, or keep conspicuously exhibited in plain view in or at the place where his business is concluded, if he is engaged in a business, any sign announcing a firm name or business name or style, without first registering such other name, or such firm name, or business name, or style, in the Bureau of Commerce (now Department of Trade and Industry) together with his true name and that of any other person having a joint or common interest with him in such contract, agreement, business transaction, or business. (As amended by Act No. 4147.)

SECTION 2. The Director of Commerce (now Secretary of Trade and Industry) shall collect a registration fee of ten pesos for each name registered, renewable every five years, such renewal to be made during the first three months following the expiration of the five-year period from the date of original registration. The fee for each renewal registration shall also be ten pesos if renewed within the said three months, otherwise a surcharge of fifty per cent shall be added in case of delinquency.

It shall be the duty of the Director of Commerce (now Secretary of Trade and Industry) to satisfy himself, before effecting any original or renewal registration, concerning the identity and citizenship of the person or persons for whose registration is to be made under this Act. Hereafter, renewal registration shall be made in accordance with the provisions of this Act. (As amended by Rep. Act No. 863.)

SECTION 3. The Director of the Bureau of Commerce and Industry (now Secretary of Trade and Industry) shall from time to time make such rules and regulations as he may deem necessary for the efficient execution of the provisions of this Act.

SECTION 4. Any person violating the provisions of Section One of this Act shall be deemed guilty of a misdemeanor, and upon conviction thereof shall be fined not less than fifty pesos and not more than two hundred pesos, or imprisoned not less than twenty days and not more than three months, or both, in the discretion of the court.

SECTION 5. This Act shall take effect upon its approval.

*Approved, November 14, 1931*

**Section 3601 of the Tariff and Customs Code, As Amended**

“SEC. 3601. *Unlawful Importation.* - Any person who shall fraudulently import or bring into the Philippines, or assist in so doing, any article, contrary to law, or shall receive, conceal, buy, sell, or in any manner facilitate the transportation, concealment, or sale of such article after importation, knowing the same to have been imported contrary to law, shall be guilty of smuggling and shall be punished with:

1. A fine of not less than three hundred thousand pesos nor more than five hundred thousand pesos and/or imprisonment of Prision Correccional, if the appraised value, to be determined in the manner prescribed under this Code, including duties and taxes, of the article unlawfully imported does not exceed one hundred thousand pesos;
2. A fine of not less than five hundred thousand pesos nor more than eight hundred thousand pesos and/or imprisonment of Prision Mayor, if the appraised value, to be determined in the manner prescribed under this Code, including duties and taxes, of the article unlawfully imported exceeds one hundred thousand pesos but does not exceed one million pesos;
3. A fine of not less than eight hundred thousand pesos nor more than one million pesos and/or imprisonment of Reclusion Temporal, if the appraised value, to be determined in the manner prescribed under this Code, including duties and taxes, of the article unlawfully imported exceeds one million pesos but does not exceed five million pesos;
4. A fine of not less than one million pesos nor more than two million pesos and imprisonment of Reclusion Perpetua, if the appraised value, to be determined in the manner prescribed under this Code, including duties and taxes, of the article unlawfully imported exceeds five million pesos.

In applying the above scale of penalties, if the offender is an alien, he shall be deported after serving the sentence without further proceedings for deportation. If the offender is a government official or employee, the penalty next higher in degree shall be imposed, in addition to the penalty of perpetual disqualification from public office, to vote and to participate in any public election.

When, upon trial for violation of this section, the defendant is shown to have had possession of the article in question, possession shall be deemed sufficient evidence to authorize conviction unless the defendant shall explain the possession to the satisfaction of the court: Provided, however, That payment of the tax due after apprehension shall not constitute a valid defense in any prosecution under this section.”

**BUREAU OF CUSTOMS ADMINISTRATIVE ORDER NO. 6-2002**

Subject: Rules and Regulations Implementing R.A. 8293, also known as the Intellectual Property Code of the Philippines ("IP Code") in relation to Section 51-60 of the Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights Agreement ("TRIPS"), amending for the purpose Customs Administrative Order (CAO) No. 7-93 on Customs Border Control.

By authority of Section 608 of the Tariff and Customs Code of the Philippines, as amended, in relation to the IP Code, the following rules and regulations are hereby prescribed:

I. Objectives

1. To give meaning and substance to laws prohibiting the importation of goods or products that infringe upon all intellectual property rights as defined in the law.
2. To enhance existing procedures (CAO 7-93), in conformity with international standards specifically set in the TRIPS Agreement on special border control, to prevent the entry into the country of certain prohibited merchandises.
3. To set up administrative guidelines to expedite the handling and disposition of goods the importation of which is prohibited under the IP Code and other related laws.
4. To stress the seriousness of the government, more particularly the Bureau of Customs ("Bureau"), in its drive to combat piracy and counterfeiting in violation of the IP Code and other related laws.

II. Administrative Provisions

A. Definition of Terms

1. "Intellectual Property Rights" consists of the following:

- 1.1 Copyrighting and Related rights
- 1.2 Trademarks and Service Marks
- 1.3 Geographic Indication
- 1.4 Patents for invention, utility model and industrial design
- 1.5 Lay-out Designs (Topographies) of Integrated Circuits
- 1.6 Protection of Undisclosed Information

(hereafter to be referred to singly or collectively as "IPR")

2. "Infringing Goods" as used in this Order means articles imported in violation of the IP Code and other related laws.

3. "Mark" means any visible sign capable of distinguishing the goods (trademarks) or services (service marks) of an enterprise and shall include a stamped or marked container of good.
4. "Collective Mark" means any visible sign designated as such in the application for registration and capable of distinguishing the origin or any other common characteristics, including the quality of goods or services of different enterprises which use the sign under the control of the registered owner of the collective mark.
5. "Trade Name" means the name or designation identifying or distinguishing an enterprise.
6. "Copyrighted Work" refers to any of those works whether published or unpublished, mentioned under Section 172 and 173 of the IP Code.
7. "Patented Invention" refers to any technical solution of a problem in any field of human activity which is new, involves an inventive step, and is industrially applicable. It may be or may relate to a product, a process, or an improvement of any of the foregoing, including microorganism, non-biological and microbiological processes for which a patent has been duly issued by the Intellectual Property Office.
8. "Utility Model" refers to any new model of implements or tools or of any industrial products or of part of the same, which does not possess the quality of invention but which is of practical utility by reason of its form, configuration, construction or composition.
9. "Industrial Design" refers to any composition of lines or colors or any three-dimensional form, whether or not associated with lines or colors; provided that such composition or form gives a special appearance to and can serve as a pattern for an industrial product or handicraft.
10. "Lay-out Design", which is synonymous with "Topography", means the three-dimensional disposition, however expressed, of the elements, at least one of which is an active element, and of some or all of the interconnections of an integrated circuit, or such a three-dimensional disposition prepared for an integrated circuit intended for manufacture.
11. "Geographical Indication" are indications which identify a good as originating in the territory of a country, or a region or locality in the territory of a country, where a given quality, reputation, or other characteristics of the good are essentially attributable to its geographical origin.

#### B. What are Prohibited

1. Those which shall copy or stimulate any mark or trade name registered with the Intellectual Property Office ("IPO") in accordance with the IP Code, without the authorization or consent of the registrant or its duly authorized agent.
2. Those of which shall copy or stimulate any well-known mark as determined by competent authority, without the authorization or consent of the owner or its duly authorized agent.



3. Those which are judicially determined to be unfairly competing with products bearing marks whether registered or not.
4. Those which constitute as a piratical copy or likeness of any work, whether published or unpublished, on which a copyright subsists.
5. Those which present themselves as a substantial simulation of any machine, article, product, or substance duly patented under the IP Code, without the authorization or consent of the patentee or its duly authorized agent.
6. Those which use false or misleading description, symbol, or label that is likely to cause confusion, mistake, or deception as to the affiliation, connection, or association of the imported goods with another person's goods; or those which misrepresent their nature, characteristics, qualities, or geographic origin.

#### C. Who May Request for Suspension of Release

##### 1. IPR Recorded with BOC

The Bureau shall maintain an IPR Registry where IP Holders may record their IPR, together with other relevant information that the Bureau may use for the effective implementation and enforcement of this Order.

An IPR Holder/Owner, or his agent, may apply with the Commissioner of Customs for the recording of his IPR and the product/s covered by such right/s upon the submission of the following requirements.

1.1 An Affidavit attesting that the applicant is the rightful owner of the IPR sought to be recorded, or in case of a representative or an agent, that he is duly authorized by the IPR Holder/Owner to make the application, and that the person or other entities in the submitted list, if any, are so authorized or not so authorized to make the importation or distribution of such products covered by the IPR, together with a sufficient description of the product covered by the IPR sought to be recorded, together with samples thereof, if possible, to aid the Bureau in implementing this Order.

##### 1.2 Documentary Requirements:

1.2.1 In the case of IPR registered with the IPO, three (3) certified true copies of the Certificate of Registration issued by the said office.

1.2.2 In the case of IPR not registered with the IPO, three (3) certified true copies of a decision or resolution of a court or other competent authority declaring or recognizing the claim to an IPR.

1.2.3 In the case of copyright and related rights, an Affidavit executed by the IPR Holder/Owner of his duly authorized representative stating that:

1.2.3.1 At the time specified therein, copyright subsists in the work or other subject matter;

1.2.3.2 He or the person named therein is the owner of the copyright; and

1.2.3.3 The copy of the work or other subject matter annexed thereto is a true copy thereof.

1.3 Payment of recordation fee of Php Two Thousand (P2,000.00) per product but in no case to exceed Php Twenty Thousand (P20,000.00) per IPR Holder/Owner.

The foregoing documentary requirements are solely for the purpose of identifying the IPR Holder/Owner and providing the Bureau with minimum information that will help its officers in effectively monitoring and evaluating infringing goods at the border. Such requirements therefore may in certain meritorious circumstances be liberalized for as long as the basic purposes for which the above requirements are imposed are achieved. The IPR Holder/Owner or his representative shall be notified of the time and place of examination.

The recordation of IPRs and product or products covered therein shall be valid for two (2) years from date of the recording and renewable every two years thereafter.

On the basis of the recordation, the Bureau shall monitor and inspect on its own initiative suspect imports to determine whether or not they are liable to seizure and forfeiture pursuant to law. However, the exercise of such power shall be governed and circumscribed by existing rules and regulations on the issuance of alert or hold orders.

## 2. IPR not Recorded with BOC

The IPR Holder/Owner, or his duly designated agent, who has not recorded in accordance with Section II.C.1 of this Order, his IPR and the product or products protected thereunder, may request the Commissioner of Customs or the District Collector of Customs concerned in case of ports of entry outside of Metro Manila (outports) to issue an alert or hold order against any importation suspected to contain infringing goods upon submission of the documents enumerated in Section II.C.1.1 to 2.

In meritorious cases, the Commissioner of Customs or the District Collector of Customs concerned in case of ports of entry outside of Metro Manila (outports) shall issue the alert or hold order; the goods shall be examined in the presence of the IPR Holder/Owner or his duly authorized agent who shall be accordingly notified of the time and place of the examination. Notwithstanding the absence of IPR Holder/Owner or his agent who has been notified of the scheduled date and time of examination, the inspection shall proceed and the examining official shall, through proper channel, make his findings and recommendation to the Commissioner or District Collector of Customs, as the case may be.

#### D. Random checks

Section II paragraph C.1 and C.2 hereof notwithstanding, the Bureau reserves the right to conduct, on its own initiative, random inspection of goods/shipments under existing regulations on the issuance of alert or hold orders, in connection with the discharge of its police functions over imports and exports.

#### E. Creation of an Intellectual Property Unit

To more effectively implement border control measures for the protection and enforcement of IPR, the Commissioner of Customs shall study and submit to the Secretary of Finance a work plan for the creation of a permanent intellectual property service or division, identifying its organization set up and alignment, powers and functions, logistical requirements and support, and personnel complement. In the meantime, the Commissioner of Customs is hereby enjoined to establish an interim intellectual property unit with the following interim functions:

1. To handle all application for recordation of IPRs and product or products covered therein.
2. To receive requests for issuance of alert or hold order addressed to the Commissioner of Customs and to record similar requests addressed to the District Collector of Customs in case of outport.
3. To investigate, and in case of seizure, to prosecute IPR violations in the appropriate forfeiture proceedings.
4. To gather and manage data relating to IP enforcement and run in coordination with the Management Information Systems and Technology Group the IP database system to be put up for the purpose.
5. To coordinate all BOC activities relating to IPR matters.
6. To draw up in coordination with the Human Resource Management Division an appropriate training program on IPR border control enforcement.
7. To act as the liaison office of BOC for IPO and other agencies of government control with IP enforcement.

#### F. Intellectual Property Rights Risk Management and Database Support System

The Bureau of Customs is hereby enjoined to establish a risk assessment program and a management information system where all relevant data for the effective enforcement of the IP Code shall be gathered, stored and utilized to monitor, screen out, and interdict infringing goods at the border and on post entry basis. For the purpose, it shall establish appropriate linkages with the Intellectual Property Office, other concerned law enforcement agencies, and the private sector.

### III. Operational Provisions

A. Steps to be taken for the recordation pursuant to Section II C.1 of this Order of IPR and product or products covered therein.

1. Applicant shall accomplish the prescribed application form before the Intellectual Property Unit (IPU) or, pending creation of such unit, Legal Service.
2. The application shall be accompanied by the Affidavit referred to in Section II.C.1.1 and other relevant information, as required in Section II.C.1.2.
3. Applicant shall pay the recordation fee.
4. Upon compliance with the above requirements, the IPU, or the Legal Service pending the creation of said unit, shall prepare for the Commissioner's signature a Customs Memorandum Circular addressed to all Collectors of Customs setting forth the fact of recordation together with a description or model of the registered product or products.
5. After receipt of the Circular, the Collectors of Customs concerned shall distribute copy or copies of documents containing relevant data on the IPR and covered product or products among the front-line customs assessment officers, and to direct them to monitor imports accordingly.

B. Procedure on the request for issuance of alert or hold order pursuant to Section II C.2 of this Order.

1. The IPR Holder/Owner or his agent shall request in writing the Commissioner of Customs, or the District Collector of Customs in the case of outports, for the issuance of an alert or hold order on goods suspected to be infringing.

The applicant shall attach all documentary requirements and other relevant information about his IPR and the product or products covered therein, as provided in Section II.C.1.1 and 1.2.

C. Guidelines on the issuance of alert or hold orders for suspect goods.

1. On the basis of reliable information, BOC may on its own initiative issue alert or hold order against imports suspected to contain infringing goods pursuant to Section II.C.1 of this Order.
2. An alert or hold order may also be issued upon the request of an IPR Holder/Owner pursuant to Section II.C.2 of this Order.
3. Articles placed under Hold or Alert Orders under this Order shall be examined by the assigned customs examiner in the presence of the IPR Holder/Owner or his agent and the consignee or his duly authorized representative/s within twenty four (24) hours from receipt of notice of alert or hold order.

4. If, upon examination of the goods, no basis is found to subject the goods to seizure proceedings, the alert or hold order shall immediately be lifted, and the processing of the import entry shall immediately continue.

5. In case there is prima facie basis to subject the goods to seizure proceedings, the matter shall, within twenty-four (24) hours, be referred to the Collector of Customs for the issuance of a Warrant of Seizure and Detention against the shipment.

#### D. Special provisions relating to seizure proceedings involving infringing goods.

1. Upon seizure, the Collector shall, within five (5) working days from date of seizure, give the claimant, importer or the owner of the seized article or his agent a written notice of the seizure and shall give him the opportunity to be heard. For the purpose of giving such notice, the importer, consignee, or person holding the bill of lading shall be deemed the owner of the seized property described in the bill of lading. For the same purpose, "agent" shall be deemed to include not only the agent in fact of the owner of the seized property but also any person having legal possession of the property at the time of the seizure, if the owner or his agent in fact is unknown or cannot be reached.

2. In case of an unknown owner or claimant, the notice shall be effected posting for five (5) days public corridor of the customshouse of the district in which the seizure is made, and, in the discretion of the Commissioner, by publication in a newspaper, or by such other means as he shall deem desirable.

3. If within then (10) days after due notification prescribe in the preceding paragraph, no claimant, owner or agent appears or can be found, the Collector shall declare the property forfeited in favor of the government.

4. After due notice is served, the Collector shall immediately set the case for hearing. The case shall be decided within twenty (20) working days from the date the case is set for hearing.

5. The provisions of the Tariff and Customs Code of the Philippines on appeal and automatic review shall be applicable in these cases.

6. The disposition of goods forfeited by final decree shall be governed by existing laws and regulations applicable in the premises with due regard to the statutory policy on IPR protection. To expedite action on the disposition of forfeited articles, the Bureau, through the IPU, shall within 30 days from creation issue supplemental guidelines relating to the handling and safekeeping of these goods, including provisions for internal and external coordination, and logistical support.

#### IV. Authority of the Commissioner to Promulgate Additional Rules

The Commissioner of Customs is hereby authorized to issue additional rules and regulations to more effectively implement this Order.

## V. Repealing Clause

All Order, Memoranda, or Circulars, inconsistent herewith are hereby repealed and/or deemed modified accordingly.

## VI. Effectivity

This Order shall take effect upon the approval by the Secretary of Finance and thirty (30) days after publication hereof in a newspaper of general circulation in the Philippines.



If the person identified in this sub-box is applicant (or applicant and inventor), indicate also:

Country of Nationality:

Country of Residence:

Box IV. **AGENT (IF ANY) OR COMMON REPRESENTATIVE (IF ANY)**; ADDRESS FOR NOTIFICATION (IN CERTAIN CASES) A common representative may be appointed only if there are several applicants and if no agent is or has been appointed. The common representative must be one of the applicants.

The following person (includes, where applicable, a legal entity) is hereby/has been appointed as agent or common representative to act on behalf of the applicant(s) before the Intellectual Property Office.

Name and address, including postal code:

Telephone number:

Fax No.:

E-mail address:

Box No. V. **PRIORITY CLAIM (IF ANY)**. The priority of the following earlier application(s) is hereby claimed:

Country in which it was filed:	Filing Date (month, day, year)	Application No.
(1)		
(2)		
(3)		

Box No. VI. **SIGNATURE OF APPLICANT (S) OR AGENT OVER PRINTED NAME (S)**

Applicant

By:

Attorney-in-Fact

(Name & Official Title)

*If the present Request form is signed on behalf of any applicant by an agent, a separate notarized power of attorney appointing the agent and signed by the applicant is required. If in such case it is desired to make use of a general power of attorney (deposited with the Intellectual Property Office), a copy thereof must be attached to this form.*

Box No. VII. **CHECK LIST** (To be filled in by the Applicant)

This application as filed is accompanied by the items checked below

The application contains the following number of sheets:

- 1. request ..... sheets
- 2. description ..... sheets
- 3. claims ..... sheets
- 4. abstract ..... sheets
- 5. drawing(s) ..... sheets
- Total ..... sheets

Figure number \_\_\_\_\_ of the drawings (if any) is suggested to accompany the abstract for publication.

- 1.  separate notarized power of attorney
- 2.  copy of general power of attorney
- 3.  priority document(s) (see Box No. V)
- 4.  cheques for the payment of fees
- 5.  other document(specify)



資料 6 特許權讓渡申請書

**ASSIGNMENT OF APPLICATION FOR LETTERS PATENT**

*(Entire interest/Aliquot or Aliquant part of entire interest in  
Invention/Utility Model/Design)*

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS:

This Assignment of Application for Letters Patent for  
\_\_\_\_\_ executed by and between:

\_\_\_\_\_  
*[Name of Applicant(s)/Assignor(s)]*

\_\_\_\_\_  
*[Address(es) of Applicant(s)/Assignor(s)]*

the ASSIGNOR(S), and

\_\_\_\_\_  
*[Name of Assignee(s)]*

\_\_\_\_\_  
*[Address(es) of Assignee(s)]*

(hereinafter called the ASSIGNEE(S),

WITNESSETH:

1. That the ASSIGNOR(S) has/have invented \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
*(Title of Invention/Utility Model/Design)*

for which he/she/it/they has/have filed application for letters patent in the Intellectual Property Office of the Philippines,  
under Application No. \_\_\_\_\_.

2. That the ASSIGNEE(S) is/are desirous of acquiring an interest therein;

3. That for good and valuable consideration, receipt of which is hereby acknowledged, the ASSIGNOR(S)  
does/do hereby sell, assign, and transfer unto the said ASSIGNEE(S) the

\_\_\_\_\_  
*(Entire interest/Aliquot or Aliquant part of entire interest)*  
of the right, title and interest in and to the Invention/Utility Model/Design and in and to the application for  
letters patent aforesaid for, to, and in the

*(Territory of the Philippines and/or in all foreign countries)*

and for, to, or in no other place or places, preparatory to obtaining letters patent that may thereafter be granted to be held and enjoyed by the ASSIGNEE(S) hereof for his/her/its/their own use and behoof, and for his/her/its/their legal representatives, to the full end of the term of which said letters patent may be granted, as fully and entirely as the same would have been held by ASSIGNOR(S) herein had this Assignment and sale not been made; and

4. That the ASSIGNEE(S) by virtue hereof, does/do hereby appoint(s) \_\_\_\_\_ with postal address at \_\_\_\_\_ as his/her/its/their attorney and/or agent and representative in the Philippines, to facilitate the recording of this Assignment, to prosecute the subject application for letters patent, to receive the Letters Patent, to transact all business in the IPO in connection therewith, and upon whom may be served the corresponding notices or processes thereof.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned ASSIGNOR(S) and ASSIGNEE(S) have executed these presents this \_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_ at \_\_\_\_\_.

Assignor

Assignee

By:

By:

\_\_\_\_\_  
(Name & Official Title)

\_\_\_\_\_  
(Name & Official Title)

SIGNED IN THE PRESENCE OF:

\_\_\_\_\_  
Witness

\_\_\_\_\_  
Witness

(NOTARIAL ACKNOWLEDGMENT)

資料 7 国内移行手続申請書

<p><b>REQUEST FOR NATIONAL PHASE ENTRY</b></p> <p>The undersigned hereby requests for substantive examination and grant of a Philippine patent for the subject application.</p>		APPLICATION NO. <span style="float: right;">(IPO USE ONLY)</span>
		DATE OF RECEIPT <span style="float: right;">(IPO USE ONLY)</span>
I. International Application No.	II. International Filing Date	III. Language of International Application
IV. International Publication No.	V. International Publication Date	VI. Language of International Publication
VII. Title of Invention:		
<p><b>VIII. A. Earliest Priority Date Claimed:</b>  <b>B. Date of Submission of Priority Documents to IB:</b>                  C. If the priority is based on an earlier Philippine national application, applicant(s) hereby elect(s) the following application for prosecution: <input type="checkbox"/> International Application <input type="checkbox"/> Philippine National Application</p>		
IX. Name(s) of Applicant(s) <input type="checkbox"/> Big Entity <input type="checkbox"/> Small Entity		
X. Name(s) of Inventor(s) <input type="checkbox"/> Same as Applicant(s)		
<p><b>XI. CHECK LIST</b> All documents must be in English or translated into English except for the PCT Request Form</p> <p>1. PCT Request Form _____ Sheet</p> <p>2. Description _____ Sheet</p> <p>3. Claims _____ Sheet</p> <p>4. Abstract _____ Sheet</p> <p>5. Drawing _____ Sheet</p> <p style="text-align: right;">Total _____ Sheet</p>		<p><b>XII. DOCUMENT(S) INCLUDED</b> All documents must be in English or translated into English</p> <p>1. <input type="checkbox"/> Amendments  <input type="checkbox"/> Under PCT Article 19  <input type="checkbox"/> Under PCT Article 34</p> <p>2. <input type="checkbox"/> International Search Report</p> <p>3. <input type="checkbox"/> International Preliminary Examination</p> <p>4. <input type="checkbox"/> POA/ARA</p> <p>5. <input type="checkbox"/> Other _____</p>
<p><b>XIII. Agent (if any) or Common Representative (if any) in the Philippines</b> The following person (includes, where applicable, a legal entity) is hereby/has been appointed as agent or common representative to act on behalf of the applicant(s) before the Intellectual Property Office (IPO). Sec. 33 of R.A. No. 8293 requires a resident agent for applicants who are non-residents of the Philippines.</p> <p style="text-align: center;">Tel. No.: <span style="margin-left: 150px;">Fax No.:</span> <span style="margin-left: 150px;">Email Address:</span></p>		
<p><b>XIV. Signature of Applicant(s) or Agent over printed name(s)</b> If this Request Form is signed by a resident agent, a separate power of attorney/appointment of resident agent duly signed by the applicant(s) shall be submitted to IPO within two (2) months from the date of entry into the national phase.</p> <p style="text-align: center;">By:</p>		



If the person identified in this sub-box is applicant (or applicant and designer), indicate also:  
 Country of Nationality: \_\_\_\_\_ Country of Residence: \_\_\_\_\_

**Box IV. AGENT (IF ANY) OR COMMON REPRESENTATIVE (IF ANY); ADDRESS FOR NOTIFICATION (IN CERTAIN CASES)** A common representative may be appointed only if there are several applicants and if no agent is or has been appointed. The common representative must be one of the applicants.  
 The following person (includes, where applicable, a legal entity) is hereby/has been appointed as agent or common representative to act on behalf of the applicant(s) before the Intellectual Property Office.

Name and address, including postal code:

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

**Telephone number:** \_\_\_\_\_ **Fax No.:** \_\_\_\_\_ **E-mail address:** \_\_\_\_\_

**Box No. V. PRIORITY CLAIM (IF ANY).** The priority of the following earlier application(s) is hereby claimed:

Country in which it was filed:	Filing Date (month, day, year)	Application No.
(1)		
(2)		
(3)		

**Box No. VI. SIGNATURE OF APPLICANT (S) OR AGENT OVER PRINTED NAME (S)**

**Applicant**

**By:**

Attorney-in-Fact \_\_\_\_\_  
 (Name & Official Title)

*If the present Request form is signed on behalf of any applicant by an agent, a separate notarized power of attorney appointing the agent and signed by the applicant is required. If in such case it is desired to make use of a general power of attorney (deposited with the Intellectual Property Office), a copy thereof must be attached to this form.*

**Box No. VII. CHECK LIST** (To be filled in by the Applicant) This application as filed is accompanied by the items checked below

<p>The application contains the following number of sheets:</p> <p>6. request ..... sheets          7. description ..... sheet          8. claims ..... sheet          9. abstract ..... sheet          10. drawing(s) ..... sheets          Total ..... sheets</p> <p>Figure number _____ of the drawings (if any) is suggested to accompany the abstract for publication.</p>	<p>1. <input type="checkbox"/> separate notarized power of attorney          2. <input type="checkbox"/> copy of general power of attorney          3. <input type="checkbox"/> priority document(s) (see Box No. V)          4. <input type="checkbox"/> cheques for the payment of fees          5. <input type="checkbox"/> other document(specify)</p>
---	--



If the person identified in this sub-box is applicant (or applicant and designer), indicate also:

Country of Nationality:                      Country of Residence:

Box IV. **AGENT (IF ANY) OR COMMON REPRESENTATIVE (IF ANY)**; ADDRESS FOR NOTIFICATION (IN CERTAIN CASES) A common representative may be appointed only if there are several applicants and if no agent is or has been appointed. The common representative must be one of the applicants.  
The following person (includes, where applicable, a legal entity) is hereby/has been appointed as agent or common representative to act on behalf of the applicant(s) before the Intellectual Property Office.

Name and address, including postal code:

**Telephone number:**                      **Fax No.:**                      **E-mail address:**

Box No. V. **PRIORITY CLAIM (IF ANY)**. The priority of the following earlier application(s) is hereby claimed:

Country in which it was filed:	Filing Date (month, day, year)	Application No.
(1)		
(2)		
(3)		

Box No. VI. **SIGNATURE OF APPLICANT (S) OR AGENT OVER PRINTED NAME (S)**

**Applicant**

**By:**

Attorney-in-Fact  
**(Name & Official Title)**

*If the present Request form is signed on behalf of any applicant by an agent, a separate notarized power of attorney appointing the agent and signed by the applicant is required. If in such case it is desired to make use of a general power of attorney (deposited with the Intellectual Property Office), a copy thereof must be attached to this form.*

Box No. VII. **CHECK LIST** (To be filled in by the Applicant)                      This application as filed is accompanied by the items checked below

<p>The application contains the following number of sheets:</p> <p>11. request ..... sheets</p> <p>12. description ..... sheet</p> <p>13. claims ..... sheet</p> <p>14. abstract ..... sheet</p> <p>15. drawing(s) ..... sheets</p> <p style="padding-left: 40px;">Total                      sheets</p> <p>Figure number _____ of the drawings (if any) is suggested to accompany the abstract for publication.</p>	<p>1. <input type="checkbox"/> separate notarized power of attorney</p> <p>2. <input type="checkbox"/> copy of general power of attorney</p> <p>3. <input type="checkbox"/> priority document(s) (see Box No. V)</p> <p>4. <input type="checkbox"/> cheques for the payment of fees</p> <p>5. <input type="checkbox"/> other document(specify)</p>
--	--



# Trademark Application Form

*Republic Act No. 8293*

Office Use Only

**1. Applicant**

Name	
<input type="checkbox"/> Natural <input type="checkbox"/> Juridical	Country of Residence or Incorporation

Complete Address		
Telephone:	Facsimile:	Email:

**Name/s of other applicant/s (if any)**


**2. Resident Agent or Authorized Representative**

Agent	Agent Code:
Address in the Philippines	

Name and Position of Company's Authorized Representative (if applicant is not represented by agent)	
Address in the Philippines	

**3. Address for service of correspondence in the Philippines**

*Please check one:*     **Applicant's address**     **Agent's address**     **Authorized Representative's address**

Telephone:	Facsimile:	Email:
------------	------------	--------

**4. The Mark** (Place a copy of the mark in the box. The mark should be clear enough to be reproduced and digitized.)

Title of mark \_\_\_\_\_

If the mark consists of image/s or words and image/s, give a complete and concise description of the mark. (Use additional sheet/s if necessary.)

---



---



---



---



---



5. **The Mark (tick off those that apply and supply any additional information required.)**

<input type="checkbox"/> The mark is three dimensional.	<input type="checkbox"/> The mark is a stamped or marked container of goods.
<input type="checkbox"/> Color/s is/are claimed as feature of the mark. (List down the color/s and submit reproduction of mark showing the color/s claimed. Fees will be computed based on the number of classes.) <hr/>	
<input type="checkbox"/> The non-English words _____ are translated as follows: _____ The non-English characters _____ are transliterated as follows: _____	
<input type="checkbox"/> Disclaimer: The applicant doest not claim the exclusive right to use the following: _____ <hr/>	
<input type="checkbox"/> The application is for a collective mark.	

6. **Goods and/or services covered by the application** (Refer to the Nice Classification. Use additional sheet/s if necessary.)

Class No.	
Class No.	
Class No.	
Class No.	
Class No.	

7. **Claim for convention priority** (Priority may be claimed if an application for the same mark for some or all of the goods/services was filed in another convention country in the last six months.)

Country where earlier application was filed	Application Number	Date of Filing

8.

Printed Name	Signature

9. **Type of Entity** (An applicant claiming to be a small entity should submit a declaration under oath within sixty (60) days from filing, otherwise, the applicant will be assessed to pay the fee required of a big entity.)

**Big (Total Assets: More than Php 100M)**
                         
  **Small (Total Assets: Php 100M or Less)**

**Additional space, if needed**

**ASSIGNMENT OF APPLICATION FOR REGISTRATION OF TRADEMARK**

(Trademark/Trade name/Service mark/Collective mark or Trade name)

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS:

This Assignment of Application for registration of the Trademark “ \_\_\_\_\_ ”  
executed by and between:

\_\_\_\_\_  
*[Name of Applicant(s)/Assignors(s)]*

of \_\_\_\_\_  
*[Address(es) of Applicant(s)/Assignor(s)]*

hereinafter called the ASSIGNOR(S), and

\_\_\_\_\_  
*[Name of Assignee(s)]*

of \_\_\_\_\_  
*[Address(es) of Assignee(s)]*

hereinafter called the ASSIGNEE(S).

WITNESSETH:

1. That the ASSIGNOR(S) has/have business/services for which he/she/it/they has/have filed application for registration in the Intellectual Property Office of the Philippines on \_\_\_\_\_, under Application No. \_\_\_\_\_.

2. That the ASSIGNEE(S) is/are desirous of acquiring rights in and to the said application and in the registration that shall mature thereon;

3. That for good and valuable consideration, receipt of which is hereby acknowledged, the ASSIGNOR does/do hereby sell, assign and transfer unto the said ASSIGNEE(S) all the rights, title and interest in and to the herein subject Trademark/Trade name/Service mark/Collective mark or Trade name together with the goodwill of the business that has accrued through its use; and

4. That the ASSIGNEE(S) by virtue hereof does hereby appoints \_\_\_\_\_ with postal address at \_\_\_\_\_, as his/her/its/their attorney and/or agent and representative in the Philippines to facilitate the recording of this Assignment, to prosecute the herein subject application for registration, to receive the certificate of registration, to transact all business in the Intellectual Property Office in connection therewith, and upon whom may be served the corresponding notices or processes thereof.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned ASSIGNOR(S) and ASSIGNEES(S) have executed these presents this \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_, at \_\_\_\_\_.

ASSIGNOR(S)

ASSIGNEE(S)

Signed in the presence of:

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

**ACKNOWLEDGMENT**

\_\_\_\_\_) )  
\_\_\_\_\_) S.S.

BEFORE ME, a Notary Public, for and in \_\_\_\_\_  
personally appeared: \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

known to me to be the same persons who executed the foregoing instrument, and they acknowledged to me that the same is their free act and deed.

IN WITNESS WHEREOF, I have hereunto set my hand and affixed my notarial seal this \_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_, at \_\_\_\_\_, Philippines.

Notary Public

Doc. No.  
Page No.  
Book No.  
Series of 2008.

**DECLARATION OF ACTUAL USE**

*(This Declaration of Actual Use required to be made pursuant to Sec. 124.2 and Sec. 145 of R.A. 8293, otherwise the application shall be refused or the mark shall be removed from the Register.)*

- Please check one:
- Within three (3) years from filing
  - Within one (1) year from the fifth (5<sup>th</sup>) anniversary of the registration of the mark  
Registration No. \_\_\_\_\_ Date Issued: \_\_\_\_\_
  - Registered under Republic Act No. 166
    - Tenth (10<sup>th</sup>) anniversary  
Registration No. \_\_\_\_\_ Date Issued: \_\_\_\_\_
    - Fifteenth (15<sup>th</sup>) anniversary  
Registration No. \_\_\_\_\_ Date Issued: \_\_\_\_\_

I, \_\_\_\_\_, a citizen of \_\_\_\_\_ after having been sworn in accordance with law, do hereby and state that:

1. I am the
- applicant for registration
  - authorized officer of applicant-corporation
  - registered owner
  - authorized officer of registered owner-corporation
  - duly appointed resident agent of registrant

of \_\_\_\_\_ (hereinafter referred to as the "Mark");

2. The mark was filed on \_\_\_\_\_ (**Registration No.** \_\_\_\_\_ **Date Issued** \_\_\_\_\_) for the following class of goods and/or services: \_\_\_\_\_;

3. The mark was first used in the Philippines on \_\_\_\_\_;

4. The Mark is actually and presently used in the Philippines for the following goods and/or services:

5. The goods are sold and/or services are rendered in the following outlets:

**Name of Outlet**

**Address**

\_\_\_\_\_

6. As proof of actual use, attached are five (5) labels or pictures of the Mark (or pictures of the stamped container visibly or legibly showing the Mark.

7. This affidavit is executed to attest to the truth of the foregoing and for the purpose of complying with the requirements of R.A. 8293 and the Trademark Regulations.

\_\_\_\_\_  
Affiant

Notarial acknowledgement

APPLICATION FOR COPYRIGHT  
(Please Read Instructions Carefully Before Filing Blanks)

(Published)  
 (Unpublished)

_____ FILING DATE  PAPER NO.
---------------------------------------

The Director, The National Library, Manila

Date \_\_\_\_\_

SIR: I have the honor to apply for the copyright registration of the (a) unpublished (b) Published work named herein of which (c) 2 complete copies are herewith deposited compliance with the provision of REPUBLIC ACT 8293. The amount of P200.00 for the registration fee and ten pesos worth of documentary stamp to be affixed to the certificate are also enclosed. The data required by the rules and regulations of that office are the following:

1. Name and address of copyright owner: \_\_\_\_\_  
(Claimants full legal name)

\_\_\_\_\_  
(Street number, municipality and province)

2. Name of author: \_\_\_\_\_

3. Country of which the author is a citizen: \_\_\_\_\_  
(Country)

4. If alien author, state Alien Certificate No. and where domiciled in the Philippines \_\_\_\_\_

5. Title of the Work: \_\_\_\_\_  
(Title as it appears on the front page of the title page of the work followed by the edition number, if any)

6. Class to which the work belongs: \_\_\_\_\_

7. If copyright is claimed upon a new matter in a reissued work, state new matter specifically: \_\_\_\_\_

8. (d) Completed (e) Printed or Reproduced copies on the \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_  
(Date when the work or its printing was completed)

at \_\_\_\_\_ by \_\_\_\_\_  
(Municipality, Province) (Person or Establishment making the printing or reproduction in copies)

9. First published or sold to the public in the Philippines on the \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_  
(Date when the work was placed on sale, sold or publicly distributed)

at \_\_\_\_\_ by \_\_\_\_\_  
(Municipality, Province) (Person or Establishment)

10. Send certificate of Registration to: \_\_\_\_\_  
(Name and address)

11. Unit price if reproduced in copies for sale: P \_\_\_\_\_

Very Respectfully,

\_\_\_\_\_  
(Signature of Applicant)

Deposit received on \_\_\_\_\_ Certificate issued on \_\_\_\_\_

Application received on \_\_\_\_\_ Signed by \_\_\_\_\_

Affidavit received on \_\_\_\_\_ Certificate mailed by \_\_\_\_\_

Fee received P \_\_\_\_\_ O.R. \_\_\_\_\_ Certificate Received by \_\_\_\_\_  
(Signature of receiver)

Date of Registration \_\_\_\_\_ XXc \_\_\_\_\_

\* of the lines marked (a) to (e) use the ones which apply and cross out the lines not used

\*\* The word author embraces a translator, a composer, painter, sculptor or other artists, or a photographer or a producer of a cinematographic film or publisher of a periodical, or an editor of work without known authors.

+ In case of periodicals, the title includes the volume and number as well as the date of each issue separately registered e.g., Philippine Magazine Vol. XXX No. 2, July 1993

++ See class designation at the bottom of the reverse or back side hereof. A representative may sign the application under the name of the claimant. Accomplish this form in duplicate;

TYPEWRITTEN ONLY

AFFIDAVIT

(IMPORTANT – This affidavit must be executed by individual an official of a corporation or firm may act and must be under the seal of an officer authorized to administer oaths within the Philippines. In case of published works the execution must be subsequent to the date of publication. The affiant must fill in the required statements to accord with the fact concerning the work named and draw pen through statements not intended to be made)

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

Municipality of \_\_\_\_\_  
Province or City of \_\_\_\_\_ S.S.

I, \_\_\_\_\_, being duly sworn, depose and solemnly affirm and say:

That I am the (a) person claiming copyright (b) printer who printed (c) duly authorized agent or representative residing in the Philippines of the claimant of copyright in the Work named herein;

That (d) I am a resident of the municipality of \_\_\_\_\_ Province of \_\_\_\_\_ and (e) \_\_\_\_\_ of \_\_\_\_\_ claim/s  
(name of Claimant if other than affiant) (municipality, province)

ownership of copyright in the said work (f) as (g) by assignment (h) by inheritance from the author hereof, that said work is (i) original, not copies from any work whether published or unpublished (j) a work falling under Sec. 172 of R.A. 8293 of which consent of the copyright owner has been secured **of which 2 complete copies have been deposited, is entitled**

\_\_\_\_\_ (Title as it appears on the front part of title page (if book))

\_\_\_\_\_ of the work, edition number if any; author's name if he is different from claimant)

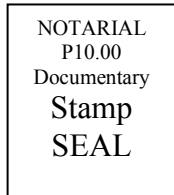
and have been (k) completed (l) printed or reproduced in copies at \_\_\_\_\_  
(Municipality, Province)

by \_\_\_\_\_, the work or its printing or reproduction having been completed on the \_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_, and the said work was first published or sold to the public in the Philippines on the \_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_ at \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, at \_\_\_\_\_  
(same date given in the application) (Municipality, Province)

by \_\_\_\_\_  
(Name of person in the application)

\_\_\_\_\_  
(Signature of person making affidavit)

**SUBSCRIBED AND SWORN TO** before me this \_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_, 20\_\_ . **The deponent in the foregoing Affidavit, who is personally known to me, exhibited to me his \_\_\_\_\_ and \_\_\_\_\_.**



\_\_\_\_\_  
**NOTARY PUBLIC**  
**My commission expires on**

Doc. No. \_\_\_\_\_  
Page No. \_\_\_\_\_  
Book No. \_\_\_\_\_  
Series of 20\_\_ .

- 1. Of the lines number (a) to (l) use the ones which apply and cross out lines not use.
- 2. See footnote \*\* on the reverse back side hereof.
- 3. In case of periodicals the title includes the volume and number as well as the date of which issue separately registered; e.g., Philippine Magazine Vol. XXX No. 2 July 1993.
- 4. In case of manuscripts or unpublished works, data regarding publication are not involve and corresponding blanks spaces need only be created out.

CLASS DESIGNATIONS OF COPYRIGHT WORKS UNDER R.A. 8293

(a) Books, Pamphlets, articles and other writings; (b) Periodical and newspaper; (c) Lectures, sermons, addresses, dissertations for oral delivery, whether or not reduced in writing or other material form; (d) Letters; (e) Dramatic or dramatico-musical compositions; choreographic works or entertainment in dumb shows; (f) Musical compositions with or without words; (g) Works or drawing, painting, architecture, sculpture, engraving lithography or other

works of arts, models or design for works of arts; (h) Original ornamental designs, or models for articles of manufacture, whether or not registrable as an industrial designs and other works of applied art (i) illustrations maps, plans, sketches, charts and three-dimensional works relative to geography, topography, architecture or science; (j) drawings or plastic works of a scientific or technical character; (k) Photographic works including works produced by a process analogous to photography-lantern slide (l) Audiovisuals works and cinematographic works produced by a process analogous to cinematography or any process for making audio-visual recordings (m) Pictorial illustrations and advertisements; (n) Computer Programs; (o) Other, literary, scholarly, scientific and artistic works; (p) Sound recordings; and (q) Broadcast recordings.



Republic of the Philippines  
Department of Finance  
Bureau of Customs



INTELLIGENCE AND ENFORCEMENT GROUP  
INTELLECTUAL PROPERTY UNIT

**Checklist for Recordation of IPR**

- 1. Properly accomplished BOC-IPU Recordation Form
  - 1.1. General Information Form (Form 1)
  - 1.2. Product Information Form (Form 2) *one form per product*
  - 1.3. Importer Information Form (Form 2.1) *one form per importer of this product*
  - 1.4. Supplier Information Form (Form 2.2) *one form per supplier of this product*
  - 1.5. Broker Information Form (Form 2.3) *one form per broker of this product*
  - 1.6. Distributor Information Form (Form 2.4) *one form per distributor of this product*
  - 1.7. Warehouse Information Form (Form 2.5) *one form per warehouse of this product*
- 2. Affidavit of applicant's rightful ownership of IPR
- 3. Sample of item
- 4. If **registered** with IPO, three (3) certified true copies of IPO Certificate of Registration
- 5. If **not registered** with IPO, three (3) certified true copies of decision or resolution of court or competent authority declaring claim to IPR
- 6. For copyright and related rights, affidavit by IPR owner (or agent) that copyright subsists in the work, he is the copyright owner, and copy of the annexed work is a true copy
- 7. Electronic image (.bmp, .jpeg, or .gif format) of the IPR mark and products (submit in diskette or compact disk)
- 8. Complaints Form, if applicable

For questions and clarifications about recordation, please contact:

**Ms. BENG C. MENDOZA**  
Special Assistant for Administration  
Intellectual Property Unit  
3<sup>rd</sup> Floor IEG Building, Bureau of Customs  
South Harbor, Manila 1099  
Office Phone : (02) 527-97-56  
TeleFax : (02) 527-97-58  
E-mail Address : mc\_mendoza77@hotmail.com  
Web Site : www.ieg.boc.gov.ph





Republic of the Philippines  
Department of Finance  
Bureau of Customs



INTELLIGENCE AND ENFORCEMENT GROUP  
INTELLECTUAL PROPERTY UNIT

FORM 1 - GENERAL INFORMATION

---

Date Received : \_\_\_\_/\_\_\_\_/\_\_\_\_      Received By : \_\_\_\_\_  
Date Approved : \_\_\_\_/\_\_\_\_/\_\_\_\_      Recordation# : \_\_\_\_\_

---

- 1.1 IPR to be registered       Patent       Trademark       Design  
    Copyright       Plant Breeder       Utility Model

1.2 Detailed Description of IPR *(use additional sheets if needed)*  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

1.3 IPO Registration Number \_\_\_\_\_

1.4 Date of Issuance \_\_\_\_\_      1.5 Date of Expiration \_\_\_\_\_

1.6 Registration details with other regulating agencies *(other than IPO and BOC-JPU)*  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

1.7 IPR Owner \_\_\_\_\_

1.8 IPR Owner's Address     Number \_\_\_\_\_      Building \_\_\_\_\_  
   Street Name \_\_\_\_\_  
   City / Municipality / Province \_\_\_\_\_  
   State \_\_\_\_\_      Country \_\_\_\_\_

1.9 Type of Firm       Corporate       Partnership       Sole Proprietorship

1.10 Representatives in the Philippines \_\_\_\_\_

1.11 Representatives' Contact Details  
Contact Person-in-Charge \_\_\_\_\_  
Title/Designation in Company \_\_\_\_\_  
Office Address      Number \_\_\_\_\_      Building \_\_\_\_\_  
   Street Name \_\_\_\_\_  
   City / Municipality / Province \_\_\_\_\_  
   Zip Code \_\_\_\_\_  
  
Office Phone Number \_\_\_\_\_  
Fax Number \_\_\_\_\_  
E-mail Address \_\_\_\_\_

IPR : \_\_\_\_\_ PRODUCT # \_\_\_\_\_ OF \_\_\_\_\_

## FORM 2 - PRODUCT INFORMATION

- 
- 2.1. Classification \_\_\_\_\_
- 2.2. HS Code \_\_\_\_\_
- 2.3. Brand Name \_\_\_\_\_
- 2.4. Model Name \_\_\_\_\_
- 2.5. Description or specification of the product  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 2.6. Estimated Price Range per unit : from \_\_\_\_\_ to \_\_\_\_\_
- 2.7. Date when this product was introduced in the Philippines \_\_\_\_\_
- 2.8. Is this product exclusively marketed in the Philippines?  YES  NO
- 2.9. Is this product currently available in the Philippine market?  YES  NO
- 2.10. Is a sample of the product submitted to BOC-IPU?  YES  NO
- 2.11. If yes, the item was received by \_\_\_\_\_
- 2.12. Is a digital image submitted (in diskette or CD) to BOC-IPU?  YES  NO
- 2.13. Remarks  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

---

*NOTE : Accomplish ONE FORM PER PRODUCT under this IP RECORDATION. Please reproduce this form as needed*

IPR : \_\_\_\_\_  
PRODUCT: \_\_\_\_\_ SUPPLIER # \_\_\_\_\_ OF \_\_\_\_\_

## FORM 2.2 - SUPPLIER INFORMATION

2.2.1. Name of Supplier \_\_\_\_\_

2.2.2. Supplier's Address : Number \_\_\_\_\_ Building Name \_\_\_\_\_  
Street Name \_\_\_\_\_  
City / Municipality /Province \_\_\_\_\_  
State \_\_\_\_\_ Country \_\_\_\_\_

2.2.3. Type of Firm  Corporation  Partnership  Sole Proprietorship

2.2.4. List Incorporators/Partners/Owners (*please use another sheet if necessary*)

NAME	POSITION
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

2.2.5. Representatives in the Philippines \_\_\_\_\_

2.2.6. Representatives' Contact Details :  
Contact Person-in-Charge \_\_\_\_\_  
Title/Designation in company \_\_\_\_\_  
Office Address: Number \_\_\_\_\_ Building Name \_\_\_\_\_  
Street Name \_\_\_\_\_  
City / Municipality /Province \_\_\_\_\_  
Zip Code \_\_\_\_\_  
Office Phone Number \_\_\_\_\_  
Fax Number \_\_\_\_\_  
E-mail Address \_\_\_\_\_

2.2.7. Remarks  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

*NOTE: Accomplish ONE FORM PER SUPPLIER under this PRODUCT and IP RECORDATION. Please reproduce this form as needed.*

<b>IPR :</b> _____	<b>PRODUCT:</b> _____	<b>BROKER #</b> _____ <b>OF</b> _____
--------------------	-----------------------	---------------------------------------

## FORM 2.3 - BROKER INFORMATION

2.3.1. Name of Broker \_\_\_\_\_

2.3.2. CIIS Broker Registration Number \_\_\_\_\_

2.3.3. Broker's Address :    Number \_\_\_\_\_    Building Name \_\_\_\_\_  
    Street Name \_\_\_\_\_  
    City / Municipality /Province \_\_\_\_\_  
    State \_\_\_\_\_    Country \_\_\_\_\_

2.3.4. Type of Firm     Corporation     Partnership     Sole Proprietorship

2.3.5. List Incorporators/Partners/Owners (*please use another sheet if necessary*)

NAME	POSITION
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

2.3.6. Representatives in the Philippines \_\_\_\_\_

2.3.7. Representatives' Contact Details :  
       Contact Person-in-Charge \_\_\_\_\_  
       Title/Designation in company \_\_\_\_\_  
       Office Address: Number \_\_\_\_\_    Building Name \_\_\_\_\_  
    Street Name \_\_\_\_\_  
    City / Municipality /Province \_\_\_\_\_  
    Zip Code \_\_\_\_\_  
       Office Phone Number \_\_\_\_\_  
       Fax Number \_\_\_\_\_  
       E-mail Address \_\_\_\_\_

2.3.8. Remarks \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

*NOTE: Accomplish ONE FORM PER BROKER under this PRODUCT and IP RECORDATION. Please reproduce this form as needed.*

IPR :			DISTRIBUTOR #		OF	
PRODUCT:						

## FORM 2.4 - DISTRIBUTOR INFORMATION

---

2.4.1. Name of Distributor \_\_\_\_\_

2.4.2. Distributor's Address: Number \_\_\_\_\_ Building Name \_\_\_\_\_  
 Street Name \_\_\_\_\_  
 City / Municipality /Province \_\_\_\_\_  
 State \_\_\_\_\_ Country \_\_\_\_\_

2.4.3. Type of Firm     Corporation     Partnership     Sole Proprietorship

2.4.4. List Incorporators/Partners/Owners (*please use another sheet if necessary*)

NAME	POSITION
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

2.4.5. Representatives in the Philippines \_\_\_\_\_

2.4.6. Representatives' Contact Details :

Contact Person-in-Charge \_\_\_\_\_  
 Title/Designation in company \_\_\_\_\_  
 Office Address: Number \_\_\_\_\_ Building Name \_\_\_\_\_  
 Street Name \_\_\_\_\_  
 City / Municipality /Province \_\_\_\_\_  
 Zip Code \_\_\_\_\_

Office Phone Number \_\_\_\_\_  
 Fax Number \_\_\_\_\_  
 E-mail Address \_\_\_\_\_

2.4.7. Remarks

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

---

*NOTE: Accomplish ONE FORM PER DISTRIBUTOR under this PRODUCT and IP RECORDATION. Please reproduce this form as needed.*



IPR : \_\_\_\_\_  
PRODUCT: \_\_\_\_\_ WAREHOUSE # \_\_\_\_\_ OF \_\_\_\_\_

## FORM 2.5 - WAREHOUSE INFORMATION

2.5.1 Name of Warehouse \_\_\_\_\_  
2.5.2 Warehouse Address: Number \_\_\_\_\_ Building Name \_\_\_\_\_  
Street Name \_\_\_\_\_  
City / Municipality / Province \_\_\_\_\_  
State \_\_\_\_\_ Country \_\_\_\_\_

2.5.3 Type of Firm  Corporation  Partnership  Sole Proprietorship

2.5.4 List Incorporators/Partners/Owners (*please use another sheet if necessary*)

NAME

POSITION

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

2.5.5 Representatives in the Philippines \_\_\_\_\_

2.5.6 Representatives' Contact Details:

Contact Person-in-Charge \_\_\_\_\_

Title/Designation in company \_\_\_\_\_

Office Address: Number \_\_\_\_\_ Building Name \_\_\_\_\_

Street Name \_\_\_\_\_

City / Municipality / Province \_\_\_\_\_

Zip Code \_\_\_\_\_

Office Phone Number \_\_\_\_\_

Fax Number \_\_\_\_\_

E-mail Address \_\_\_\_\_

2.5.7 Remarks

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

*NOTE: Accomplish ONE FORM PER WAREHOUSE under this PRODUCT and IP RECORDATION. Please reproduce this form as needed.*

# CERTIFICATION

THIS IS TO CERTIFY that the undersigned has read Republic Act 8293 (The Intellectual Property Code of the Philippines) and Customs Administrative Order No. 6-2002 (Rules & Regulations Implementing R.A. 8293), and other related rules and regulations implementing them.

It is further certified that all information contained in this **Recordation Form** are true and correct.

Done in the city/municipality of \_\_\_\_\_ this \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
Signature over name of IP Owner's  
Authorized Representative

Name of Company: \_\_\_\_\_  
Recordation Number: \_\_\_\_\_

SUBSCRIBED AND SWORN to before me this \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_, 200\_\_ in the City/Municipality of \_\_\_\_\_, Affiant exhibited to me his/her Community Tax Certificate No. \_\_\_\_\_ issued in \_\_\_\_\_ on \_\_\_\_\_

Notary Public

Doc. No. \_\_\_\_\_  
Page No. \_\_\_\_\_  
Book No. \_\_\_\_\_  
Series of \_\_\_\_\_



Republic of the Philippines  
 Department of Finance  
 Bureau of Customs



**INTELLIGENCE AND ENFORCEMENT GROUP  
 INTELLECTUAL PROPERTY UNIT**

**COMPLAINTS FORM**

Complaint Number \_\_\_\_\_ Date Filed \_\_\_\_\_  
 Receiving Office \_\_\_\_\_  
 Product Suspected to be Violated \_\_\_\_\_  
 Reason for Suspecting \_\_\_\_\_

Is the shipment hazardous?  YES  NO

Suspected Importer \_\_\_\_\_  
 Suspected Supplier \_\_\_\_\_  
 Suspected Distributor \_\_\_\_\_  
 Suspected Broker \_\_\_\_\_  
 Suspected Port of Entry \_\_\_\_\_  
 Suspected Country of Origin \_\_\_\_\_  
 Suspected Warehouse \_\_\_\_\_

Shipment's Estimated Arrival Date from \_\_\_\_\_ to \_\_\_\_\_

Name of Filer \_\_\_\_\_  
 Company Represented by Filer \_\_\_\_\_

Is the Filer the IP Owner or representative of the owner? \_\_\_\_\_

Filer's Contact Information  
 Office Address Number \_\_\_\_\_ Building \_\_\_\_\_  
 Street Name \_\_\_\_\_  
 City / Municipality / Province \_\_\_\_\_  
 Office Phone Number \_\_\_\_\_  
 Fax Number \_\_\_\_\_  
 E-mail Address \_\_\_\_\_

Other Agency Contacted Regarding this Complaint \_\_\_\_\_

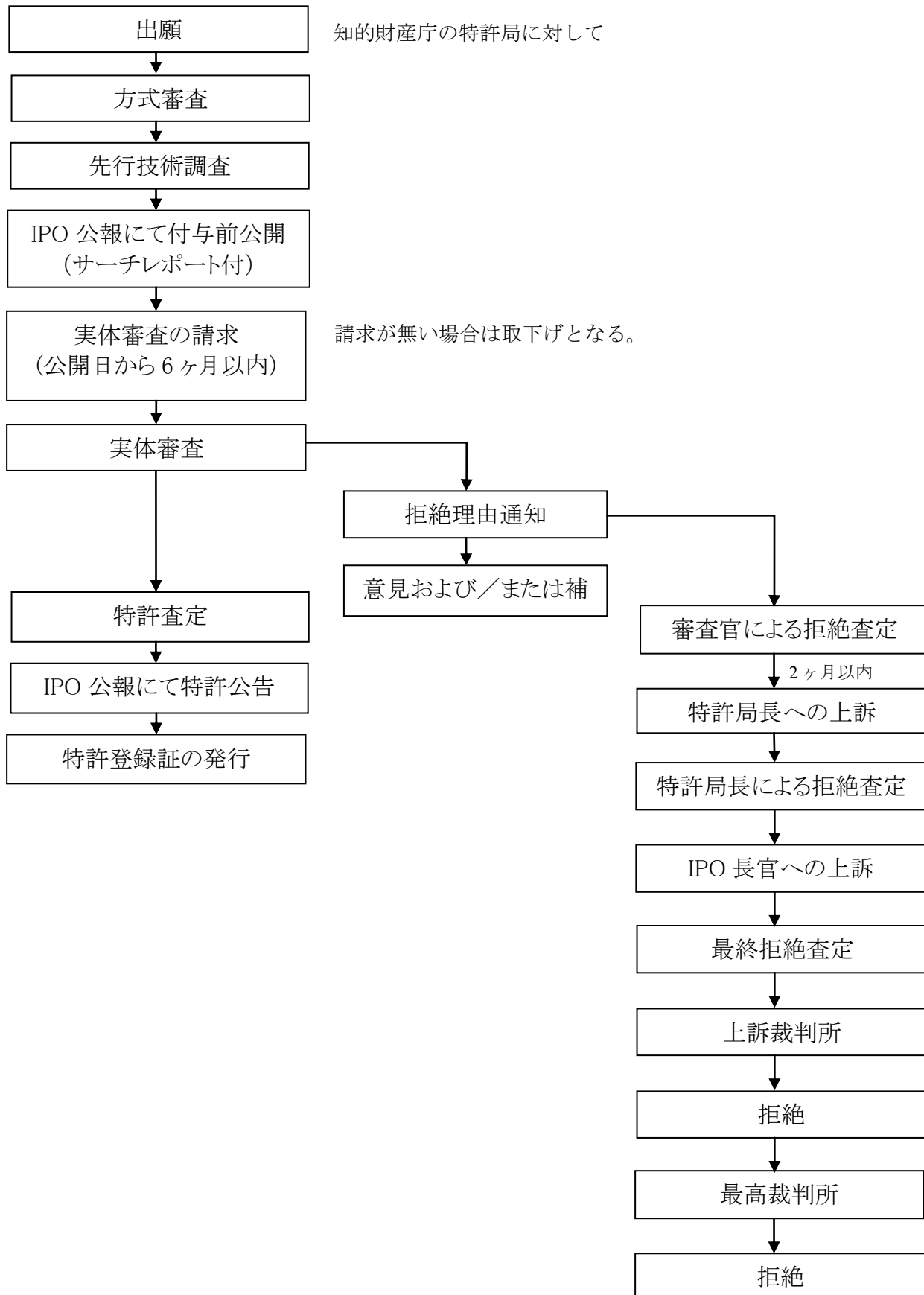
Contact Person from this Agency \_\_\_\_\_

Reference Number \_\_\_\_\_ Telephone \_\_\_\_\_

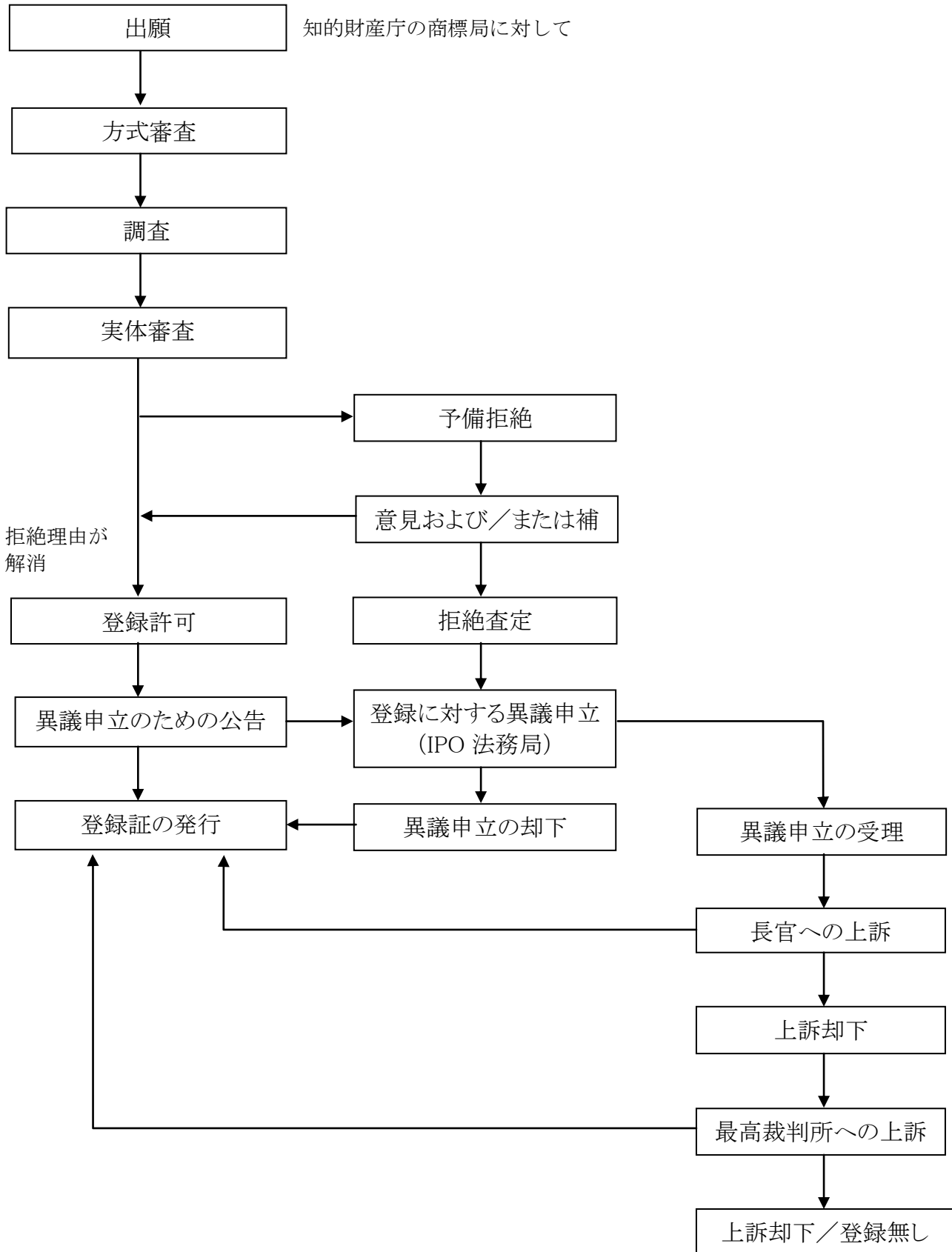
Remarks:  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_



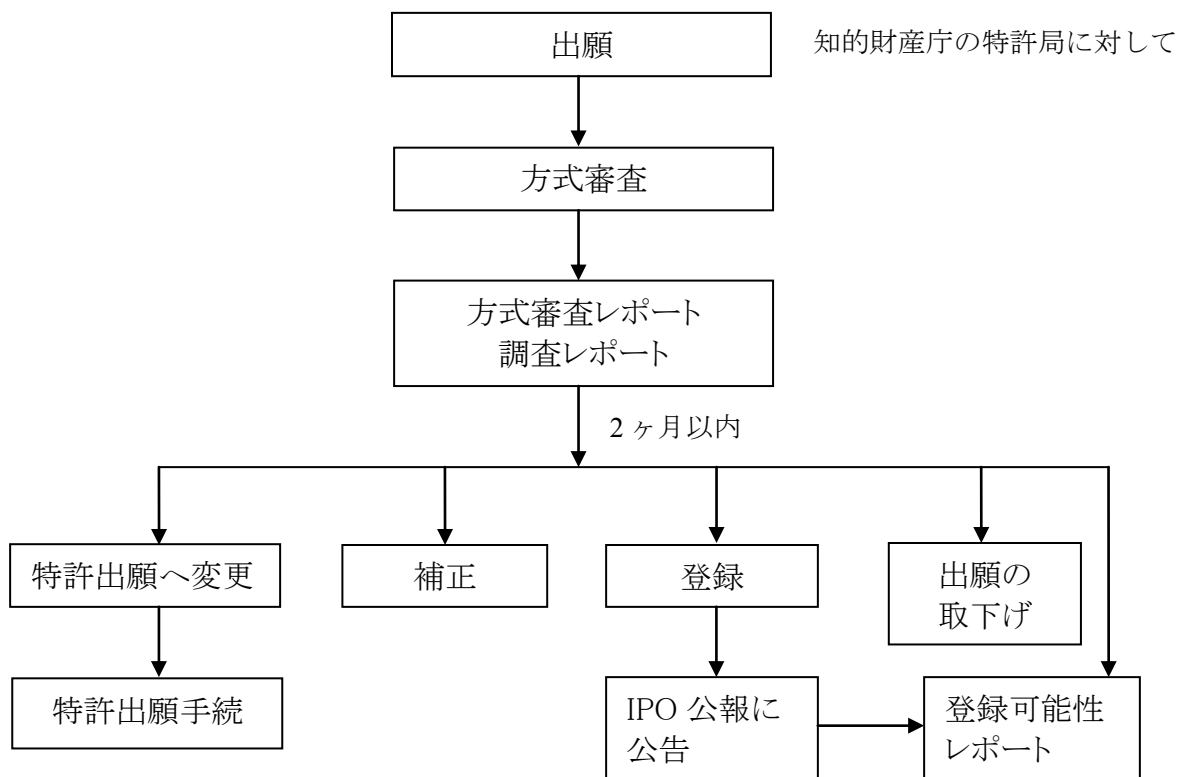
資料 15 特許出願登録手続



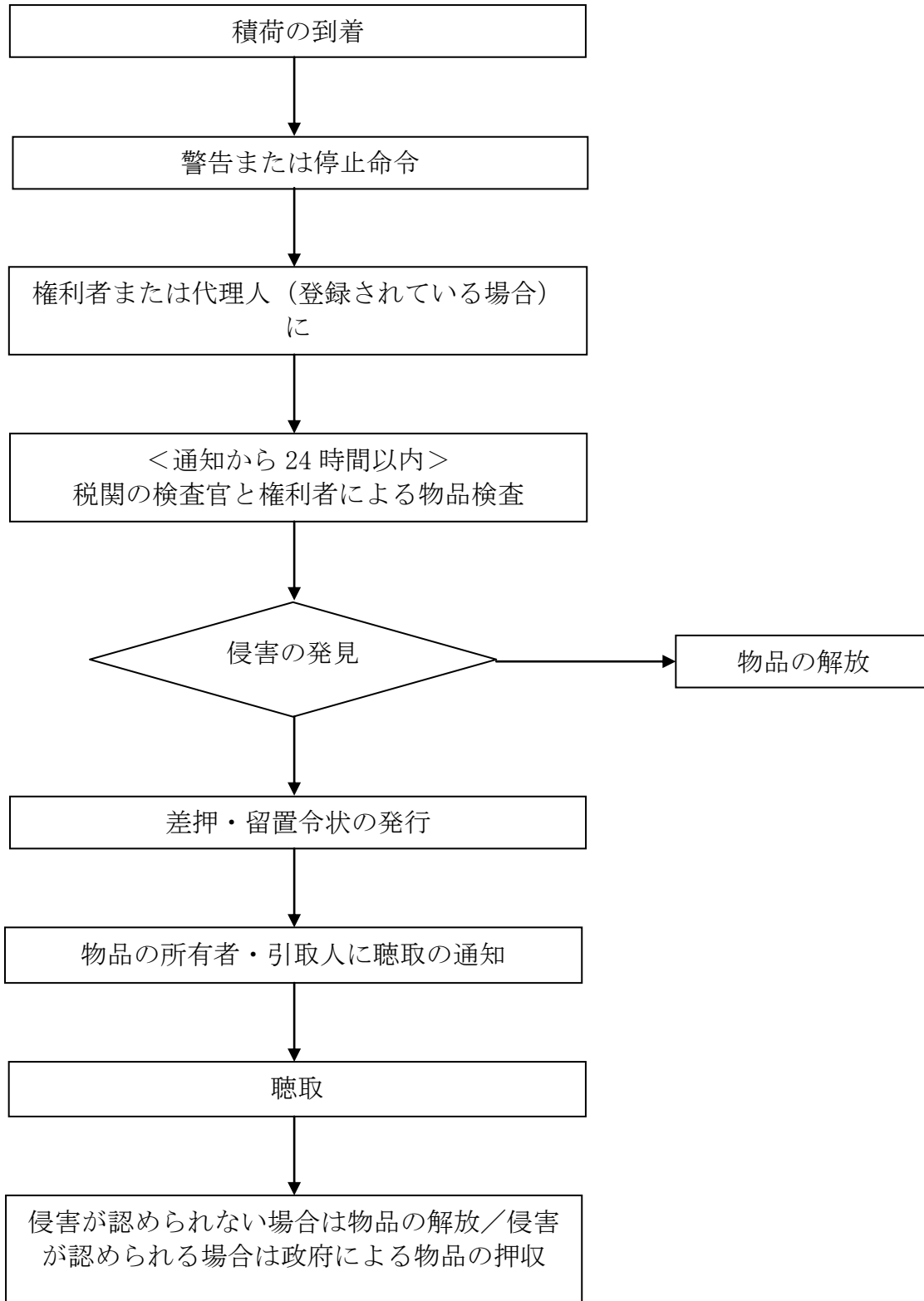
資料 16 商標・サービスマーク出願登録手続



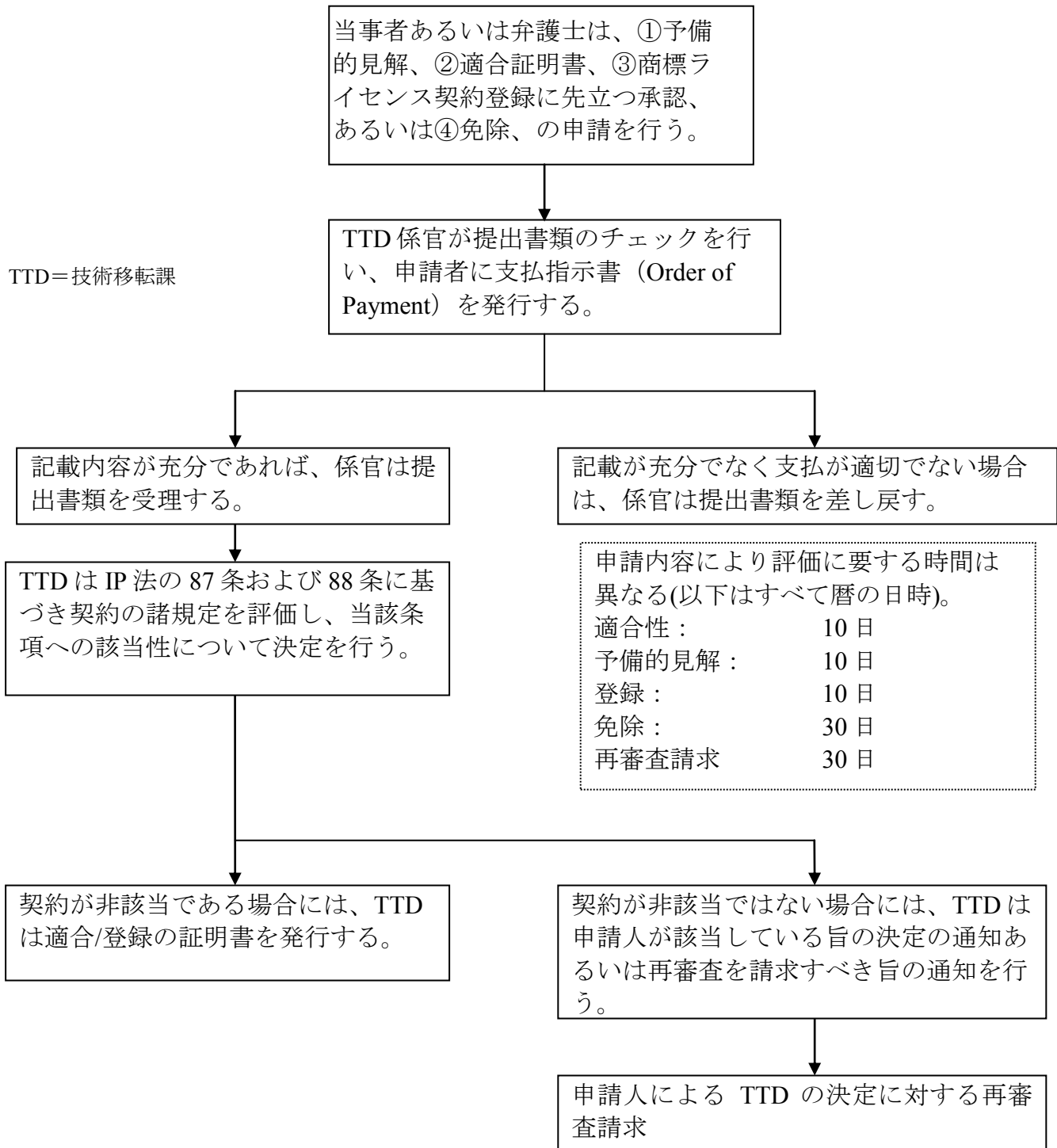
資料 17 実用新案／意匠出願登録手続



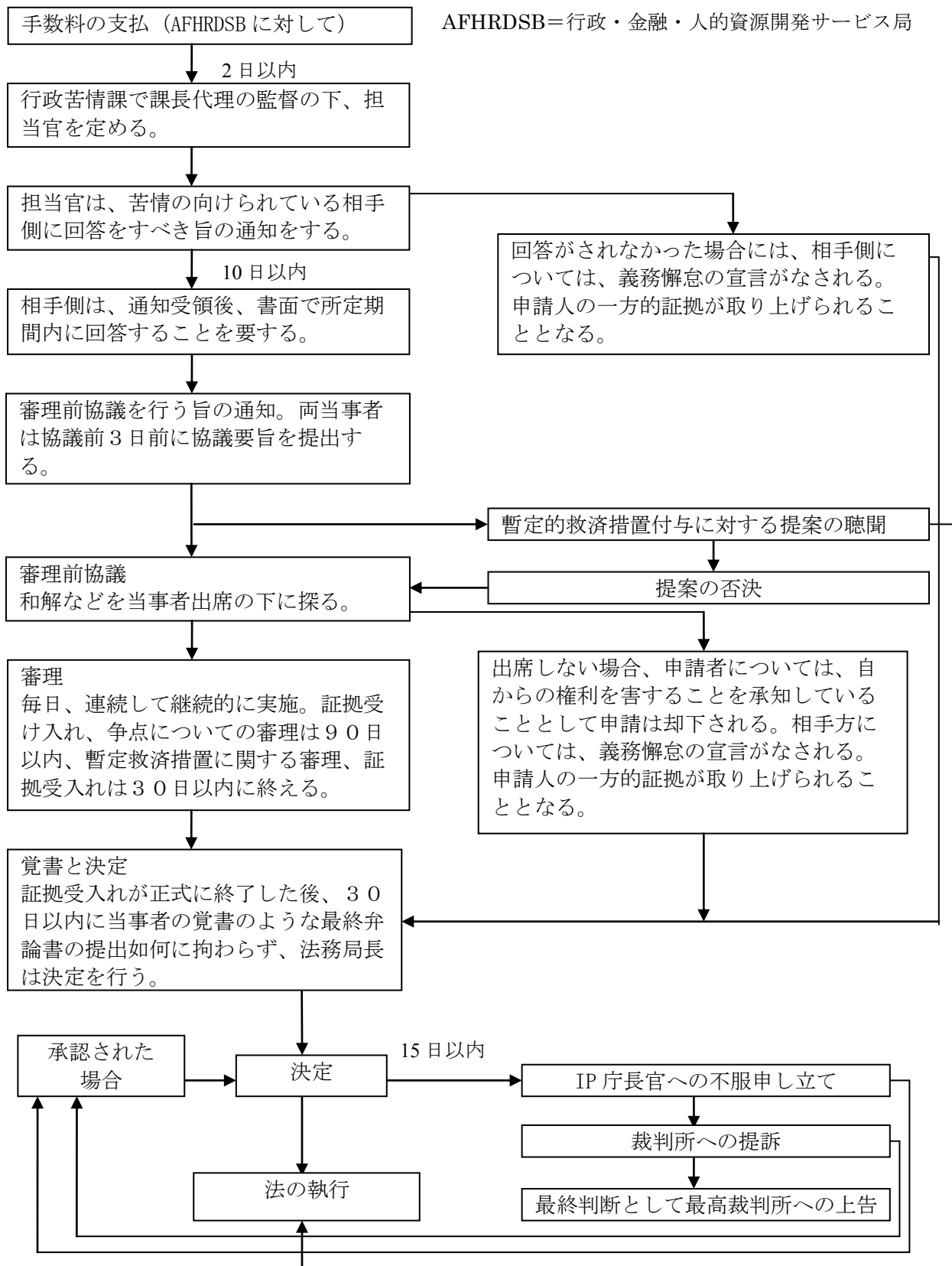
資料 18 税関における取締



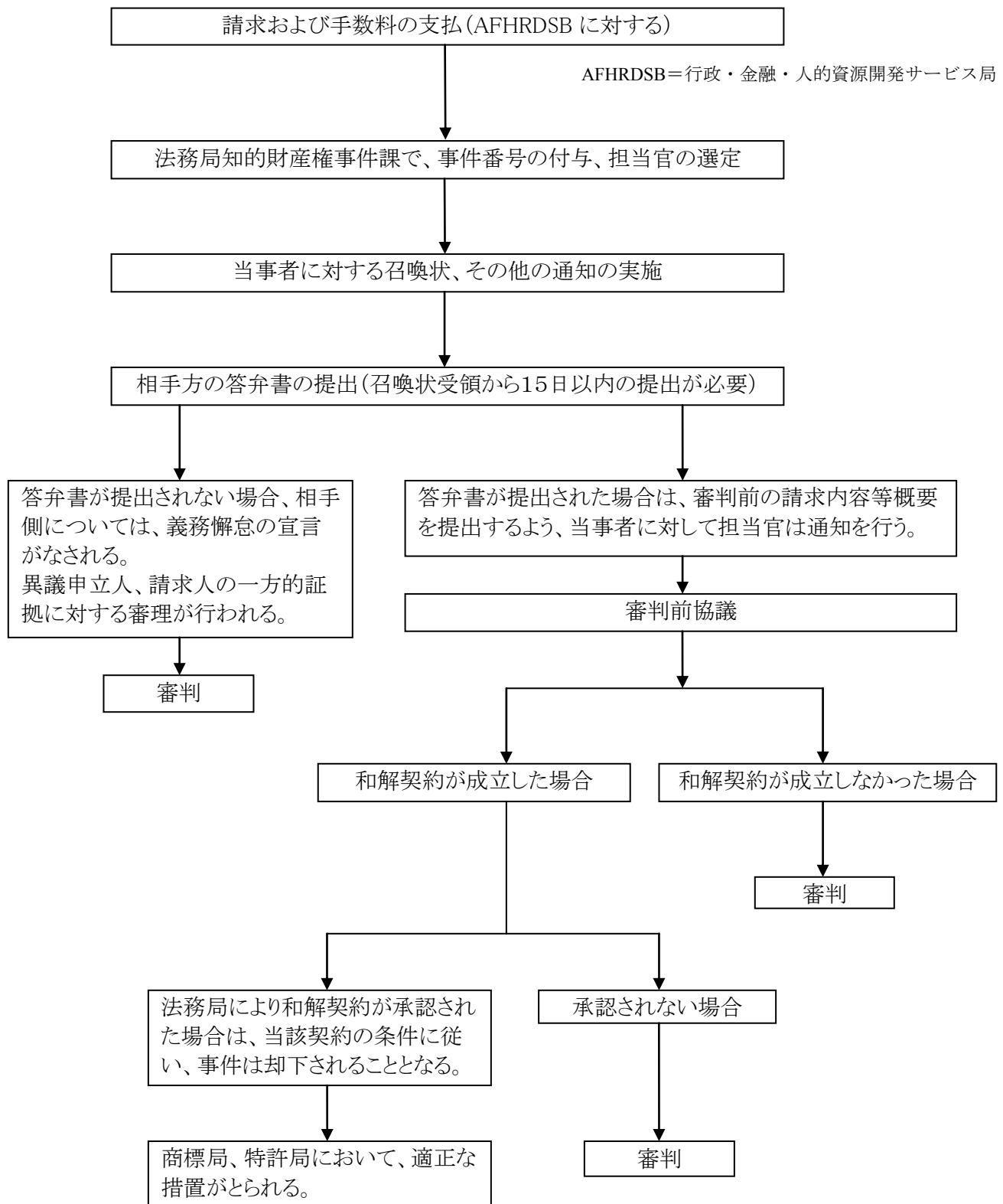
資料 19 技術移転の登録



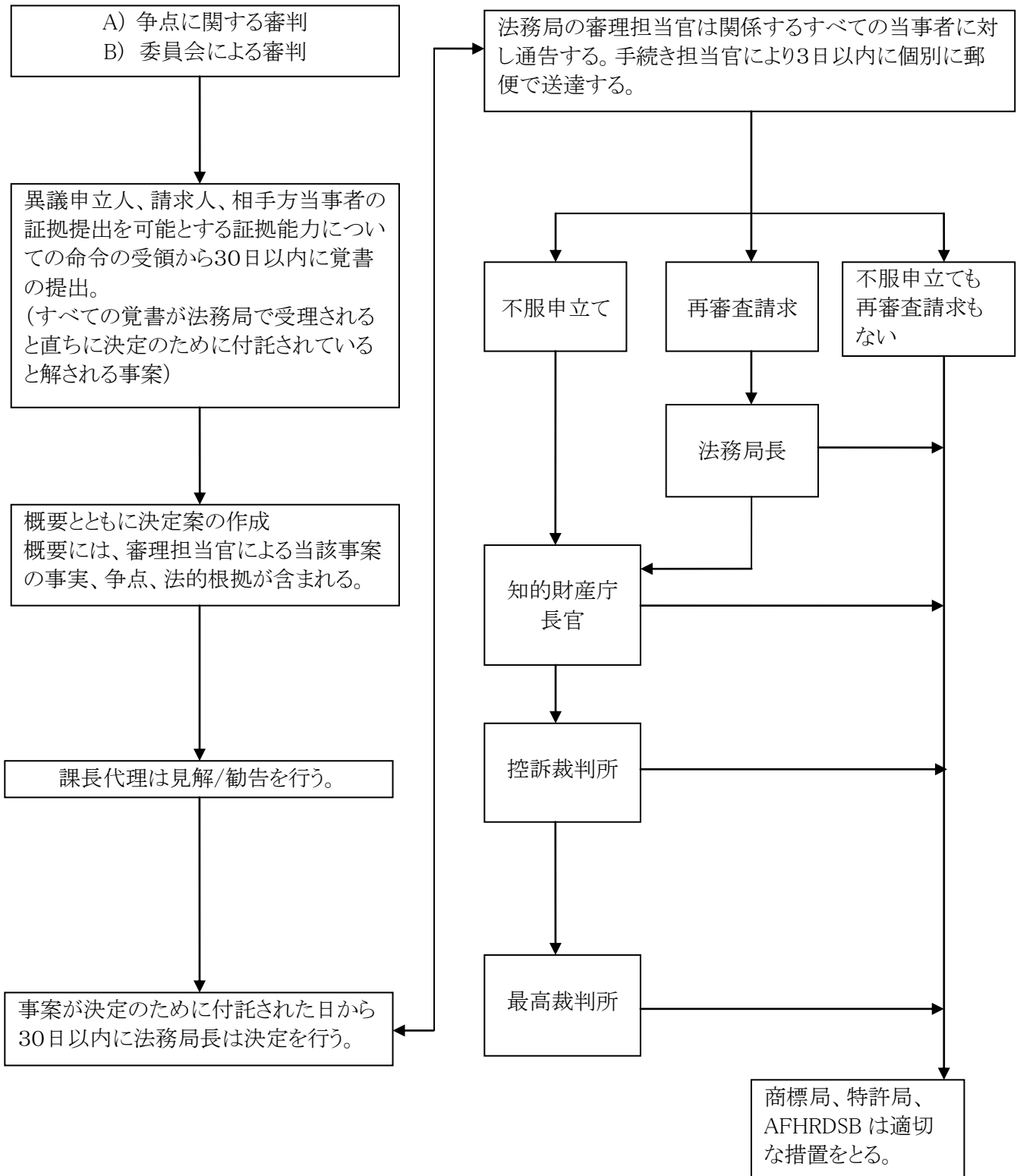
資料 20 知的財産権侵害に対する行政措置申立



資料 21 法務局における知的財産権の当事者間紛争処理(無効審判等)の流れ(1)



資料 22 法務局における知的財産権の当事者間紛争処理(無効審判等)の流れ(2)





## [執筆者]

### <編集>

編集長 ALEX FERDINAND S. FIDER

編集者 DIVINA P.V. ILAS-PANGANIBAN

編集助手 MAY A. CANIBA

KURT T. YEUNG

### <寄稿者>

ALEX FERDINAND S. FIDER

VICTOR BASILIO N. DE LEON

JOHN PAUL M. GABA

DIVINA P.V. ILAS-PANGANIBAN

RICHMOND K. LEE

ANTONIO RAY A. ORTIGUERA

JOSE EDUARDO T. GENILO

DAIZA ANNE O. MERCADO

MARIA ISABEL M. LLAVE

MARIA ANGELICA BIENVENIDA D. HIPOLITO

MAY A. CANIBA

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル フィリピン編

[著者]

Angara Abello Concepcion Regala & Cruz Law Offices

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2010 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2010 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

